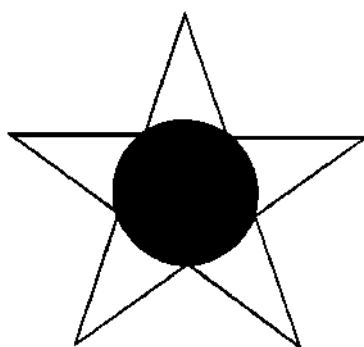


令和 3 年 度 (2021年度)

# 市 税 概 要



旭 川 市 税 務 部

# 目 次

## I 総 括

1	市 の 概 況	1
(1)	人口・世帯数・面積等	1
(2)	市域の変遷	1
2	財 政	2
(1)	令和3年度一般会計歳入歳出当初予算額	2
ア	歳 入	2
イ	歳 出	2
(2)	令和2年度一般会計歳入歳出決算額	3
ア	歳 入	3
イ	歳 出	3
(3)	一般会計歳入歳出決算額の推移	4
ア	歳 入	4
イ	歳 出	4
(4)	自主財源と依存財源	6
ア	令和3年度一般会計当初予算額	6
イ	令和2年度一般会計決算額	7
ウ	財源別累年比較	6
3	市税予算額及び決算額	8
(1)	令和2年度市税決算額	8
(2)	予算額の対比	10
(3)	市税総額における各税の割合	11
(4)	年度別市税決算額推移	12
(5)	市税の税目別決算調定額推移	13
(6)	市税の税目別決算額推移	13
(7)	市税の税目別決算状況	14
(8)	目的税の使途（令和2年度決算）	19
4	徴 税 費	20
(1)	市税に対する徴税費の割合	20
(2)	徴税費の内訳	20
5	税 制	22
(1)	市税の一覧	22
(2)	市税税率の変遷	24
(3)	税務機構	28
(4)	税務機構及び事務分掌	29
(5)	税務機構の変遷	31
(6)	年齢階層別職員数	32
(7)	職員勤続年数	32
6	市税関係証明交付等件数	33

## II 課税の概況

1	市 民 税	35
(1)	個人市民税	35
ア	年度別納税義務者数及び調定額	35
イ	業種別納税義務者数（課税状況調）	36
ウ	業種別総所得金額（課税状況調）	36
エ	業種別課税標準額及び所得割額（課税状況調）	37
オ	業種別所得割負担状況（課税状況調）	37
カ	個人市民税の所得控除等の変遷	38
キ	所得税・市民税課税最低限の推移（給与所得者）	43
(2)	法人市民税	44
ア	年度別法人数及び調定額	44
イ	分類別法人数（令和2年度末現在の登録法人数）	44
A	産業別	44
B	資本金等及び従業者別	44
C	組織別	44
ウ	産業別調定額の推移	45
エ	月別調定額の推移	45
オ	自主申告比率	46
カ	法人異動内訳	46
2	固定資産税	47
(1)	調 定 額	47
ア	年度別納税義務者数及び調定額	47
イ	令和2年度固定資産税調定額構成比	47
(2)	土 地	48
ア	地目別決定価格及び課税標準額（概要調書）	48
イ	地目別最高及び平均価格	48
ウ	課税標準段階別納税義務者数	49
エ	課税標準の特例適用状況（令和3年度：概要調書）	49
オ	土地に関する概要調書（令和3年度）	50
カ	負担調整に関する年度別状況（概要調書）	51
キ	土地に係る負担調整措置の変遷	52
(3)	家 屋	57
ア	構造別決定価格及び床面積（概要調書）	57
イ	木造家屋種類別調（概要調書）	57
ウ	非木造家屋構造別調（概要調書）	57
エ	家屋種類・構造別調（令和3年度：概要調書）	58
オ	決定価格段階別納税義務者数	58
カ	課税標準の特例適用状況（令和3年度：概要調書）	59
キ	新築軽減適用状況	59

(4) 償却資産	60
ア 資産の種類別課税標準額	60
イ 課税標準段階別納税義務者数（概要調書）	60
ウ 種類別決定価格等（令和3年度：概要調書）	61
エ 課税標準の特例適用状況（令和3年度：概要調書）	61
(5) 国有資産等所在市町村交付金	62
(6) 固定資産（土地・家屋）縦覧件数	62
(7) 登記済通知件数	62
3 軽自動車税	63
(1) 年度別・車種別台数及び調定額	63
(2) 軽自動車等1台当たりの人口及び世帯数	64
(3) 令和2年度車種別構成比	64
4 市たばこ税	65
(1) 令和2年度月別売渡本数及び調定額	65
(2) 年度別売渡本数及び調定額	65
5 入湯税	66
(1) 年度別特別徴収義務者数及び調定額	66
6 事業所税	66
(1) 年度別納税義務者数及び調定額	66
(2) 年度別課税標準	66
(3) 令和2年度事業所税月別課税標準及び調定額	67
7 都市計画税	68
(1) 年度別納税義務者数及び調定額	68
(2) 課税標準の特例適用状況（令和3年度：概要調書）	68
(3) 負担調整に関する年度別状況（概要調書）	69

### Ⅲ 納税の概況

1 税目別収入率の推移	71
2 口座振替利用状況	72
(1) 金融機関別	72
(2) 税目別	72
3 郵便振替利用状況	72
4 コンビニ納付利用状況	73
5 督促状発付件数	74
6 差押件数及び公売件数	74
7 不納欠損額	75
(1) 年度別不納欠損額	75
(2) 令和2年度不納欠損額内訳	75
8 道民税（個人）収入状況	76

9	税関係諸収入の状況	76
10	歳出還付金等支出状況	76

#### IV その他

1	市民の年度別市税負担額	77
2	市民の租税負担額推計	78
(1)	平成28年度	78
ア	総額	78
イ	市民1人当たり，1世帯当たり負担税額	78
(2)	平成29年度	79
ア	総額	79
イ	市民1人当たり，1世帯当たり負担税額	79
(3)	平成30年度	80
ア	総額	80
イ	市民1人当たり，1世帯当たり負担税額	80
(4)	令和元年度	81
ア	総額	81
イ	市民1人当たり，1世帯当たり負担税額	81
(5)	令和2年度	82
ア	総額	82
イ	市民1人当たり，1世帯当たり負担税額	82

#### V 参考資料

1	令和2年度道内主要都市決算状況	83
2	道内各市年度別収入率	93

# I 総 括

- 1 市 の 概 況
- 2 財 政
- 3 市税予算額及び決算額
- 4 徴 税 費
- 5 税 制
- 6 市税関係証明交付等件数

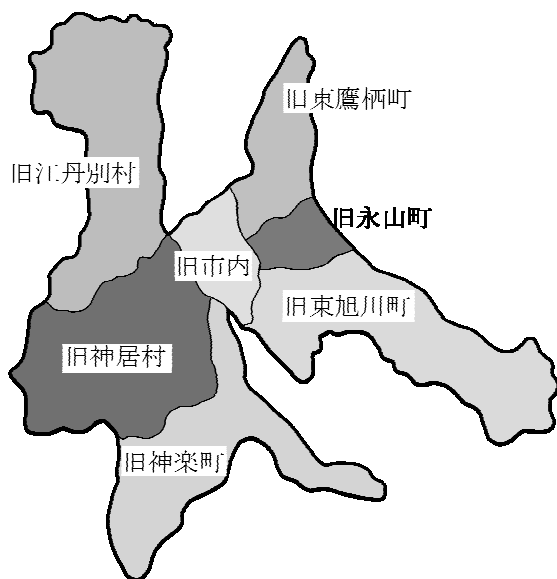
# 1 市の概況

## (1) 人口・世帯数・面積等

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	
人 口	343,393 人	340,523 人	337,998 人	334,696 人	331,951 人	
世 帯 数	177,845 世帯	177,874 世帯	177,966 世帯	177,905 世帯	178,109 世帯	
面 積	747.66 km <sup>2</sup>	747.66 km <sup>2</sup>	747.66 km <sup>2</sup>	747.66 km <sup>2</sup>	747.66 km <sup>2</sup>	
税 務 職 員 数	146 人	144 人	143 人	142 人	141 人	
税 務 職 員 1 人 当 た り	人 口	2,352 人	2,365 人	2,364 人	2,357 人	2,354 人
	世 帯 数	1,218 世帯	1,235 世帯	1,245 世帯	1,253 世帯	1,263 世帯
	面 積	5.12 km <sup>2</sup>	5.19 km <sup>2</sup>	5.23 km <sup>2</sup>	5.27 km <sup>2</sup>	5.30 km <sup>2</sup>

※各年度10月1日現在の数値である。なお、人口及び世帯数は、住民基本台帳による。

## (2) 市域の変遷



(単位：km<sup>2</sup>)

年 月 日	変 遷	面 積
T11.8.1	市 制 施 行	22.23
S7.11.1	永山村一部編入	26.54
S17.9.10	東旭川村一部編入	32.28
S25.4.1	東神楽村一部編入	34.43
S26.4.1	東鷹栖村一部編入	42.79
S30.4.1	神居・江丹別村 合 併	364.77
S36.4.1	永 山 町 合 併	394.96
S38.8.15	東 旭 川 町 合 併	553.85
S43.3.1	神 楽 町 合 併	680.64
S46.3.2	東 鷹 栖 町 合 併	749.42
H1.11.10	国土地理院の 改測による修正	747.72
H2.10.20	国土地理院の 地形図の修正	747.45
H5.9.30	〃	747.44
H7.8.10	国土地理院の 地形図の改測	747.53
H8.8.10	〃	747.60
H26.10.1	国土地理院の 測定方法の変更	747.66

## 2 財 政

### (1) 令和3年度一般会計歳入歳出当初予算額

#### ア 歳 入

(単位：千円, %)

科 目	令和2年度		令和3年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年比
1 市 税	40,000,000	25.8	39,000,000	24.4	97.5
2 ゴルフ場利用税交付金	14,500	0.0	12,978	0.0	89.5
3 自動車取得税交付金	350	0.0	1	0.0	0.3
4 環境性能割交付金	101,000	0.1	74,000	0.0	73.3
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	260,000	0.2	277,951	0.2	106.9
6 地方特例交付金	257,000	0.2	456,000	0.3	177.4
7 地方交付税	32,739,000	21.1	30,825,000	19.3	94.2
8 交通安全対策特別交付金	55,000	0.0	54,000	0.0	98.2
9 地方譲与税	1,481,461	0.9	1,488,461	0.9	100.5
10 利子割交付金	85,000	0.0	48,000	0.0	56.5
11 配当割交付金	84,000	0.0	82,000	0.1	97.6
12 株式等譲渡所得割交付金	48,000	0.0	97,000	0.1	202.1
13 法人事業税交付金	100,000	0.1	282,000	0.2	282.0
14 地方消費税交付金	7,165,000	4.6	7,520,000	4.7	105.0
15 分担金及び負担金	423,276	0.3	394,853	0.2	93.3
16 使用料及び手数料	3,510,400	2.3	3,191,838	2.0	90.9
17 国庫支出金	34,081,438	22.0	34,773,354	21.7	102.0
18 道支出金	11,505,771	7.4	11,563,696	7.2	100.5
19 財産収入	923,507	0.6	497,375	0.3	53.9
20 寄附金	838,503	0.5	1,718,678	1.1	205.0
21 繰入金	1,239,363	0.8	1,634,832	1.0	131.9
22 繰越金	1	0.0	1	0.0	100.0
23 諸収入	9,267,530	6.0	11,646,582	7.3	125.7
24 市債	11,049,900	7.1	14,491,400	9.0	131.1
歳入合計	155,230,000	100.0	160,130,000	100.0	103.2

#### イ 歳 出

(単位：千円, %)

科 目	令和2年度		令和3年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年比
1 議会費	463,437	0.3	466,268	0.3	100.6
2 総務費	6,612,092	4.3	9,019,953	5.6	136.4
3 民生費	71,696,945	46.2	72,200,813	45.1	100.7
4 衛生費	9,198,898	5.9	9,480,387	5.9	103.1
5 労働費	107,109	0.1	112,019	0.1	104.6
6 農林水産業費	1,689,987	1.1	1,626,238	1.0	96.2
7 商工費	5,991,527	3.9	7,815,827	4.9	130.4
8 土木費	15,208,878	9.8	15,189,040	9.5	99.9
9 消防費	760,390	0.5	797,079	0.5	104.8
10 教育費	8,287,894	5.3	7,987,564	5.0	96.4
11 災害復旧費	60,300	0.0	59,300	0.1	98.3
12 公債費	17,272,543	11.1	17,345,512	10.8	100.4
13 職員費	17,830,000	11.5	17,980,000	11.2	100.8
14 予備費	50,000	0.0	50,000	0.0	100.0
歳出合計	155,230,000	100.0	160,130,000	100.0	103.2



(2) 令和2年度一般会計歳入歳出決算額

ア 歳 入

(単位：千円, %)

科 目	令和元年度		令和2年度		
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	対前年比
1 市 税	40,283,960	25.3	39,827,865	19.8	98.9
2 ゴルフ場利用税交付金	14,609	0.0	14,519	0.0	99.4
3 自動車取得税交付金	124,279	0.1	0	0.0	0.0
4 環境性能割交付金	35,897	0.0	77,797	0.1	216.7
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	278,508	0.2	277,951	0.1	99.8
6 地方特例交付金	459,293	0.3	256,753	0.1	55.9
7 地方交付税	32,691,022	20.5	31,659,088	15.7	96.8
8 交通安全対策特別交付金	50,669	0.0	57,244	0.0	113.0
9 地方譲与税	1,417,700	0.9	1,227,656	0.6	86.6
10 利子割交付金	26,933	0.0	31,461	0.0	116.8
11 配当割交付金	87,356	0.1	76,077	0.0	87.1
12 株式等譲渡所得割交付金	56,666	0.0	92,592	0.1	163.4
13 法人事業税交付金	-	-	252,302	0.1	皆増
14 地方消費税交付金	6,464,254	4.1	7,881,202	3.9	121.9
15 分担金及び負担金	581,413	0.4	387,467	0.2	66.6
16 使用料及び手数料	3,328,260	2.1	2,945,998	1.5	88.5
17 国庫支出金	34,653,054	21.7	76,387,317	37.9	220.4
18 道支出金	11,010,205	6.9	11,889,802	5.9	108.0
19 財産収入	371,204	0.2	548,485	0.3	147.8
20 寄附金	1,007,694	0.6	1,572,503	0.8	156.0
21 繰入金	1,393,037	0.9	451,188	0.2	32.4
22 繰越金	552,530	0.3	686,486	0.3	124.2
23 諸収入	10,199,073	6.4	9,907,560	4.9	97.1
24 市債	14,372,994	9.0	15,153,539	7.5	105.4
歳入合計	159,460,610	100.0	201,662,852	100.0	126.5

イ 歳 出

(単位：千円, %)

科 目	令和元年度		令和2年度		
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	対前年比
1 議会費	443,458	0.3	425,613	0.2	96.0
2 総務費	6,378,811	4.0	8,200,130	4.1	128.6
3 民生費	70,836,157	44.8	105,867,630	53.2	149.5
4 衛生費	8,999,553	5.7	9,879,644	5.0	109.8
5 労働費	92,252	0.1	129,902	0.1	140.8
6 農林水産業費	1,602,974	1.0	1,645,493	0.8	102.7
7 商工費	6,311,746	4.0	8,630,924	4.3	136.7
8 土木費	16,763,877	10.6	16,661,192	8.4	99.4
9 消防費	785,779	0.5	704,958	0.4	89.7
10 教育費	10,093,070	6.4	12,385,516	6.2	122.7
11 災害復旧費	156,950	0.1	192	0.0	0.1
12 公債費	18,097,437	11.4	17,228,521	8.6	95.2
13 職員費	17,604,442	11.1	17,356,370	8.7	98.6
歳出合計	158,166,506	100.0	199,116,085	100.0	125.9

(3) 一般会計歳入歳出決算額の推移

ア 歳 入

科 目	平成28年度		平成29年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
1 市 税	39,985,491	25.6	40,022,339	25.3
2 ゴルフ場利用税交付金	12,574	0.0	12,792	0.0
3 自動車取得税交付金	189,007	0.1	276,874	0.2
4 環境性能割交付金	-	-	-	-
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	246,151	0.2	257,198	0.2
6 地方特例交付金	138,945	0.1	149,383	0.1
7 地方交付税	33,012,738	21.1	32,101,635	20.3
8 交通安全対策特別交付金	56,006	0.0	53,900	0.0
9 地方譲与税	1,394,459	0.9	1,395,409	0.9
10 利子割交付金	37,689	0.0	66,600	0.0
11 配当割交付金	69,962	0.0	94,543	0.1
12 株式等譲渡所得割交付金	42,145	0.0	95,542	0.1
13 法人事業税交付金	-	-	-	-
14 地方消費税交付金	6,277,109	4.0	6,723,189	4.3
15 分担金及び負担金	1,087,407	0.7	855,546	0.5
16 使用料及び手数料	3,414,269	2.2	3,395,680	2.2
17 国庫支出金	34,907,437	22.3	34,906,359	22.1
18 道 支 出 金	9,109,159	5.8	9,679,599	6.1
19 財 産 収 入	697,561	0.5	151,251	0.1
20 寄 附 金	191,660	0.1	213,780	0.2
21 繰 入 金	1,649,835	1.1	2,976,930	1.8
22 繰 越 金	747,999	0.5	683,855	0.4
23 諸 収 入	9,356,815	6.0	9,096,024	5.8
24 市 債	13,730,425	8.8	14,703,918	9.3
歳 入 合 計	156,354,843	100.0	157,912,346	100.0

イ 歳 出

科 目	平成28年度		平成29年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
1 議 会 費	451,612	0.3	454,921	0.3
2 総 務 費	5,460,262	3.5	4,890,726	3.1
3 民 生 費	69,852,893	45.1	71,366,680	45.6
4 衛 生 費	10,000,940	6.4	9,208,426	5.9
5 労 働 費	112,977	0.1	99,788	0.1
6 農 林 水 産 業 費	1,372,857	0.9	1,396,756	0.9
7 商 工 費	7,530,226	4.9	6,783,831	4.3
8 土 木 費	15,562,998	10.0	16,922,261	10.8
9 消 防 費	769,032	0.5	824,710	0.5
10 教 育 費	8,552,073	5.5	9,153,115	5.8
11 災 害 復 旧 費	186,437	0.1	168,402	0.1
12 公 債 費	17,742,260	11.4	17,871,490	11.4
13 職 員 費	17,460,745	11.3	17,505,090	11.2
歳 出 合 計	155,055,312	100.0	156,646,196	100.0

(単位：千円，%)

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科 目
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
39,956,307	25.7	40,283,960	25.3	39,827,865	19.8	市 税
12,926	0.0	14,609	0.0	14,519	0.0	ゴルフ場利用税交付金
249,696	0.2	124,279	0.1	0	0.0	自動車取得税交付金
-	-	35,897	0.0	77,797	0.1	環境性能割交付金
253,340	0.2	278,508	0.2	277,951	0.1	国有提供施設等所在 市町村助成交付金
175,182	0.1	459,293	0.3	256,753	0.1	地方特例交付金
32,290,530	20.8	32,691,022	20.5	31,659,088	15.7	地方交付税
51,590	0.0	50,669	0.0	57,244	0.0	交通安全対策 特別交付金
1,413,552	0.9	1,417,700	0.9	1,227,656	0.6	地方譲与税
54,397	0.0	26,933	0.0	31,461	0.0	利子割交付金
73,280	0.0	87,356	0.1	76,077	0.0	配当割交付金
63,263	0.0	56,666	0.0	92,592	0.1	株式等譲渡 所得割交付金
-	-	-	-	252,302	0.1	法人事業税交付金
6,832,617	4.4	6,464,254	4.1	7,881,202	3.9	地方消費税交付金
863,640	0.6	581,413	0.4	387,467	0.2	分担金及び負担金
3,377,973	2.2	3,328,260	2.1	2,945,998	1.5	使用料及び手数料
32,971,524	21.2	34,653,054	21.7	76,387,317	37.9	国庫支出金
10,501,311	6.8	11,010,205	6.9	11,889,802	5.9	道支出金
111,254	0.1	371,204	0.2	548,485	0.3	財産収入
415,765	0.3	1,007,694	0.6	1,572,503	0.8	寄附金
1,072,563	0.7	1,393,037	0.9	451,188	0.2	繰入金
684,868	0.4	552,530	0.3	686,486	0.3	繰越金
8,599,496	5.5	10,199,073	6.4	9,907,560	4.9	諸収入
15,431,565	9.9	14,372,994	9.0	15,153,539	7.5	市債
155,456,639	100.0	159,460,610	100.0	201,662,852	100.0	歳入合計

(単位：千円，%)

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科 目
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
437,255	0.3	443,458	0.3	425,613	0.2	議会費
4,854,147	3.2	6,378,811	4.0	8,200,130	4.1	総務費
68,701,373	44.5	70,836,157	44.8	105,867,630	53.2	民生費
9,429,760	6.1	8,999,553	5.7	9,879,644	5.0	衛生費
105,249	0.1	92,252	0.1	129,902	0.1	労働費
1,421,320	0.9	1,602,974	1.0	1,645,493	0.8	農林水産業費
5,861,458	3.8	6,311,746	4.0	8,630,924	4.3	商工費
16,590,307	10.7	16,763,877	10.6	16,661,192	8.4	土木費
1,025,238	0.7	785,779	0.5	704,958	0.4	消防費
10,083,597	6.5	10,093,070	6.4	12,385,516	6.2	教育費
501,237	0.3	156,950	0.1	192	0.0	災害復旧費
17,966,116	11.6	18,097,437	11.4	17,228,521	8.6	公債費
17,465,888	11.3	17,604,442	11.1	17,356,370	8.7	職員費
154,442,945	100.0	158,166,506	100.0	199,116,085	100.0	歳出合計

(4) 自主財源と依存財源

ア 令和3年度一般会計当初予算額

(単位：千円)

自主財源		依存財源	
市 税	39,000,000	ゴルフ場利用税交付金	12,978
分担金及び負担金	394,853	自動車取得税交付金	1
使用料及び手数料	3,191,838	環境性能割交付金	74,000
財産収入	497,375	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	277,951
寄附金	1,718,678	地方特例交付金	456,000
繰入金	1,634,832	地方交付税	30,825,000
繰越金	1	交通安全対策特別交付金	54,000
諸収入(受託事業収入以外)	9,017,620	地方譲与税	1,488,461
		利子割交付金	48,000
		配当割交付金	82,000
		株式等譲渡所得割交付金	97,000
		法人事業税交付金	282,000
		地方消費税交付金	7,520,000
		国庫支出金	34,773,354
		道支出金	11,563,696
		諸収入(受託事業収入)	2,628,962
		市 債	14,491,400
計	(34.6%) 55,455,197	計	(65.4%) 104,674,803
歳入合計			(100.0%) 160,130,000

ウ 財源別累年比較

区 分	平成28年度		平成29年度	
	一般会計決算額	構成比	一般会計決算額	構成比
自主財源	56,495,333	36.1	55,828,245	35.4
依存財源	99,859,510	63.9	102,084,101	64.6
歳入合計	156,354,843	100.0	157,912,346	100.0

イ 令和2年度一般会計決算額

(単位：千円)

自主財源		依存財源	
市 税	39,827,865	ゴルフ場利用税交付金	14,519
分担金及び負担金	387,467	自動車取得税交付金	0
使用料及び手数料	2,945,998	環境性能割交付金	77,797
財産収入	548,485	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	277,951
寄附金	1,572,503	地方特例交付金	256,753
繰入金	451,188	地方交付税	31,659,088
繰越金	686,486	交通安全対策特別交付金	57,244
諸収入(受託事業収入以外)	7,995,820	地方譲与税	1,227,656
		利子割交付金	31,461
		配当割交付金	76,077
		株式等譲渡所得割交付金	92,592
		法人事業税交付金	252,302
		地方消費税交付金	7,881,202
		国庫支出金	76,387,317
		道支出金	11,889,802
		諸収入(受託事業収入)	1,911,740
		市 債	15,153,539
計	(27.0%) 54,415,812	計	(73.0%) 147,247,040
歳入合計			(100.0%) 201,662,852

(単位：千円、%)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
一般会計決算額	構成比	一般会計決算額	構成比	一般会計決算額	構成比
53,840,515	34.6	55,895,939	35.1	54,415,812	27.0
101,616,124	65.4	103,564,671	64.9	147,247,040	73.0
155,456,639	100.0	159,460,610	100.0	201,662,852	100.0

### 3 市税予算額及び決算額

#### (1) 令和2年度市税決算額

		予算現額 A	調定額 B	収入額 C	還付未済額 D	差引収入額 E=C-D	
普	市民税	17,479,108,000	18,067,061,592	17,581,478,996	2,624,468	17,578,854,528	
	現年課税分	17,325,508,000	17,605,950,807	17,459,700,088	2,531,185	17,457,168,903	
	個人	14,464,225,000	14,802,630,607	14,692,294,288	1,665,385	14,690,628,903	
	普通徴収	—	2,474,624,273	2,390,725,793	200,602	2,390,525,191	
	給与特徴	—	11,695,211,307	11,667,621,725	313,040	11,667,308,685	
	年金特徴	—	632,795,027	633,946,770	1,151,743	632,795,027	
	法人	2,861,283,000	2,803,320,200	2,767,405,800	865,800	2,766,540,000	
	滞納繰越分	153,600,000	461,110,785	121,778,908	93,283	121,685,625	
	個人	143,400,000	411,293,187	111,101,199	93,283	111,007,916	
	法人	10,200,000	49,817,598	10,677,709	0	10,677,709	
	固定資産税	14,777,345,000	15,418,311,353	14,573,111,677	456,821	14,572,654,856	
	現年課税分	14,665,558,000	14,779,534,300	14,486,966,691	449,266	14,486,517,425	
	純固定資産税	14,580,114,000	14,694,089,900	14,401,522,291	449,266	14,401,073,025	
	土地・家屋 償却資産	12,758,596,000	12,844,381,300	12,593,239,491	438,966	12,592,800,525	
	交付金	1,821,518,000	1,849,708,600	1,808,282,800	10,300	1,808,272,500	
通	交付金	85,444,000	85,444,400	85,444,400	0	85,444,400	
	滞納繰越分	111,787,000	638,777,053	86,144,986	7,555	86,137,431	
	土地・家屋 償却資産	110,287,000	631,233,214	82,169,486	7,555	82,161,931	
	償却資産	1,500,000	7,543,839	3,975,500	0	3,975,500	
	軽自動車税	739,617,000	788,666,611	762,642,804	120,501	762,522,303	
	環境性能割	5,710,000	23,623,400	23,623,400	0	23,623,400	
	種別割	733,907,000	765,043,211	739,019,404	120,501	738,898,903	
	現年課税分	730,907,000	739,250,700	733,718,794	113,300	733,605,494	
	滞納繰越分	3,000,000	25,792,511	5,300,610	7,201	5,293,409	
	市たばこ税	2,658,862,000	2,641,036,088	2,641,036,088	0	2,641,036,088	
	現年課税分	2,658,862,000	2,641,036,088	2,641,036,088	0	2,641,036,088	
	計	35,654,932,000	36,915,075,644	35,558,269,565	3,201,790	35,555,067,775	
	目 的 税	入湯税	29,532,000	17,875,850	14,166,660	0	14,166,660
		現年課税分	29,532,000	17,875,850	14,166,660	0	14,166,660
		事業所税	1,355,101,000	1,455,846,611	1,337,956,600	0	1,337,956,600
現年課税分		1,348,801,000	1,386,644,600	1,335,954,500	0	1,335,954,500	
滞納繰越分		6,300,000	69,202,011	2,002,100	0	2,002,100	
都市計画税		2,960,435,000	3,102,081,049	2,917,472,628	102,779	2,917,369,849	
現年課税分		2,935,122,000	2,956,299,300	2,898,495,788	101,034	2,898,394,754	
滞納繰越分		25,313,000	145,781,749	18,976,840	1,745	18,975,095	
計		4,345,068,000	4,575,803,510	4,269,595,888	102,779	4,269,493,109	
計		合計	40,000,000,000	41,490,879,154	39,827,865,453	3,304,569	39,824,560,884
	現年課税分	39,700,000,000	40,150,215,045	39,593,662,009	3,194,785	39,590,467,224	
	滞納繰越分	300,000,000	1,340,664,109	234,203,444	109,784	234,093,660	

(単位：円, %)

収入未済額 F=B-E	不納欠損額 G	滞納繰越額 H=F-G	収入率 C/B		予算現額と収入額の増減比 C-A (C/A)
			令和2年度	令和元年度	
488,207,064	75,696,017	412,511,047	97.31	96.91	102,370,996 ( 100.6 )
148,781,904	60,000	148,721,904	99.17	99.21	134,192,088 ( 100.8 )
112,001,704	0	112,001,704	99.25	99.12	228,069,288 ( 101.6 )
84,099,082	0	84,099,082	96.61	95.86	— ( — )
27,902,622	0	27,902,622	99.76	99.78	— ( — )
0	0	0	100.18	100.14	— ( — )
36,780,200	60,000	36,720,200	98.72	99.59	△ 93,877,200 ( 96.7 )
339,425,160	75,636,017	263,789,143	26.41	25.96	△ 31,821,092 ( 79.3 )
300,285,271	63,833,283	236,451,988	27.01	27.64	△ 32,298,801 ( 77.5 )
39,139,889	11,802,734	27,337,155	21.43	15.95	477,709 ( 104.7 )
845,656,497	61,206,896	784,449,601	94.52	94.80	△ 204,233,323 ( 98.6 )
293,016,875	1,411,532	291,605,343	98.02	99.12	△ 178,591,309 ( 98.8 )
293,016,875	1,411,532	291,605,343	98.01	99.12	△ 178,591,709 ( 98.8 )
251,580,775	1,411,532	250,169,243	98.04	99.03	△ 165,356,509 ( 98.7 )
41,436,100	0	41,436,100	97.76	99.75	△ 13,235,200 ( 99.3 )
0	0	0	100.00	100.00	400 ( 100.0 )
552,639,622	59,795,364	492,844,258	13.49	10.91	△ 25,642,014 ( 77.1 )
549,071,283	59,388,925	489,682,358	13.02	10.83	△ 28,117,514 ( 74.5 )
3,568,339	406,439	3,161,900	52.70	24.62	2,475,500 ( 265.0 )
26,144,308	4,165,469	21,978,839	96.70	96.07	23,025,804 ( 103.1 )
0	0	0	100.00	100.00	17,913,400 ( 413.7 )
26,144,308	4,165,469	21,978,839	96.60	96.05	5,112,404 ( 100.7 )
5,645,206	64,500	5,580,706	99.25	98.92	2,811,794 ( 100.4 )
20,499,102	4,100,969	16,398,133	20.55	24.56	2,300,610 ( 176.7 )
0	0	0	100.00	100.00	△ 17,825,912 ( 99.3 )
0	0	0	100.00	100.00	△ 17,825,912 ( 99.3 )
1,360,007,869	141,068,382	1,218,939,487	96.32	96.25	△ 96,662,435 ( 99.7 )
3,709,190	0	3,709,190	79.25	100.00	△ 15,365,340 ( 48.0 )
3,709,190	0	3,709,190	79.25	100.00	△ 15,365,340 ( 48.0 )
117,890,011	0	117,890,011	91.90	95.15	△ 17,144,400 ( 98.7 )
50,690,100	0	50,690,100	96.34	99.45	△ 12,846,500 ( 99.0 )
67,199,911	0	67,199,911	2.89	13.55	△ 4,297,900 ( 31.8 )
184,711,200	14,040,607	170,670,593	94.05	94.11	△ 42,962,372 ( 98.5 )
57,904,546	324,882	57,579,664	98.04	99.03	△ 36,626,212 ( 98.8 )
126,806,654	13,715,725	113,090,929	13.02	10.83	△ 6,336,160 ( 75.0 )
306,310,401	14,040,607	292,269,794	93.31	94.47	△ 75,472,112 ( 98.3 )
1,666,318,270	155,108,989	1,511,209,281	95.99	96.06	△ 172,134,547 ( 99.6 )
559,747,821	1,860,914	557,886,907	98.61	99.22	△ 106,337,991 ( 99.7 )
1,106,570,449	153,248,075	953,322,374	17.47	16.70	△ 65,796,556 ( 78.1 )

## (2) 予算額の対比

(単位：千円, %)

	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	比率
市 民 税	17,325,508	16,775,957	△ 549,551	96.8
個 人	14,464,225	14,346,145	△ 118,080	99.2
均 等 割	539,149	535,536	△ 3,613	99.3
所 得 割	13,925,076	13,810,609	△ 114,467	99.2
法 人	2,861,283	2,429,812	△ 431,471	84.9
均 等 割	1,092,425	1,086,948	△ 5,477	99.5
法 人 税 割	1,768,858	1,342,864	△ 425,994	75.9
固 定 資 産 税	14,665,558	14,108,559	△ 556,999	96.2
純 固 定 資 産 税	14,580,114	14,024,256	△ 555,858	96.2
土 地	3,852,172	3,811,743	△ 40,429	99.0
家 屋	8,906,424	8,493,125	△ 413,299	95.4
償 却 資 産	1,821,518	1,719,388	△ 102,130	94.4
交 付 金	85,444	84,303	△ 1,141	98.7
軽 自 動 車 税	736,617	772,661	36,044	104.9
環 境 性 能 割	5,710	23,837	18,127	417.5
種 別 割	730,907	748,824	17,917	102.5
市 た ば こ 税	2,658,862	2,681,075	22,213	100.8
入 湯 税	29,532	16,727	△ 12,805	56.6
事 業 所 税	1,348,801	1,403,324	54,523	104.0
都 市 計 画 税	2,935,122	2,841,697	△ 93,425	96.8
土 地	1,057,324	1,049,319	△ 8,005	99.2
家 屋	1,877,798	1,792,378	△ 85,420	95.5
現 年 課 税 分 計	39,700,000	38,600,000	△ 1,100,000	97.2
滞 納 繰 越 分	300,000	400,000	100,000	133.3
合 計	40,000,000	39,000,000	△ 1,000,000	97.5



(3) 市税総額における各税の割合

(単位：千円, %)

	令和2年度当初予算額		令和2年度決算額		令和3年度当初予算額	
		構成比		構成比		構成比
市 民 税	17,325,508	43.3	17,459,700	43.8	16,775,957	43.0
個 人	14,464,225	36.2	14,692,294	36.9	14,346,145	36.8
均 等 割	539,149	1.4	540,805	1.4	535,536	1.4
所 得 割	13,925,076	34.8	14,151,489	35.5	13,810,609	35.4
法 人	2,861,283	7.1	2,767,406	6.9	2,429,812	6.2
均 等 割	1,092,425	2.7	1,082,029	2.7	1,086,948	2.8
法 人 税 割	1,768,858	4.4	1,685,377	4.2	1,342,864	3.4
固 定 資 産 税	14,665,558	36.7	14,486,966	36.4	14,108,559	36.2
純 固 定 資 産 税	14,580,114	36.5	14,401,522	36.2	14,024,256	36.0
土 地	3,852,172	9.6	3,810,529	9.6	3,811,743	9.8
家 屋	8,906,424	22.3	8,782,710	22.1	8,493,125	21.8
償 却 資 産	1,821,518	4.6	1,808,283	4.5	1,719,388	4.4
交 付 金	85,444	0.2	85,444	0.2	84,303	0.2
軽 自 動 車 税	736,617	1.8	757,342	1.9	772,661	2.0
環 境 性 能 割	5,710	0.0	23,623	0.1	23,837	0.1
種 別 割	730,907	1.8	733,719	1.8	748,824	1.9
市 た ば こ 税	2,658,862	6.6	2,641,036	6.6	2,681,075	6.9
入 湯 税	29,532	0.1	14,167	0.0	16,727	0.0
事 業 所 税	1,348,801	3.4	1,335,955	3.4	1,403,324	3.6
都 市 計 画 税	2,935,122	7.3	2,898,496	7.3	2,841,697	7.3
土 地	1,057,324	2.6	1,045,598	2.6	1,049,319	2.7
家 屋	1,877,798	4.7	1,852,898	4.7	1,792,378	4.6
現 年 課 税 分 計	39,700,000	99.2	39,593,662	99.4	38,600,000	99.0
滞 納 繰 越 分	300,000	0.8	234,203	0.6	400,000	1.0
合 計	40,000,000	100.0	39,827,865	100.0	39,000,000	100.0

## (4) 年度別市税決算額推移

(単位：千円, %)

	一般会計 決算額	対前 年比	指数	市税当初 予算額	対前 年比	指数	市税 決算額	対前 年比	指数	市税の占 める割合
平成12年度	172,789,922	98.0	112	41,700,000	97.9	106	41,477,982	96.9	105	24.0
平成13年度	174,334,109	100.9	113	42,100,000	101.0	107	40,623,994	97.9	103	23.3
平成14年度	166,874,768	95.7	109	41,200,000	97.9	104	40,127,803	98.8	102	24.0
平成15年度	154,542,616	92.6	101	39,400,000	95.6	100	38,751,279	96.6	98	25.1
平成16年度	158,770,240	102.7	103	38,700,000	98.2	98	38,718,668	99.9	98	24.4
平成17年度	149,620,376	94.2	97	38,900,000	100.5	98	38,607,657	99.7	98	25.8
平成18年度	145,811,386	97.5	95	38,400,000	98.7	97	38,784,748	100.5	98	26.6
平成19年度	144,086,341	98.8	94	41,500,000	108.1	105	41,247,487	106.3	105	28.6
平成20年度	143,790,887	99.8	94	41,900,000	101.0	106	41,027,508	99.5	104	28.5
平成21年度	152,732,253	106.2	99	40,800,000	97.4	103	39,540,871	96.4	100	25.9
平成22年度	153,675,008	100.6	100	39,500,000	96.8	100	39,459,576	99.8	100	25.7
平成23年度	155,693,417	101.3	101	39,500,000	100.0	100	39,788,201	100.8	101	25.6
平成24年度	151,813,836	97.5	99	38,300,000	97.0	97	38,987,669	98.0	99	25.7
平成25年度	160,065,824	105.4	104	38,700,000	101.0	98	39,497,867	101.3	100	24.7
平成26年度	157,762,151	98.6	103	39,600,000	102.3	100	39,832,870	100.8	101	25.3
平成27年度	157,546,603	99.9	103	39,200,000	99.0	99	39,358,806	98.8	100	25.0
平成28年度	156,354,843	99.2	102	39,400,000	100.5	100	39,985,491	101.6	101	25.6
平成29年度	157,912,346	101.0	103	39,900,000	101.3	101	40,022,339	100.1	101	25.3
平成30年度	155,456,639	98.4	101	40,000,000	100.3	101	39,956,307	99.8	101	25.7
令和元年度	159,460,610	102.6	104	40,200,000	100.5	102	40,283,960	100.8	102	25.3
令和2年度	201,662,852	126.5	131	40,000,000	99.5	101	39,827,865	98.9	101	19.8

※ 指数は、平成22年度を100としている。

## (5) 市税の税目別決算調定額推移

(単位：千円、%)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	調定額	対前 年比	指数	調定額	対前 年比	指数	調定額	対前 年比	指数	調定額	対前 年比	指数	調定額	対前 年比	指数
市 民 税	17,536,115	100.0	100	17,581,569	100.3	100	17,763,070	101.0	101	17,886,910	100.7	102	17,605,951	98.4	100
個 人	14,313,288	101.0	100	14,446,178	100.9	101	14,543,795	100.7	102	14,593,765	100.3	102	14,802,631	101.4	103
法 人	3,222,827	95.6	100	3,135,391	97.3	97	3,219,275	102.7	100	3,293,145	102.3	102	2,803,320	85.1	87
固 定 資 産 税	14,555,638	102.5	100	14,645,179	100.6	101	14,460,703	98.7	99	14,609,669	101.0	100	14,779,534	101.2	102
純固定資産税	14,467,365	102.5	100	14,570,766	100.7	101	14,389,273	98.8	99	14,536,822	101.0	100	14,694,090	101.1	102
土 地	3,921,045	100.1	100	3,915,673	99.9	100	3,877,875	99.0	99	3,883,488	100.1	99	3,886,521	100.1	99
家 屋	8,695,442	103.0	100	8,825,195	101.5	101	8,663,807	98.2	100	8,814,165	101.7	101	8,957,860	101.6	103
償却資産	1,850,878	105.8	100	1,829,898	98.9	99	1,847,591	101.0	100	1,839,169	99.5	99	1,849,709	100.6	100
交 付 金	88,273	96.4	100	74,413	84.3	84	71,430	96.0	81	72,847	102.0	83	85,444	117.3	97
軽自動車税	644,444	121.8	100	672,349	104.3	104	696,232	103.6	108	721,952	103.7	112	762,874	105.7	118
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,946	皆増	-	23,623	598.7	-
種別割	644,444	121.8	100	672,349	104.3	104	696,232	103.6	108	718,006	103.1	111	739,251	103.0	115
市たばこ税	2,977,616	96.6	100	2,850,113	95.7	96	2,767,721	97.1	93	2,763,939	99.9	93	2,641,036	95.6	89
入 湯 税	22,324	173.1	100	25,451	114.0	114	28,191	110.8	126	29,056	103.1	130	17,876	61.5	80
事 業 所 税	1,323,443	102.4	100	1,328,238	100.4	100	1,335,078	100.5	101	1,393,136	104.3	105	1,386,645	99.5	105
都 市 計 画 税	2,906,410	102.0	100	2,933,439	100.9	101	2,891,840	98.6	99	2,924,700	101.1	101	2,956,299	101.1	102
現年課税分計	39,965,990	101.2	100	40,036,338	100.2	100	39,942,835	99.8	100	40,329,362	101.0	101	40,150,215	99.6	100
滞納繰越分	2,313,982	82.6	100	2,082,700	90.0	90	1,869,383	89.8	81	1,607,522	86.0	69	1,340,664	83.4	58
合 計	42,279,972	99.9	100	42,119,038	99.6	100	41,812,218	99.3	99	41,936,884	100.3	99	41,490,879	98.9	98

※指数は、平成28年度を100としている。

## (6) 市税の税目別決算額推移

(単位：千円、%)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	決算額	対前 年比	指数	決算額	対前 年比	指数	決算額	対前 年比	指数	決算額	対前 年比	指数	決算額	対前 年比	指数
市 民 税	17,273,159	100.3	100	17,341,584	100.4	100	17,578,935	101.4	102	17,745,156	100.9	103	17,459,700	98.4	101
個 人	14,074,099	101.3	100	14,228,788	101.1	101	14,378,846	101.1	102	14,465,476	100.6	103	14,692,294	101.6	104
法 人	3,199,060	96.1	100	3,112,796	97.3	97	3,200,089	102.8	100	3,279,680	102.5	103	2,767,406	84.4	87
固 定 資 産 税	14,377,064	102.8	100	14,475,392	100.7	101	14,335,021	99.0	100	14,481,508	101.0	101	14,486,966	100.0	101
純固定資産税	14,288,791	102.8	100	14,400,979	100.8	101	14,263,591	99.0	100	14,408,661	101.0	101	14,401,522	100.0	101
土 地	3,866,747	100.4	100	3,864,688	99.9	100	3,839,638	99.4	99	3,845,723	100.2	99	3,810,529	99.1	99
家 屋	8,575,029	103.4	100	8,710,284	101.6	102	8,578,380	98.5	100	8,728,452	101.7	102	8,782,710	100.6	102
償却資産	1,847,015	105.7	100	1,826,007	98.9	99	1,845,573	101.1	100	1,834,486	99.4	99	1,808,283	98.6	98
交 付 金	88,273	96.4	100	74,413	84.3	84	71,430	96.0	81	72,847	102.0	83	85,444	117.3	97
軽自動車税	630,713	121.7	100	660,143	104.7	105	685,511	103.8	109	714,221	104.2	113	757,342	106.0	120
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,946	皆増	-	23,623	598.7	-
種別割	630,713	121.7	100	660,143	104.7	105	685,511	103.8	109	710,275	103.6	113	733,719	103.3	116
市たばこ税	2,977,616	96.6	100	2,850,113	95.7	96	2,767,721	97.1	93	2,763,939	99.9	93	2,641,036	95.6	89
入 湯 税	22,324	173.1	100	25,451	114.0	114	28,191	110.8	126	29,056	103.1	130	14,167	48.8	63
事 業 所 税	1,314,657	102.5	100	1,320,448	100.4	100	1,326,548	100.5	101	1,385,433	104.4	105	1,335,955	96.4	102
都 市 計 画 税	2,866,162	102.4	100	2,895,243	101.0	101	2,863,325	98.9	100	2,896,259	101.2	101	2,898,496	100.1	101
現年課税分計	39,461,695	101.4	100	39,568,374	100.3	100	39,585,252	100.0	100	40,015,572	101.1	101	39,593,662	98.9	100
滞納繰越分	523,796	116.1	100	453,965	86.7	87	371,055	81.7	71	268,388	72.3	51	234,203	87.3	45
合 計	39,985,491	101.6	100	40,022,339	100.1	100	39,956,307	99.8	100	40,283,960	100.8	101	39,827,865	98.9	100

※指数は、平成28年度を100としている。

## (7) 市税の税目別決算状況

平成23年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	15,881,465	40.1	16,476,005	37.4	16,122,264	40.5	101.5	97.9
個人	12,674,465	32.0	13,208,483	30.0	12,881,957	32.4	101.6	97.5
法人	3,207,000	8.1	3,267,522	7.4	3,240,307	8.1	101.0	99.2
固定資産税	15,073,848	38.0	15,522,123	35.2	15,148,625	38.1	100.5	97.6
純固定資産税	14,949,320	37.7	15,397,595	34.9	15,024,097	37.8	100.5	97.6
交付金	124,528	0.3	124,528	0.3	124,528	0.3	100.0	100.0
軽自動車税	447,813	1.1	461,399	1.0	447,208	1.1	99.9	96.9
市たばこ税	2,910,027	7.3	2,943,677	6.7	2,943,677	7.4	101.2	100.0
入湯税	9,781	0.0	8,970	0.0	8,970	0.0	91.7	100.0
事業所税	1,261,816	3.2	1,267,076	2.9	1,263,536	3.2	100.1	99.7
都市計画税	3,072,214	7.8	3,173,847	7.2	3,087,986	7.8	100.5	97.3
現年課税分計	38,656,964	97.5	39,853,097	90.4	39,022,266	98.1	100.9	97.9
滞納繰越分	983,036	2.5	4,209,454	9.6	765,935	1.9	77.9	18.2
合計	39,640,000	100.0	44,062,551	100.0	39,788,201	100.0	100.4	90.3

平成24年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	16,537,312	42.7	17,027,170	39.5	16,713,787	42.9	101.1	98.2
個人	13,328,157	34.4	13,695,688	31.8	13,411,434	34.4	100.6	97.9
法人	3,209,155	8.3	3,331,482	7.7	3,302,353	8.5	102.9	99.1
固定資産税	13,991,400	36.1	14,338,516	33.3	14,039,839	36.0	100.3	97.9
純固定資産税	13,896,249	35.9	14,243,366	33.1	13,944,689	35.8	100.3	97.9
交付金	95,151	0.2	95,150	0.2	95,150	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	454,357	1.2	475,192	1.1	462,454	1.2	101.8	97.3
市たばこ税	2,895,109	7.5	2,911,293	6.8	2,911,293	7.4	100.6	100.0
入湯税	8,795	0.0	8,901	0.0	8,901	0.0	101.2	100.0
事業所税	1,263,067	3.3	1,316,254	3.1	1,284,721	3.3	101.7	97.6
都市計画税	2,825,251	7.3	2,904,995	6.8	2,836,779	7.3	100.4	97.7
現年課税分計	37,975,291	98.1	38,982,321	90.6	38,257,774	98.1	100.7	98.1
滞納繰越分	724,709	1.9	4,051,347	9.4	729,895	1.9	100.7	18.0
合計	38,700,000	100.0	43,033,668	100.0	38,987,669	100.0	100.7	90.6

平成25年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	16,799,004	42.7	17,192,606	39.7	16,902,401	42.8	100.6	98.3
個人	13,556,125	34.5	13,853,284	32.0	13,583,476	34.4	100.2	98.1
法人	3,242,879	8.2	3,339,322	7.7	3,318,925	8.4	102.3	99.4
固定資産税	13,589,346	34.6	14,445,974	33.4	14,170,123	35.9	104.3	98.1
純固定資産税	13,494,297	34.3	14,350,925	33.2	14,075,074	35.6	104.3	98.1
交付金	95,049	0.3	95,049	0.2	95,049	0.3	100.0	100.0
軽自動車税	474,588	1.2	490,735	1.1	478,610	1.2	100.8	97.5
市たばこ税	3,204,723	8.2	3,248,083	7.5	3,248,083	8.2	101.4	100.0
入湯税	8,780	0.0	9,405	0.0	9,405	0.0	107.1	100.0
事業所税	1,286,255	3.3	1,272,825	3.0	1,260,478	3.2	98.0	99.0
都市計画税	2,743,290	7.0	2,915,966	6.7	2,853,214	7.2	104.0	97.8
現年課税分計	38,105,986	97.0	39,575,594	91.4	38,922,314	98.5	102.1	98.3
滞納繰越分	1,194,014	3.0	3,723,913	8.6	575,553	1.5	48.2	15.5
合計	39,300,000	100.0	43,299,507	100.0	39,497,867	100.0	100.5	91.2

平成26年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,298,160	43.6	17,654,711	40.8	17,340,860	43.5	100.2	98.2
個人	13,569,550	34.2	13,907,119	32.1	13,610,552	34.2	100.3	97.9
法人	3,728,610	9.4	3,747,592	8.7	3,730,308	9.3	100.0	99.5
固定資産税	14,216,233	35.8	14,509,930	33.5	14,231,007	35.7	100.1	98.1
純固定資産税	14,123,349	35.6	14,417,047	33.3	14,138,124	35.5	100.1	98.1
交付金	92,884	0.2	92,883	0.2	92,883	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	491,889	1.2	511,022	1.2	498,549	1.3	101.4	97.6
市たばこ税	3,080,850	7.8	3,145,887	7.3	3,145,887	7.9	102.1	100.0
入湯税	9,033	0.0	9,681	0.0	9,681	0.0	107.2	100.0
事業所税	1,292,059	3.3	1,291,214	3.0	1,280,229	3.2	99.1	99.1
都市計画税	2,856,888	7.2	2,922,627	6.7	2,858,963	7.2	100.1	97.8
現年課税分計	39,245,112	98.9	40,045,072	92.5	39,365,176	98.8	100.3	98.3
滞納繰越分	454,888	1.1	3,227,682	7.5	467,694	1.2	102.8	14.5
合計	39,700,000	100.0	43,272,754	100.0	39,832,870	100.0	100.3	92.1

平成27年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	16,942,603	43.2	17,538,767	41.5	17,228,423	43.8	101.7	98.2
個人	13,489,339	34.4	14,167,553	33.5	13,898,496	35.3	103.0	98.1
法人	3,453,264	8.8	3,371,214	8.0	3,329,927	8.5	96.4	98.8
固定資産税	13,683,367	34.9	14,199,898	33.6	13,984,948	35.5	102.2	98.5
純固定資産税	13,591,752	34.7	14,108,283	33.4	13,893,333	35.3	102.2	98.5
交付金	91,615	0.2	91,615	0.2	91,615	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	515,484	1.3	529,028	1.2	518,074	1.3	100.5	97.9
市たばこ税	3,014,046	7.7	3,081,043	7.3	3,081,043	7.8	102.2	100.0
入湯税	9,313	0.0	12,899	0.0	12,899	0.1	138.5	100.0
事業所税	1,296,449	3.3	1,292,724	3.1	1,282,907	3.3	99.0	99.2
都市計画税	2,738,738	7.0	2,848,193	6.7	2,799,231	7.1	102.2	98.3
現年課税分計	38,200,000	97.4	39,502,552	93.4	38,907,525	98.9	101.9	98.5
滞納繰越分	1,000,000	2.6	2,800,359	6.6	451,281	1.1	45.1	16.1
合計	39,200,000	100.0	42,302,911	100.0	39,358,806	100.0	100.4	93.0

平成28年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,188,241	43.1	17,536,115	41.5	17,273,159	43.2	100.5	98.5
個人	14,027,430	35.2	14,313,288	33.9	14,074,099	35.2	100.3	98.3
法人	3,160,811	7.9	3,222,827	7.6	3,199,060	8.0	101.2	99.3
固定資産税	14,352,969	36.0	14,555,638	34.4	14,377,064	35.9	100.2	98.8
純固定資産税	14,264,696	35.8	14,467,365	34.2	14,288,791	35.7	100.2	98.8
交付金	88,273	0.2	88,273	0.2	88,273	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	645,528	1.6	644,444	1.5	630,713	1.6	97.7	97.9
市たばこ税	2,987,530	7.5	2,977,616	7.0	2,977,616	7.4	99.7	100.0
入湯税	12,374	0.0	22,324	0.1	22,324	0.1	180.4	100.0
事業所税	1,304,534	3.3	1,323,443	3.1	1,314,657	3.3	100.8	99.3
都市計画税	2,862,042	7.2	2,906,410	6.9	2,866,162	7.2	100.1	98.6
現年課税分計	39,353,218	98.7	39,965,990	94.5	39,461,695	98.7	100.3	98.7
滞納繰越分	496,782	1.3	2,313,982	5.5	523,796	1.3	105.4	22.6
合計	39,850,000	100.0	42,279,972	100.0	39,985,491	100.0	100.3	94.6

平成29年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,255,128	43.2	17,581,569	41.7	17,341,584	43.3	100.5	98.6
個人	14,184,006	35.5	14,446,178	34.3	14,228,788	35.5	100.3	98.5
法人	3,071,122	7.7	3,135,391	7.4	3,112,796	7.8	101.4	99.3
固定資産税	14,471,858	36.2	14,645,179	34.8	14,475,392	36.2	100.0	98.8
純固定資産税	14,397,445	36.0	14,570,766	34.6	14,400,979	36.0	100.0	98.8
交付金	74,413	0.2	74,413	0.2	74,413	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	645,619	1.6	672,349	1.6	660,143	1.7	102.2	98.2
市たばこ税	2,896,367	7.3	2,850,113	6.8	2,850,113	7.1	98.4	100.0
入湯税	21,555	0.1	25,451	0.1	25,451	0.1	118.1	100.0
事業所税	1,295,278	3.2	1,328,238	3.1	1,320,448	3.3	101.9	99.4
都市計画税	2,895,870	7.3	2,933,439	7.0	2,895,243	7.2	100.0	98.7
現年課税分計	39,481,675	98.9	40,036,338	95.1	39,568,374	98.9	100.2	98.8
滞納繰越分	438,325	1.1	2,082,700	4.9	453,965	1.1	103.6	21.8
合計	39,920,000	100.0	42,119,038	100.0	40,022,339	100.0	100.3	95.0

平成30年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,566,235	43.9	17,763,070	42.5	17,578,935	44.0	100.1	99.0
個人	14,403,894	36.0	14,543,795	34.8	14,378,846	36.0	99.8	98.9
法人	3,162,341	7.9	3,219,275	7.7	3,200,089	8.0	101.2	99.4
固定資産税	14,317,791	35.8	14,460,703	34.6	14,335,021	35.9	100.1	99.1
純固定資産税	14,246,361	35.6	14,389,273	34.4	14,263,591	35.7	100.1	99.1
交付金	71,430	0.2	71,430	0.2	71,430	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	682,377	1.7	696,232	1.6	685,511	1.7	100.5	98.5
市たばこ税	2,777,762	6.9	2,767,721	6.6	2,767,721	6.9	99.6	100.0
入湯税	24,920	0.1	28,191	0.1	28,191	0.1	113.1	100.0
事業所税	1,312,809	3.3	1,335,078	3.2	1,326,548	3.3	101.0	99.4
都市計画税	2,868,106	7.2	2,891,840	6.9	2,863,325	7.2	99.8	99.0
現年課税分計	39,550,000	98.9	39,942,835	95.5	39,585,252	99.1	100.1	99.1
滞納繰越分	450,000	1.1	1,869,383	4.5	371,055	0.9	82.5	19.8
合計	40,000,000	100.0	41,812,218	100.0	39,956,307	100.0	99.9	95.6

## 令和元年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,611,133	43.8	17,886,910	42.7	17,745,156	44.0	100.8	99.2
個人	14,469,635	36.0	14,593,765	34.8	14,465,476	35.9	100.0	99.1
法人	3,141,498	7.8	3,293,145	7.9	3,279,680	8.1	104.4	99.6
固定資産税	14,468,133	36.0	14,609,669	34.8	14,481,508	35.9	100.1	99.1
純固定資産税	14,395,286	35.8	14,536,822	34.6	14,408,661	35.7	100.1	99.1
交付金	72,847	0.2	72,847	0.2	72,847	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	728,534	1.8	721,952	1.7	714,221	1.8	98.0	98.9
環境性能割	24,933	0.1	3,946	0.0	3,946	0.0	15.8	100.0
種別割	703,601	1.7	718,006	1.7	710,275	1.8	100.9	98.9
市たばこ税	2,674,450	6.7	2,763,939	6.6	2,763,939	6.9	103.3	100.0
入湯税	27,353	0.1	29,056	0.1	29,056	0.1	106.2	100.0
事業所税	1,341,941	3.3	1,393,136	3.3	1,385,433	3.4	103.2	99.4
都市計画税	2,898,456	7.2	2,924,700	7.0	2,896,259	7.2	99.9	99.0
現年課税分計	39,750,000	98.9	40,329,362	96.2	40,015,572	99.3	100.7	99.2
滞納繰越分	450,000	1.1	1,607,522	3.8	268,388	0.7	59.6	16.7
合計	40,200,000	100.0	41,936,884	100.0	40,283,960	100.0	100.2	96.1

## 令和2年度

(単位：千円, %)

	予算現額		調定額		収入額		収入割合	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	対予算	対調定
市民税	17,325,508	43.3	17,605,951	42.5	17,459,700	43.8	100.8	99.2
個人	14,464,225	36.2	14,802,631	35.7	14,692,294	36.9	101.6	99.3
法人	2,861,283	7.1	2,803,320	6.8	2,767,406	6.9	96.7	98.7
固定資産税	14,665,558	36.7	14,779,534	35.6	14,486,966	36.4	98.8	98.0
純固定資産税	14,580,114	36.5	14,694,090	35.4	14,401,522	36.2	98.8	98.0
交付金	85,444	0.2	85,444	0.2	85,444	0.2	100.0	100.0
軽自動車税	736,617	1.8	762,874	1.9	757,342	1.9	102.8	99.3
環境性能割	5,710	0.0	23,623	0.1	23,623	0.1	413.7	100.0
種別割	730,907	1.8	739,251	1.8	733,719	1.8	100.4	99.3
市たばこ税	2,658,862	6.6	2,641,036	6.4	2,641,036	6.6	99.3	100.0
入湯税	29,532	0.1	17,876	0.0	14,167	0.0	48.0	79.3
事業所税	1,348,801	3.4	1,386,645	3.3	1,335,955	3.4	99.0	96.3
都市計画税	2,935,122	7.3	2,956,299	7.1	2,898,496	7.3	98.8	98.0
現年課税分計	39,700,000	99.2	40,150,215	96.8	39,593,662	99.4	99.7	98.6
滞納繰越分	300,000	0.8	1,340,664	3.2	234,203	0.6	78.1	17.5
合計	40,000,000	100.0	41,490,879	100.0	39,827,865	100.0	99.6	96.0



## (8) 目的税の使途(令和2年度決算)

(単位：円)

使 途	充 当 額			
	入 湯 税	事業所税	都市計画税	計
観光宣伝・観光調査に要した費用 (観光プロモーション推進費のうちあさひかわ 観光誘致宣伝協議会負担金)	2,200,000			2,200,000
観光施設の整備に要した費用 (カムイスキーリンクス)	11,966,660			11,966,660
合併浄化槽整備に要する経費に対する補助		6,562,971		6,562,971
公害の監視事業		33,496,627		33,496,627
防災に関する事業 (コミュニティ防災資機材等整備事業費, 避難場所整備事業費)		11,492,372		11,492,372
道路・その他の交通施設等の整備 (道路・橋りょう等の整備, 中心市街地道路整備, 道路側溝整備)		60,669,756		60,669,756
公園等の整備 (都市計画公園整備, 花咲スポーツ公園改修)		8,767,784		8,767,784
河川の整備		719		719
小中学校の整備 (設備改修, 学校施設建設費等)		101,885,444		101,885,444
社会福祉施設の整備 (障害者福祉施設, 老人福祉施設, 保育所等)		114,462,458		114,462,458
公民館等の整備 (文化会館改修等)		500		500
火葬場の整備 (旭川聖苑改修費, 旭川聖苑火葬炉等整備費)		56,892,000		56,892,000
住宅施設の整備 (市営住宅改修・整備)		126,469,369		126,469,369
事業所税に係る徴税费		66,897,830		66,897,830
道路・その他の交通施設等の整備のために 借入した市債の元利償還金		628,178,525		628,178,525
廃棄物処理施設整備等のために借入した 市債の元利償還金		122,180,245		122,180,245
街路の整備 (神楽3条通, 大雪通等)			24,561,222	24,561,222
公園等の整備 (東光スポーツ公園)			10,835,450	10,835,450
街路, 公園等の整備のために借入した市債の元 利償還金			2,882,075,956	2,882,075,956
合 計	14,166,660	1,337,956,600	2,917,472,628	4,269,595,888

## 4 徴 税 費

### (1) 市税に対する徴税費の割合

(単位：千円)

	市 税 収 入 額	徴 税 費	市税収入額に対する 徴税費の割合
平成 23 年度	39,788,201	1,165,720	2.93%
平成 24 年度	38,987,669	1,233,994	3.17%
平成 25 年度	39,497,867	1,256,886	3.18%
平成 26 年度	39,832,870	1,273,358	3.20%
平成 27 年度	39,358,806	1,321,109	3.36%
平成 28 年度	39,985,491	1,295,833	3.24%
平成 29 年度	40,022,339	1,147,040	2.87%
平成 30 年度	39,956,307	1,223,790	3.06%
令和 元 年 度	40,283,960	1,334,798	3.31%
令和 2 年 度	39,827,865	1,285,467	3.23%

### (2) 徴税費の内訳

(単位：千円)

	徴 税 費	道税徴収委託金		市税徴収経費 ( 差 引 )
		人 件 費	物 件 費	
平成 23 年度	1,165,720	920,214	245,506	698,381
平成 24 年度	1,233,994	955,904	278,090	764,951
平成 25 年度	1,256,886	963,737	293,149	784,807
平成 26 年度	1,273,358	925,966	347,392	793,753
平成 27 年度	1,321,109	921,608	399,501	840,444
平成 28 年度	1,295,833	902,486	393,347	814,327
平成 29 年度	1,147,040	897,921	249,119	666,796
平成 30 年度	1,223,790	957,116	266,674	702,152
令和 元 年 度	1,334,798	956,942	377,856	851,357
令和 2 年 度	1,285,467	973,988	311,479	800,086



## 5 税 制

### (1) 市税の一覧

	課税客体・納税義務者	賦課期日		
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人【均等割, 所得割】</li> <li>・市内に事務所, 事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者【均等割】</li> </ul> </li> <li>○法人               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事務所又は事業所を有する法人【均等割, 法人税割】</li> <li>・市内に寮, 宿泊所, クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの【均等割】</li> <li>・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で, 市内に事務所又は事業所を有するもの【法人税割】</li> </ul> </li> </ul>	1月1日 (個人)		
固 定 資 産 税	固定資産(土地・家屋・償却資産)      当該固定資産の所有者	1月1日		
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○種別割               <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none; padding-right: 5px;">                 原動機付自転車 ミニカー 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車               </td> <td style="border: none; padding-left: 5px;">} 所有者又は使用者</td> </tr> </table> </li> </ul>	原動機付自転車 ミニカー 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	} 所有者又は使用者	4月1日
	原動機付自転車 ミニカー 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	} 所有者又は使用者		
○環境性能割 3輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者又は使用者	—			
市 た ば こ 税	たばこの売渡し等      製造たばこの製造者, 特定販売業者 又は卸売販売業者	—		
特別土地保有税 (当分の間, 新たな課税は停止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有 1月1日において, 5,000㎡(遊休土地は 1,000㎡)以上の土地の所有者</li> <li>・取得 1月1日 } 前1年以内に 5,000㎡以上の土地を取得した者</li> <li>7月1日 }</li> </ul>	—		
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	—		
事 業 所 税	市内の事業所等において事業を行う法人又は個人	—		
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地及び家屋      当該土地・家屋の所有者	1月1日		
交 付 金	国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち貸付資産等(交付対象)	当年3月31日 (基準日)		

課税標準及び税率	申告期限	納期																																																																							
<p>○個人 ・均等割 3,500円 ・所得割 6%</p> <p>○法人</p> <p>・均等割 (事務所・事業所等を有していた月数/12カ月)×税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人以下のもの</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人を超えるもの</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人以下のもの</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人を超えるもの</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人以下のもの</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人を超えるもの</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え、従業員数が50人以下のもの</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下で、従業員数が50人を超えるもの</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え、従業員数が50人を超えるもの</td> <td>360万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「従業員数」は、市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業員数の合計をいう。 (注2)「資本金等の額」は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。 (注3)「従業員数の合計数」及び「資本金等の額」は、算定期間の末日で判断する。</p> <p>・法人税割 8.4%(令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1%)</p>	法人の区分	税率	次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人以下のもの	6万円	資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人を超えるもの	14万4千円	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人以下のもの	15万6千円	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	18万円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人以下のもの	19万2千円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	48万円	資本金等の額が10億円を超え、従業員数が50人以下のもの	49万2千円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	210万円	資本金等の額が50億円を超え、従業員数が50人を超えるもの	360万円	<p>○個人 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</p> <p>○法人 法人税申告期限</p>	<p>○個人 ・普通徴収 第1期 6月16日～ 6月 30日 第2期 8月16日～ 8月 31日 第3期 10月16日～ 10月 31日 第4期 1月16日～ 1月 31日</p> <p>・給与所得に係る特別徴収 毎月(6月～翌年5月)</p> <p>・年金所得に係る特別徴収 仮徴収 4月・6月・8月 本徴収 10月・12月・翌年2月</p> <p>○法人 申告期限までの申告納付</p>																																																			
法人の区分	税率																																																																								
次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことのできないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人以下のもの	6万円																																																																								
資本金等の額が1,000万円以下で、従業員数が50人を超えるもの	14万4千円																																																																								
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人以下のもの	15万6千円																																																																								
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	18万円																																																																								
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人以下のもの	19万2千円																																																																								
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	48万円																																																																								
資本金等の額が10億円を超え、従業員数が50人以下のもの	49万2千円																																																																								
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で、従業員数が50人を超えるもの	210万円																																																																								
資本金等の額が50億円を超え、従業員数が50人を超えるもの	360万円																																																																								
<p>課税標準の1.4/100</p> <p>免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p> <p>(地方税法及び市税 条例に特別の定め のあるものを除く。)</p>	<p>償却資産の申告 1月31日</p>	<p>第1期 4月16日～ 4月30日 第2期 7月16日～ 7月31日 第3期 9月16日～ 9月30日 第4期 12月11日～ 12月25日</p>																																																																							
<p>○原動機付自転車、軽自動車(4輪・3輪以外)、 小型特殊自動車・2輪の小型自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(4輪・3輪以外)</td> <td>軽2輪 3,600円 雪上車 3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車(4輪・3輪)、初度検査年月がR2.3以前の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">自動車検査証(車検証)記載の初度検査</th> </tr> <tr> <th>H20.3以前</th> <th>H20.4～H27.3</th> <th>H27.4以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>乗用</td> <td>営業用 8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用 12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪</td> <td>貨物</td> <td>営業用 4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用 6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3輪</td> <td>乗用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車(4輪・3輪)、初度検査年月がR2.4以降の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">電気軽自動車等(※)</th> <th rowspan="2">対象以外の車両</th> </tr> <tr> <th>★★★★かつ 令和2年度燃費基準+30% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+35%達成の トラック(貨物)</th> <th>令和2年度燃費基準+10% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+15%達成の トラック(貨物)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>乗用</td> <td>営業用 1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>自家用 2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪</td> <td>貨物</td> <td>営業用 1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用 1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3輪</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス保安基準に適合する、又は、平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成車)</p>	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円	軽自動車(4輪・3輪以外)	軽2輪 3,600円 雪上車 3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	2輪の小型自動車	6,000円	車種	用途	自動車検査証(車検証)記載の初度検査			H20.3以前	H20.4～H27.3	H27.4以降	軽自動車	乗用	営業用 8,200円	5,500円	6,900円	乗用	自家用 12,900円	7,200円	10,800円	4輪	貨物	営業用 4,500円	3,000円	3,800円	貨物	自家用 6,000円	4,000円	5,000円	3輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円	車種	用途	電気軽自動車等(※)		対象以外の車両	★★★★かつ 令和2年度燃費基準+30% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+35%達成の トラック(貨物)	令和2年度燃費基準+10% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+15%達成の トラック(貨物)	軽自動車	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円	乗用	自家用 2,700円	5,400円	8,100円	4輪	貨物	営業用 1,000円	1,900円	2,900円	貨物	自家用 1,300円	2,500円	3,800円	3輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	<p>・取得申告 取得の日から15日以内</p> <p>・廃車等申告 所有者でなくなったとき から30日以内</p>	<p>5月16日～5月31日</p>
車種	税率																																																																								
原動機付自転車	50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円																																																																								
軽自動車(4輪・3輪以外)	軽2輪 3,600円 雪上車 3,600円																																																																								
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																								
2輪の小型自動車	6,000円																																																																								
車種	用途	自動車検査証(車検証)記載の初度検査																																																																							
		H20.3以前	H20.4～H27.3	H27.4以降																																																																					
軽自動車	乗用	営業用 8,200円	5,500円	6,900円																																																																					
	乗用	自家用 12,900円	7,200円	10,800円																																																																					
4輪	貨物	営業用 4,500円	3,000円	3,800円																																																																					
	貨物	自家用 6,000円	4,000円	5,000円																																																																					
3輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円																																																																					
	車種	用途	電気軽自動車等(※)		対象以外の車両																																																																				
★★★★かつ 令和2年度燃費基準+30% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+35%達成の トラック(貨物)			令和2年度燃費基準+10% 達成の乗用車又は平成27 年度燃費基準+15%達成の トラック(貨物)																																																																						
軽自動車	乗用	営業用 1,800円	3,500円	5,200円																																																																					
	乗用	自家用 2,700円	5,400円	8,100円																																																																					
4輪	貨物	営業用 1,000円	1,900円	2,900円																																																																					
	貨物	自家用 1,300円	2,500円	3,800円																																																																					
3輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																					
	<p>当該軽自動車の取得価格(免税点50万円以下)</p> <p>燃費基準値の達成度等に応じて決定し、非課税、0.5%、1%、2%、3%(当面の間、2%を上限)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																																																																						
<p>たばこ千本につき 6,122円</p> <p>(10月売渡し分以降) たばこ千本につき 6,552円</p>	<p>毎月の売渡しについて 翌月末日までに申告</p>	<p>申告期限までの申告納付</p>																																																																							
<p>・保有 土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額の1.4/100 (遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額の1.4/100)</p> <p>・取得 土地の取得価額の3/100 (遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額の3/100)</p>	<p>・保有 5月31日</p> <p>・取得 { 2月末日 8月31日</p>	<p>申告期限までの申告納付</p>																																																																							
<p>1人1泊につき 150円(日帰りは1人70円)</p>	<p>翌月15日(特別徴収)</p>	<p>申告期限までの申告納入</p>																																																																							
<p>・資産割 各事業所床面積の合計面積 1㎡につき 600円 (免税点 1,000㎡以下)</p> <p>・従業者割 従業者給与総額の0.25/100 (免税点 100人以下)</p>	<p>・法人 事業年度終了の日から2月以内</p> <p>・個人 翌年3月15日</p>	<p>申告期限までの申告納付</p>																																																																							
<p>課税標準の0.3/100</p>	<p>—</p>	<p>固定資産税の納期と同じ</p>																																																																							
<p>算定標準額の1.4/100</p>	<p>—</p>	<p>6月30日(交付期限)</p>																																																																							

(2) 市税税率の変遷

		平成 24 年度	平成 25 年度																																				
市 民 税	個人均等割	3,000円	同 左																																				
	個人所得割	100分の6	同 左																																				
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th rowspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数の合計数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業者数が50人以下のもの</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の額が1,000万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の額が1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の額が10億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分		税率	資本金等の額	従業者数の合計数	次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業者数が50人以下のもの			資本金等の額が1,000万円以下	50人超	14万4千円	資本金等の額が1,000万円超1億円以下	50人以下	15万6千円	50人超	18万円	資本金等の額が1億円超10億円以下	50人以下	19万2千円	50人超	48万円	資本金等の額が10億円を超えるもの	50人以下	49万2千円	50人超	210万円	資本金等の額が50億円を超えるもの	50人超	360万円	6万円							
		法人の区分		税率																																			
	資本金等の額	従業者数の合計数																																					
次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で、従業者数が50人以下のもの																																							
資本金等の額が1,000万円以下	50人超	14万4千円																																					
資本金等の額が1,000万円超1億円以下	50人以下	15万6千円																																					
	50人超	18万円																																					
資本金等の額が1億円超10億円以下	50人以下	19万2千円																																					
	50人超	48万円																																					
資本金等の額が10億円を超えるもの	50人以下	49万2千円																																					
	50人超	210万円																																					
資本金等の額が50億円を超えるもの	50人超	360万円																																					
法人税割	100分の14.7	同 左																																					
固定資産税	100分の1.4	同 左																																					
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2 輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3 輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4 輪</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2 輪	2,400円	3 輪	3,100円	4 輪	乗 用	営業用	5,500円	自家用	7,200円	貨 物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	雪上車	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円	2輪の小型自動車	4,000円	同 左
車 種		税率																																					
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円																																					
	50cc超 90cc以下	1,200円																																					
	90cc超125cc以下	1,600円																																					
	ミニカー	2,500円																																					
軽自動車	2 輪	2,400円																																					
	3 輪	3,100円																																					
	4 輪	乗 用	営業用	5,500円																																			
			自家用	7,200円																																			
		貨 物	営業用	3,000円																																			
			自家用	4,000円																																			
雪上車	2,400円																																						
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円																																					
	その他	4,700円																																					
2輪の小型自動車	4,000円																																						
市たばこ税	たばこ千本につき 4,618円 (旧3級品千本につき 2,190円)	たばこ千本につき 5,262円 (旧3級品千本につき 2,495円)																																					
特別土地保有税 (当分の間、新たな課税は停止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有 土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額(遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額)の1.4/100</li> <li>・取得 土地の取得価額(遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額)の3/100</li> </ul>	同 左																																					
入 湯 税	1人1泊につき 150円 (日帰りは1人 70円)	同 左																																					
事 業 所 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産割 1㎡につき 600円</li> <li>・従業者割 従業者給与総額の 100分の0.25</li> </ul>	同 左																																					
都 市 計 画 税	100分の0.3	同 左																																					

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																																																																																																			
3,500円	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	100分の12.1 (H26.9.30までに開始した事業年度分は 100分の14.7)	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	<p>○原動機付自転車, 軽自動車(4輪・3輪以外), 小型特殊自動車・2輪の小型自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc 以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車 (4輪・3輪以外)</td> <td>軽2輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車(4輪・3輪)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">税 率</th> </tr> <tr> <th>初度検査年月日が H27.3.31以前</th> <th>初度検査 年月日が H27.4.1 以降※</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td rowspan="2">4 輪</td> <td>乗 営業用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>用 自家用</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>乗 営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>用 自家用</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※前年4月1日から当年3月31までに初度検査を受けたものは、グリーン化特例の対象となる場合がある。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">○グリーン化特例(軽課)対象車両</td> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">税 率</th> </tr> <tr> <th>令和2年度 燃費基準 +20%達成 の乗用車又 は平成27年 度燃費基準 +35%達成 のトラック (貨物)</th> <th>令和2年度 燃費基準達 成の乗用車 又は平成27 年度燃費基 準+15%達 成のトラック (貨物)</th> <th></th> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽 自 動 車</td> <td rowspan="2">4 輪</td> <td>乗 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>乗 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>用 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税 率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超 90cc 以下	2,000円	90cc超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車 (4輪・3輪以外)	軽2輪	3,600円	雪上車	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	2輪の小型自動車		6,000円			税 率			初度検査年月日が H27.3.31以前	初度検査 年月日が H27.4.1 以降※		軽 自 動 車	4 輪	乗 営業用	8,200円	5,500円	6,900円	用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円	貨 物	乗 営業用	4,500円	3,000円	3,800円	用 自家用	6,000円	4,000円	5,000円	3 輪		4,600円	3,100円	3,900円	※前年4月1日から当年3月31までに初度検査を受けたものは、グリーン化特例の対象となる場合がある。					○グリーン化特例(軽課)対象車両							税 率			令和2年度 燃費基準 +20%達成 の乗用車又 は平成27年 度燃費基準 +35%達成 のトラック (貨物)	令和2年度 燃費基準達 成の乗用車 又は平成27 年度燃費基 準+15%達 成のトラック (貨物)		軽 自 動 車	4 輪	乗 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨 物	乗 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	用 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	3 輪		1,000円	2,000円	3,000円
車 種		税 率																																																																																																			
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																																			
	50cc超 90cc 以下	2,000円																																																																																																			
	90cc超 125cc以下	2,400円																																																																																																			
	ミニカー	3,700円																																																																																																			
軽自動車 (4輪・3輪以外)	軽2輪	3,600円																																																																																																			
	雪上車	3,600円																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																			
	その他	5,900円																																																																																																			
2輪の小型自動車		6,000円																																																																																																			
		税 率																																																																																																			
		初度検査年月日が H27.3.31以前	初度検査 年月日が H27.4.1 以降※																																																																																																		
軽 自 動 車	4 輪	乗 営業用	8,200円	5,500円	6,900円																																																																																																
		用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円																																																																																																
	貨 物	乗 営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																																																																																
		用 自家用	6,000円	4,000円	5,000円																																																																																																
	3 輪		4,600円	3,100円	3,900円																																																																																																
	※前年4月1日から当年3月31までに初度検査を受けたものは、グリーン化特例の対象となる場合がある。																																																																																																				
○グリーン化特例(軽課)対象車両																																																																																																					
		税 率																																																																																																			
		令和2年度 燃費基準 +20%達成 の乗用車又 は平成27年 度燃費基準 +35%達成 のトラック (貨物)	令和2年度 燃費基準達 成の乗用車 又は平成27 年度燃費基 準+15%達 成のトラック (貨物)																																																																																																		
軽 自 動 車	4 輪	乗 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																
		用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																
	貨 物	乗 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																
		用 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																
3 輪		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																	
同 左	同 左	たばこ千本につき 5,262円 (旧3級品千本につき 2,925円)																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			
同 左	同 左	同 左																																																																																																			

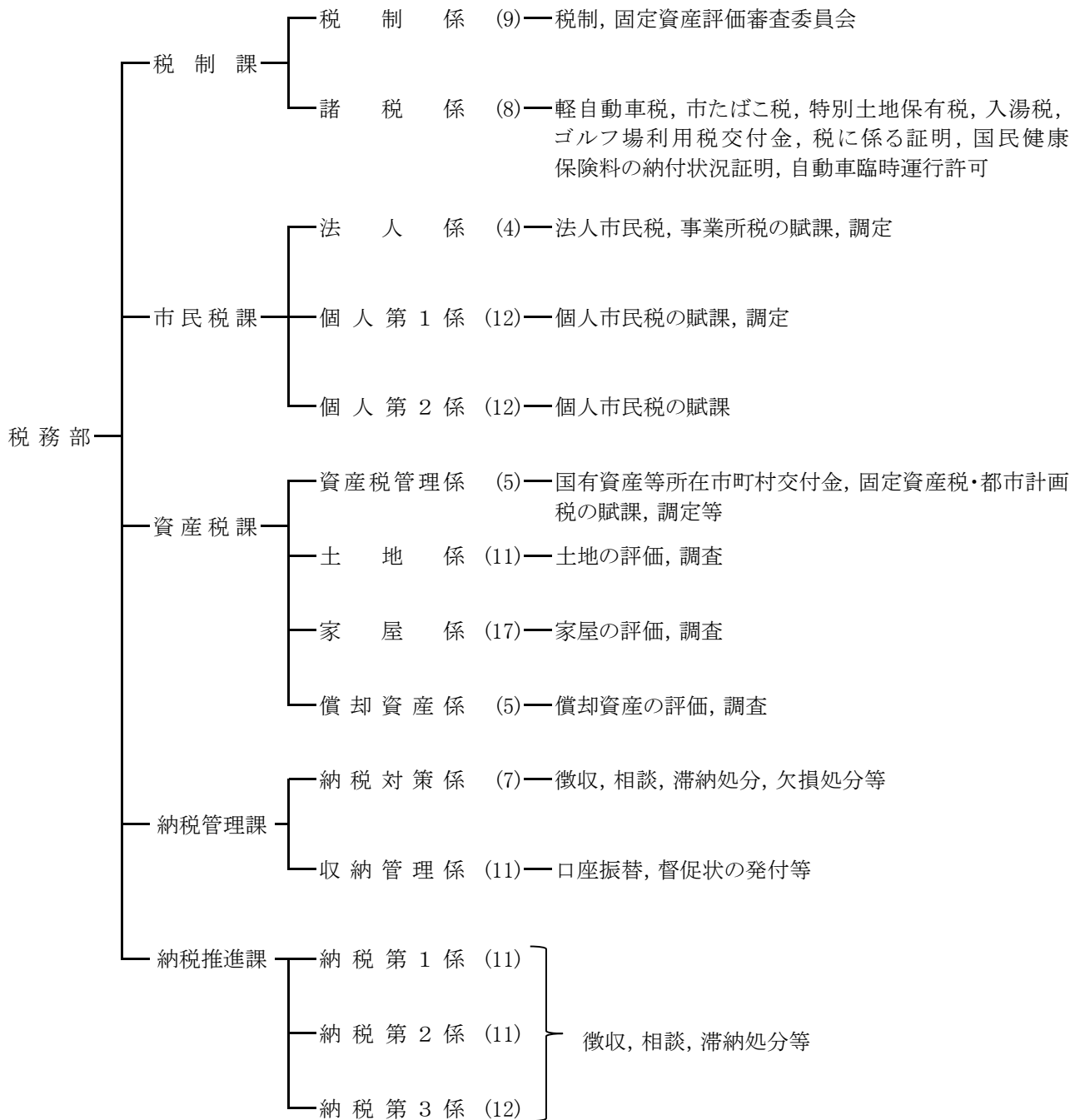
		平成 29 年度	平成 30 年度																																																																																										
市 民 税	個人均等割	3,500円 (再掲)	同 左																																																																																										
	個人所得割	100分の6 (再掲)	同 左																																																																																										
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数の合計数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で従業者数が50人以下のもの</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1,000万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>360万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分		税率	資本金等の額	従業者数の合計数		次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で従業者数が50人以下のもの			資本金等の額が1,000万円以下	50人超	14万4千円		50人以下	15万6千円	資本金等の額が1,000万円超1億円以下	50人超	18万円		50人以下	19万2千円	資本金等の額が1億円超10億円以下	50人超	48万円		50人以下	49万2千円	資本金等の額が10億円を超えるもの	50人超	210万円		50人以下	360万円	同 左																																																									
	法人の区分		税率																																																																																										
資本金等の額	従業者数の合計数																																																																																												
次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額が1,000万円以下で従業者数が50人以下のもの																																																																																													
資本金等の額が1,000万円以下	50人超	14万4千円																																																																																											
	50人以下	15万6千円																																																																																											
資本金等の額が1,000万円超1億円以下	50人超	18万円																																																																																											
	50人以下	19万2千円																																																																																											
資本金等の額が1億円超10億円以下	50人超	48万円																																																																																											
	50人以下	49万2千円																																																																																											
資本金等の額が10億円を超えるもの	50人超	210万円																																																																																											
	50人以下	360万円																																																																																											
法人税割	100分の12.1 (H26.9.30までに開始した事業年度分は100分の14.7) (再掲)	同 左																																																																																											
固定資産税	100分の1.4 (再掲)	同 左																																																																																											
軽自動車税	<p>○原動機付自転車、軽自動車(4輪・3輪以外)、小型特殊自動車・2輪の小型自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車(4輪・3輪以外)</td> <td>軽2輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽自動車(4輪・3輪)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>初度検査年月日がH27.3.31以前</th> <th>初度検査年月日から13年以上経過</th> <th>初度検査年月日がH27.4.1以降※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">4輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3輪</td> <td>貨物 営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>乗用 自家用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前年4月1日から当年3月31までに初度検査を受けたものは、グリーン化特例の対象となる場合がある。</p> <p>○グリーン化特例(軽課)対象車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>令和2年度燃費基準+20%達成</th> <th>令和2年度燃費基準+15%達成</th> <th>令和2年度燃費基準+10%達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">4輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3輪</td> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>乗用 自家用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超 90cc以下	2,000円	90cc超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車(4輪・3輪以外)	軽2輪	3,600円	雪上車	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	2輪の小型自動車		6,000円			税率			初度検査年月日がH27.3.31以前	初度検査年月日から13年以上経過	初度検査年月日がH27.4.1以降※	軽自動車	4輪	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円	乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円	3輪	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円	貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円			乗用 自家用	4,600円	3,100円	3,900円			税率			令和2年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準+15%達成	令和2年度燃費基準+10%達成	軽自動車	4輪	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	3輪	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円			乗用 自家用	1,000円	2,000円	3,000円	同 左
車種		税率																																																																																											
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																											
	50cc超 90cc以下	2,000円																																																																																											
	90cc超 125cc以下	2,400円																																																																																											
ミニカー	3,700円																																																																																												
軽自動車(4輪・3輪以外)	軽2輪	3,600円																																																																																											
	雪上車	3,600円																																																																																											
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																											
	その他	5,900円																																																																																											
2輪の小型自動車		6,000円																																																																																											
		税率																																																																																											
		初度検査年月日がH27.3.31以前	初度検査年月日から13年以上経過	初度検査年月日がH27.4.1以降※																																																																																									
軽自動車	4輪	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円																																																																																								
		乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円																																																																																								
	3輪	貨物 営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																																																																								
		貨物 自家用	6,000円	4,000円	5,000円																																																																																								
		乗用 自家用	4,600円	3,100円	3,900円																																																																																								
		税率																																																																																											
		令和2年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準+15%達成	令和2年度燃費基準+10%達成																																																																																									
軽自動車	4輪	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																								
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																								
	3輪	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																								
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																								
		乗用 自家用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																								
市たばこ税	たばこ千本につき 5,262円 (旧3級品千本につき 3,335円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率(旧3級品)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月売渡し分まで</td> <td>5,262円 (4,000円)</td> </tr> <tr> <td>10月売渡し分以降</td> <td>5,692円 (4,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率はたばこ千本に対する額である。</p>	区分	税率(旧3級品)	9月売渡し分まで	5,262円 (4,000円)	10月売渡し分以降	5,692円 (4,000円)																																																																																					
区分	税率(旧3級品)																																																																																												
9月売渡し分まで	5,262円 (4,000円)																																																																																												
10月売渡し分以降	5,692円 (4,000円)																																																																																												
特別土地保有税 (当分の間、新たな課税は停止)	<p>・保有 土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額(遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額の1.4/100)</p> <p>・取得 土地の取得価額(遊休土地は時価又は取得価額のいずれか高い額の3/100)</p>	同 左 (再掲)																																																																																											
入湯税	1人1泊につき150円(日帰りは1人70円) (再掲)	同 左																																																																																											
事業所税	<p>・資産割 1㎡につき600円</p> <p>・従業者割 従業者給与総額の100分の0.25 (再掲)</p>	同 左																																																																																											
都市計画税	100分の0.3 (再掲)	同 左																																																																																											



令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
100分の8.4 (R1.9.30までに開始した事業年度分は100分の12.1)	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
<p>○環境性能割(令和元年10月1日～)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>家用</th> <th>臨時的軽減措置適用後※4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">乗用車</td> <td>電気軽自動車等 ※1</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 ※3</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貨物車</td> <td>電気軽自動車等 ※1</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+25%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成30年排出ガス保安基準に適合する、又は、平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成車  ※2 ★★★★★とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車  ※3 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。  ※4 臨時的軽減措置とは、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の軽自動車について税率を1%軽減</p>	種別	区分	税率			営業用	家用	臨時的軽減措置適用後※4	乗用車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成車 ※3	非課税	非課税	非課税	★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3	0.5%	1.0%	非課税	令和12年度燃費基準55%達成車	1.0%	2.0%	1.0%		上記以外	2.0%			貨物車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税		平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税		★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車	0.5%	1.0%		平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	2.0%			上記以外	2.0%			同左	<p>○環境性能割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>家用</th> <th>臨時的軽減措置適用後※4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">乗用車</td> <td>電気軽自動車等 ※1</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 ※3</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貨物車</td> <td>電気軽自動車等 ※1</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+25%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成30年排出ガス保安基準に適合する、又は、平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成車  ※2 ★★★★★とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車  ※3 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。  ※4 臨時的軽減措置とは、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の軽自動車について税率を1%軽減</p>	種別	区分	税率			営業用	家用	臨時的軽減措置適用後※4	乗用車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成車 ※3	非課税	非課税	非課税	★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3	0.5%	1.0%	非課税	令和12年度燃費基準55%達成車	1.0%	2.0%	1.0%		上記以外	2.0%			貨物車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税		平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税		★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車	0.5%	1.0%		平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	2.0%			上記以外	2.0%		
種別			区分	税率																																																																																																						
	営業用	家用		臨時的軽減措置適用後※4																																																																																																						
乗用車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税	非課税																																																																																																						
	令和12年度燃費基準75%達成車 ※3	非課税	非課税	非課税																																																																																																						
	★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3	0.5%	1.0%	非課税																																																																																																						
	令和12年度燃費基準55%達成車	1.0%	2.0%	1.0%																																																																																																						
	上記以外	2.0%																																																																																																								
貨物車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税																																																																																																							
	平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税																																																																																																							
	★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車	0.5%	1.0%																																																																																																							
	平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	2.0%																																																																																																							
	上記以外	2.0%																																																																																																								
種別	区分	税率																																																																																																								
		営業用	家用	臨時的軽減措置適用後※4																																																																																																						
乗用車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税	非課税																																																																																																						
	令和12年度燃費基準75%達成車 ※3	非課税	非課税	非課税																																																																																																						
	★★★★かつ ※2 令和12年度燃費基準60%達成車 ※3	0.5%	1.0%	非課税																																																																																																						
	令和12年度燃費基準55%達成車	1.0%	2.0%	1.0%																																																																																																						
	上記以外	2.0%																																																																																																								
貨物車	電気軽自動車等 ※1	非課税	非課税																																																																																																							
	平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税																																																																																																							
	★★★★かつ ※2 平成27年度燃費基準+20%達成車	0.5%	1.0%																																																																																																							
	平成27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	2.0%																																																																																																							
	上記以外	2.0%																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率(旧3級品)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月売渡し分まで</td> <td>5,692円 (4,000円)</td> </tr> <tr> <td>10月売渡し分以降</td> <td>5,692円 (5,692円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率はたばこ千本に対する額である。</p>	区分	税率(旧3級品)	9月売渡し分まで	5,692円 (4,000円)	10月売渡し分以降	5,692円 (5,692円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月売渡し分まで</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>10月売渡し分以降</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率はたばこ千本に対する額である。</p>	区分	税率	9月売渡し分まで	5,692円	10月売渡し分以降	6,122円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月売渡し分まで</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>10月売渡し分以降</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率はたばこ千本に対する額である。</p>	区分	税率	9月売渡し分まで	6,122円	10月売渡し分以降	6,552円																																																																																						
区分	税率(旧3級品)																																																																																																									
9月売渡し分まで	5,692円 (4,000円)																																																																																																									
10月売渡し分以降	5,692円 (5,692円)																																																																																																									
区分	税率																																																																																																									
9月売渡し分まで	5,692円																																																																																																									
10月売渡し分以降	6,122円																																																																																																									
区分	税率																																																																																																									
9月売渡し分まで	6,122円																																																																																																									
10月売渡し分以降	6,552円																																																																																																									
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								
同左	同左	同左																																																																																																								

### (3) 税務機構

(令和3年9月1日現在)



※ ( )内は, 課長を除く人員である。

## (4) 税務機構及び事務分掌

(令和3年9月1日現在)

所 属	人 数 (人)									
	部長	次長	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	一般	合計	うち 女性職員
税 務 部	1	1							2	
税 制 課				1					1	
税 制 係						1	2	6	9	4
諸 税 係							1	6	7	3
計				1		1	3	12	17	7
市 民 税 課			1	2					3	
法 人 係							1	2	3	1
個 人 第 1 係							4	7	11	5
個 人 第 2 係						1	3	8	12	7
計			1	2		1	8	17	29	13
資 産 税 課			1	1	2				4	1
資 産 税 管 理 係							2	2	4	2
土 地 係						1	4	6	11	2
家 屋 係							4	12	16	8
償 却 資 産 係							3	1	4	
計			1	1	2	1	13	21	39	13
納 税 管 理 課			1		2				3	
納 税 対 策 係							4	2	6	1
収 納 管 理 係							4	6	10	4
計			1		2		8	8	19	5
納 税 推 進 課			1	1	2				4	
納 税 第 1 係							4	6	10	1
納 税 第 2 係							3	7	10	
納 税 第 3 係							4	7	11	1
計			1	1	2		11	20	35	2
合 計	1	1	4	5	6	3	43	78	141	40

※ 主査及び一般職には、地方公務員法第28条の4第1項から第3項までの規定による再任用職員を含む。

事 務 分 掌

課	係	事 務
税 制 課	税 制 係	(1) 税制の企画及び調整に関すること。 (2) 市税関係法規の研究に関すること。 (3) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (4) 税に係る関係機関, 各種協議会等に関すること。
	諸 税 係	(1) 軽自動車税, 特別土地保有税その他部内他課係に属しない諸税の賦課及び調定に関すること。 (2) 税に係る諸証明に関すること。 (3) 国民健康保険料の納付状況の証明に関すること。 (4) 自動車臨時運行の許可に関すること。 (5) ゴルフ場利用税交付金に関すること。
市民税課	法 人 係	(1) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。 (2) 事業所税の賦課及び調定に関すること。
	個 人 第 1 係 個 人 第 2 係	(1) 個人市民税の賦課及び調定に関すること。 (1) 個人市民税の賦課に関すること。
資産税課	資 産 税 管 理 係	(1) 固定資産税に係る管理及び調整に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	土 地 係	(1) 土地に係る固定資産の評価及び調査に関すること。
	家 屋 係 償 却 資 産 係	(1) 家屋に係る固定資産の評価及び調査に関すること。 (1) 償却資産に係る固定資産の評価及び調査に関すること。
納税管理課	納 税 対 策 係	(1) 市税及び国民健康保険料(以下「市税等」という。)の徴収に関すること。 (2) 市税等の滞納処分の執行及び停止に関すること。 (3) 税外収入の滞納処分の執行並びにその指導及び援助に関すること。 (4) 市税等の納付意識の向上及び納付方法に係る調査研究に関すること。 (5) 国民健康保険料の収納計画策定に関すること。 (6) 市税等の徴収の囑託及び受託に関すること。
	収 納 管 理 係	(1) 口座振替の普及に関すること。 (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (3) 市税等の欠損処分に関すること。 (4) 市税等の消込み及び決算資料の作成に関すること。 (5) 市税等の督促状の発付に関すること。
納税推進課	納 税 第 1 係 納 税 第 2 係 納 税 第 3 係	(1) 市税等の徴収及び相談に関すること。 (2) 市税等の滞納処分の執行及び停止並びに納付の猶予に関すること。 (3) 国民健康保険料の滞納状況の調査及び確認に関すること。 (4) 国民健康保険の保険給付の支払一時差止に係る控除に関すること。 (5) 税外収入の滞納処分の執行並びにその指導及び援助に関すること。 (6) 市税等の徴収の囑託及び受託に関すること。

(5) 税務機構の変遷

部	課	係
市民部 (H13.11.19現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係
	納税課	(納税第1～5担当) (特別滞納整理班+管外) 収納管理係
税務部 (H20.5.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係
	納税課	(特別滞納整理担当) 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納管理係
税務部 (H23.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係
	納税課	(特別滞納整理担当) (公売・管外担当) 納税対策係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納管理係
税務部 (H25.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係
	納税課	(特別滞納整理担当) 納税対策係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納管理係

部	課	係
税務部 (H26.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 償却資産係
	納税課	(特別滞納整理担当) 納税対策係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 収納管理係
税務部 (H29.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 償却資産係
	納税管理課	納税対策係 収納管理係
納税推進課	納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 特別滞納整理係	
税務部 (H31.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	法人第1係 個人第2係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 償却資産係
	納税管理課	納税対策係 収納管理係
納税推進課	納税第1係 納税第2係 納税第3係 納税第4係 特別滞納整理係	
税務部 (R2.4.1現在)	税制課	税制係 諸税係
	市民税課	法人第1係 個人第2係
	資産税課	資産税管理係 土地係 家屋第1係 償却資産係
	納税管理課	納税対策係 収納管理係
納税推進課	納税第1係 納税第2係 納税第3係	

## (6) 年齢階層別職員数

(令和3年9月1日現在)

年 齢	20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	合計	平均年齢
税 制 課	0人	4人	7人	5人	0人	16人	35歳4か月
市民税課	2	2	10	9	3	26	38歳8か月
資産税課	1	2	3	18	13	37	45歳5か月
納税管理課	0	1	4	10	3	18	43歳11か月
納税推進課	0	7	12	10	5	34	39歳2か月
合 計	3	16	36	52	24	131	41歳0か月

※ 課長補佐以下の職員を対象とする。

## (7) 職員勤続年数

(令和3年9月1日現在)

年 齢	2年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上	平均勤続年数	市職員勤続年数
税 制 課	9人	1人	3人	1人	0人	2人	3年0か月	10年10か月
市民税課	10	9	2	2	0	3	3年5か月	14年1か月
資産税課	10	9	3	1	4	10	4年6か月	22年1か月
納税管理課	7	4	0	1	2	4	4年3か月	18年2か月
納税推進課	17	14	1	0	0	2	2年3か月	13年3か月
合 計	53	37	9	5	6	21	3年6か月	16年3か月

※ 課長補佐以下の職員を対象とする。

## 6 市税関係証明交付等件数

(単位：件，%)

証明等の種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
市民税に関する証明	(34,779)	(96.4)	(31,516)	(90.6)	(26,518)	(84.1)	(23,277)	(87.8)	(10,972)	(47.1)
	61,886	95.8	56,953	92.0	49,616	87.1	44,066	88.8	28,319	64.3
固定資産税に関する証明	(1,328)	(115.7)	(1,315)	(99.0)	(1,457)	(110.8)	(1,518)	(104.2)	(1,495)	(98.5)
	8,448	109.7	8,311	98.4	8,033	96.7	8,267	102.9	8,001	96.8
納税証明	(6,762)	(99.3)	(6,781)	(100.3)	(6,552)	(96.6)	(6,618)	(101.0)	(6,396)	(96.6)
	12,114	110.2	10,897	90.0	11,557	106.1	11,740	101.6	11,627	99.0
課税台帳等複写	(99)	(64.7)	(76)	(76.8)	(60)	(78.9)	(99)	(165.0)	(99)	(100.0)
	2,427	97.2	2,270	93.5	2,420	106.6	2,490	102.9	2,224	89.3
課税台帳等閲覧	5	166.7	1	20.0	1	100.0	0	0.0	3	皆増
新增改築・滅失その他の証明	266	123.1	203	76.3	183	90.1	210	114.8	204	97.1
住宅用家屋証明	1,097	104.7	1,137	103.6	1,138	100.1	1,342	117.9	1,272	94.8
営業証明	323	101.3	299	92.6	276	92.3	263	95.3	246	93.5
国民健康保険料納付証明	955	98.2	895	93.7	925	103.4	922	99.7	869	94.3
合計	(42,968)	(97.3)	(39,688)	(92.4)	(34,587)	(87.1)	(31,512)	(91.1)	(18,962)	(60.2)
	87,521	99.1	80,966	92.5	74,149	91.6	69,300	93.5	52,765	76.1

※（ ）内は、証明交付等件数のうち手数料が無料又は免除の件数である。





## Ⅱ 課税の概況

- 1 市 民 税
- 2 固 定 資 産 税
- 3 軽 自 動 車 税
- 4 市 た ば こ 税
- 5 入 湯 税
- 6 事 業 所 税
- 7 都 市 計 画 税

# 1 市 民 税

## (1) 個人市民税

### ア 年度別納税義務者数及び調定額

(単位：人, 千円, %)

区 分	年 度	納 税 義 務 者 数				調 定 額			
		所得割と 均等割の 合算者	所 得 割 のみの者	均 等 割 のみの者	計	所 得 割	均 等 割	計	
普通 徴 収	28	38,489	1,390	6,244	46,123	3,288,376	156,322	3,444,698	
	29	35,711	1,388	5,870	42,969	3,130,535	145,360	3,275,894	
	30	31,957	1,310	5,647	38,914	2,908,705	131,470	3,040,175	
	元	24,892	1,367	4,846	31,105	2,397,869	103,944	2,501,813	
	2	23,954	1,508	4,782	30,244	2,374,232	100,393	2,474,625	
給 与 特 徴	28	83,899	981	2,866	87,746	9,970,865	303,640	10,274,505	
	29	86,793	913	3,062	90,768	10,238,556	314,449	10,553,005	
	30	90,371	1,170	3,387	94,928	10,553,993	328,110	10,882,103	
	元	97,639	1,022	4,158	102,819	11,103,859	356,235	11,460,094	
	2	98,713	905	4,018	103,636	11,335,722	359,489	11,695,211	
年 金 特 徴	28	17,216	0	5,565	22,781	514,361	79,724	594,085	
	29	17,750	0	5,564	23,314	535,690	81,588	617,278	
	30	17,957	0	5,753	23,710	538,536	82,981	621,517	
	元	18,239	0	5,745	23,984	547,936	83,922	631,858	
	2	18,419	0	5,884	24,303	547,765	85,030	632,795	
合 計	28	計	139,604	2,371	14,675	156,650	13,773,602	539,686	14,313,288
		対前年比	101.1	94.5	101.2	101.0	101.0	101.1	101.0
	29	計	140,254	2,301	14,496	157,051	13,904,781	541,397	14,446,178
		対前年比	100.5	97.0	98.8	100.3	101.0	100.3	100.9
	30	計	140,285	2,480	14,787	157,552	14,001,234	542,561	14,543,795
		対前年比	100.0	107.8	102.0	100.3	100.7	100.2	100.7
	元	計	140,770	2,389	14,749	157,908	14,049,664	544,101	14,593,765
		対前年比	100.3	96.3	99.7	100.2	100.3	100.3	100.3
	2	計	141,086	2,413	14,684	158,183	14,257,719	544,912	14,802,631
		対前年比	100.2	101.0	99.6	100.2	101.5	100.1	101.4

## イ 業種別納税義務者数(課税状況調)

(単位：人，%)

年度	給与所得		営業等所得		農業所得		その他の所得		分離長期短期譲渡所得等		合計	
	人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比
29	115,747	100.6	4,424	99.5	554	98.8	20,275	99.2	1,067	100.9	142,067	100.3
30	116,046	100.3	4,460	100.8	555	100.2	19,631	96.8	1,094	102.5	141,786	99.8
元	117,038	100.9	4,394	98.5	447	80.5	19,358	98.6	1,072	98.0	142,309	100.4
2	117,599	100.5	4,406	100.3	478	106.9	18,979	98.0	1,001	93.4	142,463	100.1
3	117,114	99.6	4,563	103.6	440	92.1	19,264	101.5	1,179	117.8	142,560	100.1

## ウ 業種別総所得金額(課税状況調)

(単位：千円，%)

年度	給与所得		営業等所得		農業所得		その他の所得		分離長期短期譲渡所得等		合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
29	329,506,738	102.2	13,367,044	99.8	2,531,216	104.6	34,551,866	97.9	11,035,411	86.1	390,992,275	101.2
30	333,996,425	101.4	13,650,580	102.1	2,814,198	111.2	33,513,691	97.0	14,323,995	129.8	398,298,889	101.9
元	339,617,142	101.7	13,436,704	98.4	1,994,243	70.9	33,101,623	98.8	11,790,448	82.3	399,940,160	100.4
2	343,752,589	101.2	13,739,012	102.2	2,166,743	108.6	32,950,552	99.5	11,302,760	95.9	403,911,656	101.0
3	354,814,449	103.2	15,152,636	110.3	2,194,819	101.3	34,711,274	105.3	12,477,778	110.4	419,350,956	103.8

エ 業種別課税標準額及び所得割額(課税状況調)

(単位：千円，%)

区 分		給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離長期短期譲渡所得等	合 計
平成29年度	課税標準額	205,789,813	8,686,530	1,658,483	16,870,300	9,799,747	242,804,873
	所得割額	11,828,965	497,345	97,736	941,335	365,039	13,730,420
	所得割額の構成比	86.1	3.6	0.7	6.9	2.7	100.0
平成30年度	課税標準額	208,750,662	8,889,749	1,918,285	16,463,686	12,966,945	248,989,327
	所得割額	11,933,081	508,299	113,043	917,988	404,068	13,876,479
	所得割額の構成比	86.0	3.7	0.8	6.6	2.9	100.0
令和元年度	課税標準額	212,119,254	8,713,392	1,276,461	16,369,876	10,478,132	248,957,115
	所得割額	12,063,278	495,803	74,914	907,880	401,216	13,943,091
	所得割額の構成比	86.5	3.6	0.5	6.5	2.9	100.0
令和2年度	課税標準額	214,900,988	8,946,419	1,410,160	16,448,340	10,101,486	251,807,393
	所得割額	12,187,352	508,899	82,826	913,309	385,691	14,078,077
	所得割額の構成比	86.6	3.6	0.6	6.5	2.7	100.0
令和3年度	課税標準額	214,202,064	9,770,281	1,435,649	16,230,121	10,963,630	252,601,745
	所得割額	12,042,109	552,293	84,206	901,414	424,293	14,004,315
	所得割額の構成比	86.0	4.0	0.6	6.4	3.0	100.0

オ 業種別所得割負担状況(課税状況調)

(単位：円)

区 分		給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離長期短期譲渡所得等	平均
平成29年度	1人当たり総所得金額	2,846,784	3,021,484	4,568,982	1,704,161	10,342,466	2,752,168
	1人当たり所得割額	102,197	112,420	176,419	46,428	342,117	96,647
平成30年度	1人当たり総所得金額	2,878,138	3,060,668	5,070,627	1,707,182	13,093,231	2,809,155
	1人当たり所得割額	102,831	113,968	203,681	46,762	369,349	97,869
令和元年度	1人当たり総所得金額	2,901,768	3,057,966	4,461,394	1,709,971	10,998,552	2,810,364
	1人当たり所得割額	103,071	112,836	167,593	46,899	374,269	97,978
令和2年度	1人当たり総所得金額	2,923,091	3,118,251	4,532,935	1,736,158	11,291,469	2,835,204
	1人当たり所得割額	103,635	115,501	173,276	48,122	385,306	98,819
令和3年度	1人当たり総所得金額	3,029,650	3,320,762	4,988,225	1,801,873	10,583,357	2,941,575
	1人当たり所得割額	102,824	121,037	191,377	46,793	359,875	98,235

# カ 個人市民税の所得控除等の変遷

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度																									
給与所得控除	(1) 162.5万円以下 65万円 (2) 162.5万円超 180万円以下 収入×40% (3) 180万円超 360万円以下 収入×30% + 18万円 (4) 360万円超 660万円以下 収入×20% + 54万円 (5) 660万円超 1,000万円以下 収入×10% + 120万円 (6) 1,000万円を超える場合 収入×5% + 170万円 ※ 660万円未満の場合、所得税法別表第5により求める。	(1) 162.5万円以下 65万円 (2) 162.5万円超 180万円以下 収入×40% (3) 180万円超 360万円以下 収入×30% + 18万円 (4) 360万円超 660万円以下 収入×20% + 54万円 (5) 660万円超 1,000万円以下 収入×10% + 120万円 (6) 1,000万円超 1,500万円以下 収入×5% + 170万円 (7) 1,500万円を超える場合 245万円 ※ 660万円未満の場合、所得税法別表第5により求める。																									
公的年金等控除	(1) 330 (130) 万円以下 120 (70) 万円 (2) 330 (130) 万円超 410万円以下 収入×25% + 37.5万円 (3) 410万円超 770万円以下 収入×15% + 78.5万円 (4) 770万円を超える場合 収入×5% + 155.5万円 ※ ( )内は、受給者が65歳未満の場合の額である。	同 左																									
専従者控除	(青色) 適正な給与の支給額 (白色) 50万円 (配偶者86万円)	同 左																									
所得控除	雑損	①損失額－補填額－総所得金額×10% ②災害関連支出額－5万円 ①・②のうち多い方の額	同 左																								
	医療費	医療費の額－補填額－(①総所得金額等×5% ②10万円) ※ ①又は②のいずれか低い方の額で計算し、控除限度額は200万円	同 左																								
	社会保険料	支払った、又は差し引かれた保険料	同 左																								
	小規模企業共済等掛金	支払った金額	同 左																								
	生命保険料	①平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等(旧契約) 15,000円以下 全額 15,000円超 40,000円まで 15,000円を超える額×1/2 + 15,000円 40,000円超 70,000円まで 40,000円を超える額×1/4 + 27,500円 70,000円を超える場合 35,000円 ※ 生命保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額 35,000円 ②平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等(新契約) 12,000円以下 全額 12,000円超 32,000円まで 12,000円を超える額×1/2 + 12,000円 32,000円超 56,000円まで 32,000円を超える額×1/4 + 22,000円 56,000円を超える場合 28,000円 ※ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額 28,000円 ③新契約及び旧契約の両方に係る生命保険料等を支払った場合 新契約は②の方法により、旧契約は①の方法により計算し、それぞれ限度額を28,000円とする。	同 左																								
	地震保険料	①地震保険料のみの場合 支払額×1/2 (限度額25,000円) ②旧長期損害保険料のみの場合 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 支払額×1/2 + 2,500円 15,000円を超える場合 10,000円 ③地震保険料・旧長期損害保険料の両方がある場合 ①・②それぞれの方法で計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)	同 左																								
	寡・勤	26万円 (特別寡婦 30万円)	同 左																								
	障害者	26万円 (特別障害者 30万円) ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は23万円を加算	同 左																								
	配偶者	①控除対象配偶者 33万円 ②老人控除対象者 38万円	同 左																								
	配偶者特別	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 45万円未満 33万円 45万円以上 75万円未満 38万円－(合計所得金額－38万円) 75万円以上 76万円未満 3万円	同 左																								
	扶養	①特定扶養親族1人につき 45万円 ②老人扶養親族1人につき 38万円 ③同居老親等1人につき 45万円 ④①～③以外の扶養親族1人につき 33万円 ※ ①及び④の年齢要件変更(①19歳以上、④年少扶養廃止)	同 左																								
	基礎	33万円	同 左																								
	税額控除	配当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円超</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>道民税</th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配</td> <td>1.60%</td> <td>1.20%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>② 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>		1,000万円以下		1,000万円超		市民税	道民税	市民税	道民税	① 剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%	② 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%	③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%
		1,000万円以下			1,000万円超																						
		市民税	道民税	市民税	道民税																						
① 剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%																							
② 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%																							
③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%																							
住宅借入金等特別	平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた者のうち、所得税から控除しきれなかった額がある者について、所得税の課税総所得金額等の3%を限度として翌年度の市民税の所得割から控除	平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた者のうち、所得税から控除しきれなかった額がある者について、所得税の課税総所得金額等の3% (4.2%)を限度として翌年度の市民税の所得割から控除 ※ ( )内は、平成26年4月以降に入居した場合に適用																									
寄附金	(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税) (2) 北海道共同募金会又は道内の日本赤十字社支部に対する寄附金 (3) 市長が条例で指定する次の寄附金 ・公益社団法人及び公益財団法人のうち、市内において事業を行うもの ・学校法人のうち、市内に学校等を設置するもの ・社会福祉法人のうち、市内で社会福祉事業を営むもの ・更生保護法人のうち、市内で更生保護事業を営むもの ・認定特定非営利活動法人のうち、市内で特定非営利活動に係る事業を行うもの ①基本控除 (寄附金 <sub>※1</sub> - 2千円) × 10% <sub>※2</sub> ②特例控除 <sub>※3</sub> (寄附金 - 2千円) × (90% - (0~40%) <sub>※4</sub> ) × 1.021) ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 都道府県が指定:4% 市区町村が指定:6% ※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度 ※4 寄附者に適用される所得税の最も高い税率	(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税) (2) 北海道共同募金会又は道内の日本赤十字社支部に対する寄附金 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市長が条例で定めるもの ①基本控除 (寄附金 <sub>※1</sub> - 2千円) × 10% <sub>※2</sub> ②特例控除 <sub>※3</sub> (寄附金 - 2千円) × (90% - (0~40%) <sub>※4</sub> ) × 1.021) ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 都道府県が指定:4% 市区町村が指定:6% ※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度 ※4 寄附者に適用される所得税の最も高い税率																									
参考	退職所得控除 勤続年数 20年以下 40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合は80万円 勤続年数 20年超 70万円×(勤続年数-20年) + 800万円 ※障害者になったことに起因して退職した場合は100万円を加算	同 左																									
	障・未・寡非課税範囲 125万円以下	同 左																									

平成 27 年度	平成 28 年度	項 目	
同 左	同 左	給与所得控除	
同 左	同 左	公的年金等控除	
同 左	同 左	専従者控除	
同 左	同 左	雑 損	所得控除
同 左	同 左	医 療 費	
同 左	同 左	社会保険料	
同 左	同 左	小規模企業 共済等掛金	
同 左	同 左	生命保険料	
同 左	同 左	地震保険料	
同 左	同 左	寡 ・ 勤	
同 左	同 左	障 害 者	
同 左	同 左	配 偶 者	
同 左	同 左	配偶者特別	
同 左	同 左	扶 養	税額控除
同 左	同 左	基 礎	
同 左	同 左	配 当	
平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和元年6月までに入居し、 所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた者のうち、所得税から控 除しきれなかった額がある者について、所得税の課税総所得金額等の 3%(4.2%)を限度として翌年度の市民税の所得割から控除 ※( )内は、平成26年4月以降に入居した場合に適用	同 左	住宅借入金等 特 別	税額控除
同 左	(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税) (2) 北海道共同募金会又は道内の日本赤十字社支部に対する寄附金 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税 特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関す る寄附金のうち、市長が条例で定めるもの ①基本控除 (寄附金 ※1 - 2千円) × 10% ※2 ②特例控除 ※3 (寄附金 - 2千円) × (90% - (0~45%) ※4 × 1.021) ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 都道府県が指定:4% 市区町村が指定:6% ※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度 ※4 寄附者に適用される所得税の最も高い税率	寄 附 金	
同 左	同 左	退職所得控除	参考
同 左	同 左	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	

項 目	平成 29 年度		平成 30 年度				
給 与 所 得 控 除	(1) 162.5万円以下	65万円	(1) 162.5万円以下	65万円			
	(2) 162.5万円超 180万円以下	収入×40%	(2) 162.5万円超 180万円以下	収入×40%			
公 的 年 金 等 控 除	(3) 180万円超 360万円以下	収入×30% + 18万円	(3) 180万円超 360万円以下	収入×30% + 18万円			
	(4) 360万円超 660万円以下	収入×20% + 54万円	(4) 360万円超 660万円以下	収入×20% + 54万円			
専 従 者 控 除	(5) 660万円超 1,000万円以下	収入×10% + 120万円	(5) 660万円超 1,000万円以下	収入×10% + 120万円			
	(6) 1,000万円超 1,200万円以下	収入×5% + 170万円	(6) 1,000万円を超える場合	220万円			
所 得 控 除	(7) 1,200万円を超える場合	230万円	(7) 1,200万円を超える場合	220万円			
	※ 660万円未満の場合、所得税法別表第5により求める。		※ 660万円未満の場合、所得税法別表第5により求める。				
雑 損	(1) 330 (130) 万円以下	120 (70) 万円	同 左	(再掲)			
	(2) 330 (130) 万円超 410万円以下	収入×25% + 37.5万円					
医 療 費	(3) 410万円超 770万円以下	収入×15% + 78.5万円	同 左	(再掲)			
	(4) 770万円を超える場合	収入×5% + 155.5万円					
社 会 保 険 料	※ ( )内は、受給者が65歳未満の場合の額である。		同 左	(再掲)			
	(青色) 適正な給与の支給額						
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	(白色) 50万円 (配偶者86万円)		同 左	(再掲)			
	①損失額－補填額－総所得金額×10%	①・②のうち多い方の額					
生 命 保 険 料	②災害関連支出額－5万円		同 左	(再掲)			
	医療費の額－補填額－(①総所得金額等×5% ②10万円)						
地 震 保 険 料	※ ①又は②のいずれか低い方の額で計算し、控除限度額は200万円		同 左	(再掲)			
	支払った、又は差し引かれた保険料						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	支払った金額		同 左	(再掲)			
	①平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等(旧契約)						
配 偶 者 特 別	15,000円以下	全額	同 左	(再掲)			
	15,000円超 40,000円まで	15,000円を超える額×1/2 + 15,000円					
扶 養	40,000円超 70,000円まで	40,000円を超える額×1/4 + 27,500円	同 左	(再掲)			
	70,000円を超える場合	35,000円					
基 礎	※ 生命保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額 35,000円		同 左	(再掲)			
	②平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等(新契約)						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	12,000円以下	全額	同 左	(再掲)			
	12,000円超 32,000円まで	12,000円を超える額×1/2 + 12,000円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	32,000円超 56,000円まで	32,000円を超える額×1/4 + 22,000円	同 左	(再掲)			
	56,000円を超える場合	28,000円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	※ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額 28,000円		同 左	(再掲)			
	③新契約及び旧契約の両方に係る生命保険料等を支払った場合						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	新契約は②の方法により、旧契約は①の方法により計算し、それぞれ限度額を28,000円とする		同 左	(再掲)			
	①地震保険料のみの場合	支払額×1/2 (限度額25,000円)					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	②旧長期損害保険料のみの場合	全額	同 左	(再掲)			
	5,000円以下	5,000円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2 + 2,500円	同 左	(再掲)			
	15,000円を超える場合	10,000円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	③地震保険料・旧長期損害保険料の両方がある場合		同 左	(再掲)			
	①・②それぞれの方法で計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	26万円 (特別寡婦 30万円)		同 左	(再掲)			
	26万円 (特別障害者 30万円)						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	※控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は23万円を加算		同 左	(再掲)			
	①控除対象配偶者	33万円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	②老人控除対象者	38万円	同 左	(再掲)			
	控除対象配偶者以外の配偶者である場合						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	45万円未満	33万円	同 左	(再掲)			
	45万円以上 75万円未満	38万円－(合計所得金額－38万円)					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	75万円以上 76万円未満	3万円	同 左	(再掲)			
	①特定扶養親族1人につき 45万円						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	②老人扶養親族1人につき	38万円	同 左	(再掲)			
	③同居老親等1人につき	45万円					
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	④①～③以外の扶養親族1人につき	33万円	同 左	(再掲)			
	※ ①及び④の年齢要件変更(①19歳以上、④年少扶養廃止)						
寡 ・ 勤 障 害 者 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	33万円		同 左	(再掲)			
税 額 控 除	配 当	1,000万円以下	1,000万円超	同 左			
		市民税	道民税		市民税	道民税	
税 額 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別	① 剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%	同 左
		② 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%	
税 額 控 除	寄 附 金	③ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%	同 左
		平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた者のうち、所得税から控除しきれなかった額がある者について、所得税の課税総所得金額等の3%(4.2%)を限度として翌年度の市民税の所得割から控除 ※ ( )内は、平成26年4月以降に入居した場合に適用					
参 考	退 職 所 得 控 除	(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)					同 左
		(2) 北海道共同募金会又は道内の日本赤十字支部に対する寄附金					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市長が条例で定めるもの					同 左
		①基本控除 (寄附金 <sub>※1</sub> －2千円)×10% <sub>※2</sub>					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	②特例控除 <sub>※3</sub> (寄附金－2千円)×(90%－(0～45%) <sub>※4</sub> ×1.021)					同 左
		※1 総所得金額等の30%を限度					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	※2 都道府県が指定:4% 市区町村が指定:6%					同 左
		※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	※4 寄附者に適用される所得税の最も高い税率					同 左
		勤続年数 20年以下 40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合は80万円					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	勤続年数 20年超 70万円×(勤続年数－20年) + 800万円					同 左
		※障害者になったことに起因して退職した場合は100万円を加算					
参 考	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	125万円以下				同 左	

令和元年度	令和2年度	項目																																														
同左	同左	給与所得控除																																														
同左	同左	公的年金等控除																																														
同左	同左	専従者控除																																														
同左	同左	雑損																																														
同左	同左	医療費																																														
同左	同左	社会保険料																																														
同左	同左	小規模企業 共済等掛金																																														
同左	同左	生命保険料																																														
同左	同左	地震保険料																																														
同左	同左	寡・勤																																														
26万円(特別障害者30万円) ※同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は23万円を加算	同左	障害者																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	同左	配偶者																																		
納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者																																														
900万円以下	33万円	38万円																																														
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																														
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>105万円超140万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超90万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>110万円超140万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>115万円超140万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超100万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>120万円超140万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	28万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	105万円超140万円以下	16万円	11万円	6万円	90万円超90万円以下	31万円	21万円	11万円	110万円超140万円以下	11万円	8万円	4万円	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	115万円超140万円以下	6万円	4万円	2万円	100万円超100万円以下	21万円	14万円	7万円	120万円超140万円以下	3万円	2万円	1万円	同左	配偶者特別
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額				配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																									
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下																																									
28万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	105万円超140万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
90万円超90万円以下	31万円	21万円	11万円	110万円超140万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	115万円超140万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
100万円超100万円以下	21万円	14万円	7万円	120万円超140万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
同左	同左	扶養																																														
同左	同左	基礎																																														
同左	同左	配当																																														
同左	同左	住宅借入金等 特別																																														
同左	同左	寄附金																																														
同左	同左	退職所得控除																																														
同左	同左	障・未・寡 非課税範囲																																														

所得控除  
税額控除  
参考



項 目		令 和 3 年 度																																																	
給 与 所 得 控 除		(1) 162.5万円以下 (2) 162.5万円超 180万円以下 (3) 180万円超 360万円以下 ※ 660万円未満の場合、所得税法別表第5により求める。	55万円 収入×40% - 10万円 収入×30% + 8万円	(4) 360万円超 660万円以下 (5) 660万円超 850万円以下 (6) 850万円を超える場合	収入×20% + 44万円 収入×10% + 110万円 195万円																																														
公 的 年 金 等 控 除		年金支払額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																														
		330(130)万円未満	110(60)万円	100(50)万円	90(40)万円																																														
		330(130)万円以上超410万円未満	収入×25%+27.5万円	収入×25%+17.5万円	収入×25%+7.5万円																																														
		410万円以上770万円未満	収入×15%+68.5万円	収入×15%+58.5万円	収入×15%+48.5万円																																														
		770万円以上1,000万円未満	収入×5%+145.5万円	収入×5%+135.5万円	収入×5%+125.5万円																																														
		1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																														
			※( )内は、受給者が65歳未満の場合の額である。																																																
所 得 金 額 調 整 控 除		<p>下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除される。</p> <p>○給与収入金額850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)本人が特別障害者に該当する</p> <p>(2)年齢23歳未満の扶養親族を有する</p> <p>(3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する</p> <p>(給与収入額1,000万円を超える場合は1,000万円-850万円)×10%</p> <p>○給与所得控除後の給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、かつその合計額が10万円を超える場合</p> <p>(給与所得控除後の給与等の金額<sub>※</sub> + 公的年金等に係る雑所得の金額<sub>※</sub>) - 10万円</p> <p>※計算額が10万円を超える場合は10万円が上限</p>																																																	
専 従 者 控 除		(青色) 適正な給与の支給額 (白色) 50万円 (配偶者86万円)	(再掲)																																																
雑 損		①損失額-補填額-総所得金額×10%	②災害関連支出額-5万円	※①・②のうち多い方の額 (再掲)																																															
医 療 費		医療費の額 - 補填額 - (①総所得金額等×5% ②10万円) ※①又は②のいずれか低い方の額で計算し、控除限度額は200万円 (再掲)																																																	
社 会 保 険 料		支払った、又は差し引かれた保険料 (再掲)																																																	
小 規 模 企 業 金 共 済 等 掛 金		支払った金額 (再掲)																																																	
所 得 控 除	所 命 保 険 料	<p>①平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等(旧契約)</p> <p>15,000円以下 全額</p> <p>15,000円超 40,000円まで 15,000円を超える額×1/2+15,000円</p> <p>40,000円超 70,000円まで 40,000円を超える額×1/4+27,500円</p> <p>70,000円を超える場合 35,000円</p> <p>※生命保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額 35,000円</p> <p>②平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等(新契約)</p> <p>12,000円以下 全額</p> <p>12,000円超 32,000円まで 12,000円を超える額×1/2+12,000円</p> <p>32,000円超 56,000円まで 32,000円を超える額×1/4+22,000円</p> <p>56,000円を超える場合 28,000円</p> <p>※生命保険料、介護医療保険料、個人年金それぞれ別に計算し、各限度額28,000円 (再掲)</p>																																																	
	地 震 保 険 料	<p>①地震保険料のみの場合 支払額×1/2 (限度額25,000円)</p> <p>②旧長期損害保険料のみの場合 全額</p> <p>5,000円以下 支払額×1/2+2,500円</p> <p>5,000円超 15,000円以下 10,000円</p> <p>15,000円を超える場合 (再掲)</p> <p>③地震保険料・旧長期損害保険料の両方がある場合 ①・②それぞれの方法で計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)</p>																																																	
	寡 ・ 勤 ひとり親 障 害 者	26万円 (特別障害者 30万円) ※同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は23万円を加算 (再掲)																																																	
	配 偶 者	<table border="1"> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象者</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table> (再掲)				納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																		
納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者																																																	
900万円以下	33万円	38万円																																																	
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																	
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																	
	配 偶 者 特 別	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>48万超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>115万超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>120万超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>105万超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>125万超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>110万超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>130万超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </table>				配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万超100万円以下	33万円	22万円	11万円	115万超120万円以下	16万円	11万円	6万円	100万超105万円以下	31万円	21万円	11万円	120万超125万円以下	11万円	8万円	4万円	105万超110万円以下	26万円	18万円	9万円	125万超130万円以下	6万円	4万円	2万円	110万超115万円以下	21万円	14万円	7万円	130万超133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																												
48万超100万円以下	33万円	22万円	11万円	115万超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																												
100万超105万円以下	31万円	21万円	11万円	120万超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																												
105万超110万円以下	26万円	18万円	9万円	125万超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																												
110万超115万円以下	21万円	14万円	7万円	130万超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																												
	扶 養	<p>①特定扶養親族 1人につき 45万円</p> <p>②老人扶養親族 1人につき 38万円</p> <p>③同居老親等 1人につき 45万円</p> <p>④①～③以外の扶養親族 1人につき 33万円</p> <p>※ ①及び④の年齢要件変更(①19歳以上、④年少扶養廃止) (再掲)</p>																																																	
	基 礎	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> </tr> <tr> <td>0～2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超～</td> <td>0円</td> </tr> </table>				合計所得金額		0～2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超～	0円																																				
合計所得金額																																																			
0～2,400万円以下	43万円																																																		
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																																		
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																																		
2,500万円超～	0円																																																		
税 額 控 除	税 配 当	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円超</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>道民税</th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> </tr> <tr> <td>①剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配</td> <td>1.60%</td> <td>1.20%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>②特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>③一般外貨建証券投資信託の収益の分配</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.15%</td> </tr> </table> (再掲)					1,000万円以下		1,000万円超		市民税	道民税	市民税	道民税	①剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%	②特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%	③一般外貨建証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%																						
	1,000万円以下		1,000万円超																																																
	市民税	道民税	市民税	道民税																																															
①剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%																																															
②特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(③を除く)	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%																																															
③一般外貨建証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%																																															
	住 宅 借 入 金 等 特 別	平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた者のうち、所得税から控除されなかった額がある者について、所得税の課税総所得金額等の3%(4.2%)を限度として翌年度の市民税の所得割から控除 ※( )内は、平成26年4月以降に入居した場合に適用 (再掲)																																																	
	寄 附 金	<p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)</p> <p>(2) 北海道共同募金会又は道内の日本赤十字社支部に対する寄附金</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市長が条例で定めるもの</p> <p>①基本控除 (寄附金<sub>※1</sub> - 2千円) × 10%<sub>※2</sub> ②特例控除<sub>※3</sub> (寄附金 - 2千円) × (90% - (0~45%)<sub>※4</sub> × 1.021)</p> <p>※1 総所得金額等の30%を限度</p> <p>※2 都道府県が指定:4% 市区町村が指定:6%</p> <p>※3 ふるさと納税にのみ適用され、個人住民税所得割額の2割を限度</p> <p>※4 寄附者に適用される所得税の最も高い税率 (再掲)</p>																																																	
参 考	退 職 所 得 控 除	勤続年数 20年以下 40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合は80万円 勤続年数 20年超 70万円×(勤続年数-20年)+800万円 ※障害者になったことに起因して退職した場合は100万円を加算 (再掲)																																																	
	障 ・ 未 ・ 寡 非 課 税 範 囲	135万円以下 (再掲)																																																	

キ 所得税・市民税課税最低限の推移(給与所得者)

(単位：千円)

収入の属する年	区分	独身	夫婦	夫婦子1人	夫婦子2人
平成12年	所得税	1,144	2,200	2,833	3,842
	市民税	(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
	差	1,088	1,950	2,500	3,250
平成13年 ～平成14年	所得税	1,144	2,200	2,833	3,842
	市民税	(1,000)	(1,766)	(2,271)	(2,771)
	差	1,088	1,950	2,500	3,250
平成15年	所得税	1,144	2,200	2,833	3,842
	市民税	(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
	差	1,088	1,950	2,500	3,250
平成16年	所得税	1,144	1,566	2,200	3,250
	市民税	(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
	差	1,088	1,455	1,950	2,700
平成17年 ～平成26年	所得税	1,144	1,566	2,200	3,250
	市民税	(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
	差	1,088	1,455	1,950	2,700
平成27年 ～令和2年	所得税	1,211	1,688	2,400	3,545
	市民税	(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
	差	1,152	1,541	2,127	2,945
差	59	147	273	600	

※ 所得税は収入の属する年の当年度に、市民税は翌年度にそれぞれ課税される。

※ 市民税の( )内は非課税限度額の金額である。

※ 夫婦子1人世帯については、子が一般扶養親族に該当するものとし、夫婦子2人世帯については、第1子が特定扶養親族、第2子が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

※ 社会保険料の金額については、平成12年～26年までは10%、平成27年～令和2年は15%としている。

## (2) 法人市民税

### ア 年度別法人数及び調定額

(単位：件, 千円, %)

年 度	法 人 数		均 等 割		法 人 税 割		合 計	
	件 数	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
平成28年度	8,967	100.1	1,130,941	103.2	2,091,886	91.9	3,222,827	95.6
平成29年度	8,990	100.3	1,135,785	100.4	1,999,606	95.6	3,135,391	97.3
平成30年度	8,957	99.6	1,117,707	98.4	2,101,568	105.1	3,219,275	102.7
令和元年度	8,946	99.9	1,116,654	99.9	2,176,491	103.6	3,293,145	102.3
令和2年度	8,905	99.5	1,096,071	98.2	1,707,249	78.4	2,803,320	85.1

※ 法人数は、各年度末の登録法人数である。

### イ 分類別法人数(令和2年度末現在の登録法人数)

#### A 産 業 別

業 種	法人数
農・林・水産・ 鉱 業	110
建 設 業	1,457
製 造 業	674
卸・小売業	2,292
金融・保険・ 不 動 産 業	1,141
運輸・通信業	420
電気・ガス業	9
サービス業	2,802
合 計	8,905

#### B 資本金等及び従業者別

資本金等	従業者	法人数
50億円超	50人超	38
10億円超 50億円以下	50人超	19
10億円超	50人以下	422
1億円超 10億円以下	50人超	44
1億円超 10億円以下	50人以下	334
1,000万円超 1億円以下	50人超	146
1,000万円超 1億円以下	50人以下	1,245
1,000万円 以下	50人超	66
1,000万円 以下	50人以下	6,591
合 計		8,905

#### C 組 織 別

組 織	法人数
株 式	5,424
有 限	2,361
合 資	15
合 名	1
宗 教	1
医 療	218
農 事 組 合	7
協 同	96
企 業 組 合	5
生 命 相 互	5
そ の 他	772
合 計	8,905

## ウ 産業別調定額の推移

(単位：千円，%)

産業別	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比
1 農・林・水産業	(2,519) 14,613	(0.1) 0.5	(136.8) 104.7	(2,552) 17,943	(0.1) 0.6	(101.3) 122.8	(2,181) 17,223	(0.0) 0.5	(85.5) 96.0	(2,253) 16,664	(0.0) 0.5	(103.3) 96.8	(1,393) 13,713	(0.0) 0.5	(61.8) 82.3
2 建設業	(112,900) 354,105	(3.5) 11.0	(112.7) 100.8	(119,568) 385,840	(3.8) 12.3	(105.9) 109.0	(106,096) 378,055	(3.3) 11.8	(88.7) 98.0	(108,359) 402,249	(3.3) 12.2	(102.1) 106.4	(112,251) 385,287	(4.0) 13.8	(103.6) 95.8
3 製造業	(344,387) 478,022	(10.7) 14.8	(108.4) 109.7	(302,423) 445,583	(9.6) 14.2	(87.8) 93.2	(325,247) 429,049	(10.1) 13.3	(107.5) 96.3	(288,947) 416,601	(8.8) 12.7	(88.8) 97.1	(243,630) 350,383	(8.7) 12.5	(84.3) 84.1
4 卸・小売業	(582,980) 870,822	(18.1) 27.0	(110.1) 104.2	(555,241) 854,230	(17.7) 27.2	(95.2) 98.1	(546,931) 836,922	(17.0) 26.0	(98.5) 98.0	(582,889) 888,113	(17.7) 27.0	(106.6) 106.1	(489,731) 718,255	(17.4) 25.6	(84.0) 80.9
5 金融・保険・不動産業	(437,222) 650,850	(13.6) 20.2	(64.4) 71.9	(453,649) 638,159	(14.5) 20.4	(103.8) 98.1	(520,772) 706,741	(16.2) 22.0	(114.8) 110.7	(512,089) 699,150	(15.6) 21.2	(98.3) 98.9	(405,819) 574,943	(14.5) 20.5	(79.2) 82.2
6 運輸・通信業	(117,308) 194,350	(3.6) 6.1	(106.8) 116.5	(112,924) 183,858	(3.6) 5.9	(96.3) 94.6	(110,333) 171,185	(3.4) 5.3	(97.7) 93.1	(112,321) 182,421	(3.4) 5.5	(101.8) 106.6	(103,803) 159,344	(3.7) 5.7	(92.4) 87.3
7 電気・ガス業	(19,517) 25,792	(0.6) 0.8	(460.9) 402.4	(3,956) 10,005	(0.1) 0.3	(20.3) 38.8	(9,438) 28,496	(0.3) 0.9	(238.6) 284.8	(25,630) 47,085	(0.8) 1.4	(271.6) 165.2	(26,778) 48,584	(1.0) 1.7	(104.5) 103.2
8 サービス業	(323,150) 634,273	(10.0) 19.7	(103.4) 96.6	(292,749) 599,773	(9.4) 19.1	(90.6) 94.6	(295,398) 651,604	(9.2) 20.2	(100.9) 108.6	(305,132) 640,862	(9.2) 19.5	(103.3) 98.4	(259,720) 552,811	(9.3) 19.7	(85.1) 86.3
合計	(1,939,983) 3,222,827	(60.2) 100.0	(94.4) 95.6	(1,843,062) 3,135,391	(58.8) 100.0	(95.0) 97.3	(1,916,396) 3,219,275	(59.5) 100.0	(104.0) 102.7	(1,937,620) 3,293,145	(58.8) 100.0	(101.1) 102.3	(1,643,125) 2,803,320	(58.6) 100.0	(84.8) 85.1

※上段( )内は、他市町村本店法人分である。

## エ 月別調定額の推移

(単位：千円，%)

月別	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比	調定額	構成比	対前 年比
4月	133,760	4.2	98.5	116,887	3.7	87.4	138,851	4.3	118.8	119,237	3.6	85.9	142,713	5.1	119.7
5月	454,065	14.0	91.4	462,805	14.8	101.9	427,357	13.3	92.3	466,155	14.2	109.1	407,981	14.5	87.5
6月	690,410	21.4	102.9	581,866	18.6	84.3	672,995	20.9	115.7	635,423	19.3	94.4	597,416	21.3	94.0
7月	311,383	9.7	69.6	309,028	9.9	99.2	338,490	10.5	109.5	328,321	10.0	97.0	338,599	12.1	103.1
8月	184,899	5.7	92.2	188,678	6.0	102.0	177,925	5.5	94.3	175,932	5.3	98.9	191,112	6.8	108.6
9月	112,441	3.5	121.9	115,470	3.7	102.7	115,288	3.6	99.8	116,924	3.5	101.4	115,133	4.1	98.5
10月	147,395	4.6	94.7	148,610	4.7	100.8	130,299	4.1	87.7	128,560	3.9	98.7	106,143	3.8	82.6
11月	658,000	20.4	115.3	625,186	19.9	95.0	612,976	19.0	98.0	637,823	19.4	104.1	459,313	16.4	72.0
12月	166,607	5.2	71.7	214,162	6.8	128.5	272,482	8.5	127.2	277,525	8.4	101.9	192,340	6.8	69.3
1月	75,691	2.3	118.8	71,764	2.3	94.8	67,968	2.1	94.7	82,080	2.5	120.8	58,208	2.1	70.9
2月	150,950	4.7	102.1	158,072	5.0	104.7	144,200	4.5	91.2	181,292	5.5	125.7	119,734	4.3	66.0
3月	137,226	4.3	87.3	142,863	4.6	104.1	120,444	3.7	84.3	143,873	4.4	119.5	74,628	2.7	51.9
合計	3,222,827	100.0	95.6	3,135,391	100.0	97.3	3,219,275	100.0	102.7	3,293,145	100.0	102.3	2,803,320	100.0	85.1

## 才 自主申告比率

(単位：件, 千円)

年 度	自 主 申 告		更 正 ・ 決 定		合 計	
	申告件数	金 額	賦課件数	金 額	件 数	金 額
平成28年度	12,188	3,213,281	497	9,546	12,685	3,222,827
(構成比)	(96.1%)	(99.7%)	(3.9%)	(0.3%)	(100.0%)	(100.0%)
平成29年度	12,270	3,129,696	367	5,695	12,637	3,135,391
(構成比)	(97.1%)	(99.8%)	(2.9%)	(0.2%)	(100.0%)	(100.0%)
平成30年度	12,463	3,210,851	385	8,424	12,848	3,219,275
(構成比)	(97.0%)	(99.7%)	(3.0%)	(0.3%)	(100.0%)	(100.0%)
令和元年度	12,239	3,283,857	386	9,288	12,625	3,293,145
(構成比)	(96.9%)	(99.7%)	(3.1%)	(0.3%)	(100.0%)	(100.0%)
令和2年度	12,099	2,795,541	403	7,779	12,502	2,803,320
(構成比)	(96.8%)	(99.7%)	(3.2%)	(0.3%)	(100.0%)	(100.0%)

## 力 法人異動内訳

(単位：件)

年 度	増 (A)		減 (B)			差 引 (A) - (B)
	新設	営業再開等	解散	休業閉鎖	その他	
平成28年度	317	19	129	199	3	5
平成29年度	370	36	138	242	3	23
平成30年度	315	44	127	261	4	△ 33
令和元年度	315	28	144	209	1	△ 11
令和2年度	290	13	124	223	3	△ 47

## 2 固定資産税

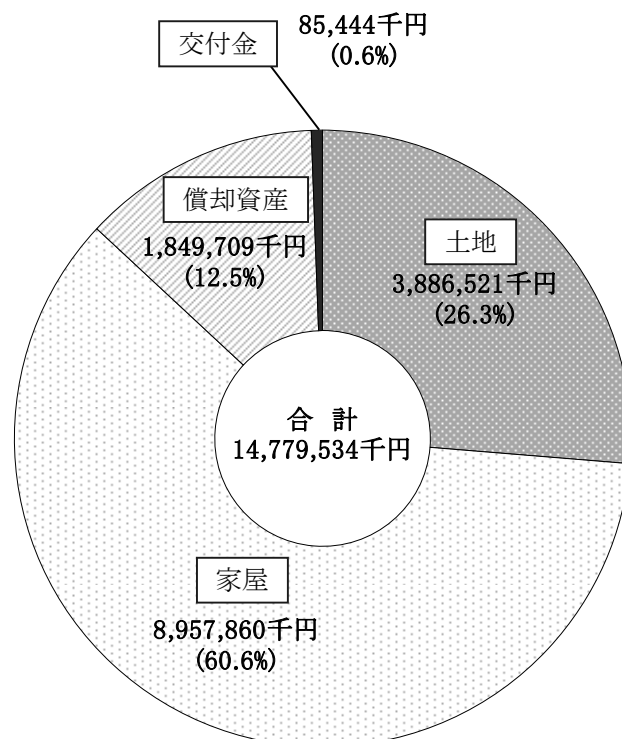
### (1) 調定額

#### ア 年度別納税義務者数及び調定額

年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)	
評価 件数	土地	222,482 筆	99.9	221,851 筆	99.7	220,714 筆	99.5	220,690 筆	100.0	220,574 筆	99.9
	家屋	169,133 棟	100.0	168,976 棟	99.9	168,684 棟	99.8	168,733 棟	100.0	167,591 棟	99.3
調 定 額	土地	3,921,045 千円	100.1	3,915,673 千円	99.9	3,877,875 千円	99.0	3,883,488 千円	100.1	3,886,521 千円	100.1
	家屋	8,695,442 千円	103.0	8,825,195 千円	101.5	8,663,807 千円	98.2	8,814,165 千円	101.7	8,957,860 千円	101.6
	償却資産	1,850,878 千円	105.8	1,829,898 千円	98.9	1,847,591 千円	101.0	1,839,169 千円	99.5	1,849,709 千円	100.6
	交付金	88,273 千円	96.4	74,413 千円	84.3	71,430 千円	96.0	72,847 千円	102.0	85,444 千円	117.3
	計	14,555,638 千円	102.5	14,645,179 千円	100.6	14,460,703 千円	98.7	14,609,669 千円	101.0	14,779,534 千円	101.2
納 税 義 務 者 数	土地	100,619 人	100.0	100,689 人	100.1	100,227 人	99.5	100,245 人	100.0	100,199 人	100.0
	家屋	100,799 人	100.1	100,987 人	100.2	101,124 人	100.1	101,157 人	100.0	101,177 人	100.0
	償却資産	3,007 人	102.2	3,025 人	100.6	3,040 人	100.5	3,081 人	101.3	3,114 人	101.1
	計 (実人数)	121,335 人	99.8	121,232 人	99.9	120,841 人	99.7	120,598 人	99.8	120,293 人	99.7

※免税点未満を除く。

#### イ 令和2年度固定資産税調定額構成比



## (2) 土地

### ア 地目別決定価格及び課税標準額(概要調書)

(単位：千円, m<sup>2</sup>)

地目別		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
田	地積	113,542,048	113,218,185	113,200,197	113,400,175	113,388,924
	課税標準額	5,234,407	5,217,351	5,156,089	5,139,443	5,139,650
	決定価格	6,348,942	6,302,181	6,093,255	6,019,081	6,008,364
畑	地積	33,377,682	33,347,877	32,977,477	33,388,317	33,208,356
	課税標準額	1,733,827	1,632,936	1,502,982	1,411,581	1,345,107
	決定価格	4,824,260	4,475,984	4,008,601	3,704,370	3,493,272
宅地	地積	51,597,537	51,895,487	51,912,328	51,982,732	52,036,090
	課税標準額	263,255,291	263,503,105	262,381,690	262,164,599	262,116,394
	決定価格	698,757,976	699,987,431	697,872,760	699,018,502	699,824,267
山林	地積	55,852,397	56,086,962	56,137,281	55,983,186	55,864,597
	課税標準額	383,073	386,589	373,467	364,729	322,998
	決定価格	481,585	486,340	465,177	452,643	393,193
その他	地積	45,305,163	45,222,924	44,916,002	43,850,810	44,213,597
	課税標準額	10,656,106	10,646,825	9,804,530	9,678,205	9,708,660
	決定価格	18,125,969	18,114,951	16,896,158	16,749,253	16,798,879
合計	地積	299,674,827	299,771,435	299,143,285	298,605,220	298,711,564
	課税標準額	281,262,704	281,386,806	279,218,758	278,758,557	278,632,809
	決定価格	728,538,732	729,366,887	725,335,951	725,943,849	726,517,975

※免税点未満を除く。

### イ 地目別最高及び平均価格

(単位：円)

地目別		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
田	最高	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	平均	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
	提示平均価格	41,343	41,181	41,564	41,564	41,564	41,564
畑	最高	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
	平均	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	提示平均価格	7,167	9,015	8,983	8,983	8,983	8,728
宅地	最高	164,000	164,000	175,000	175,000	175,000	181,000
	平均	13,357	13,302	13,247	13,248	13,248	13,152
	提示平均価格	13,293	13,457	13,410	13,410	13,410	13,318
山林	最高	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	平均	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	提示平均価格	2,806	2,808	2,808	2,808	2,808	2,816

※最高及び平均価格は概要調書による。ただし、宅地の最高額は基準宅地の路線価である。

宅地は1m<sup>2</sup>当たりの価格、宅地以外は1,000m<sup>2</sup>当たりの価格である。

## ウ 課税標準段階別納税義務者数

(単位：千円、人、%)

段 階 別	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	課税標準額	納税義務者		課税標準額	納税義務者		課税標準額	納税義務者	
		構成比	構成比		構成比	構成比			
30万(法定免税点)未満	1,253,203	8,188	7.9	1,284,554	8,646	8.3	1,275,031	8,607	8.3
30万以上40万未満	2,887,244	7,908	7.6	2,923,964	8,002	7.7	2,909,251	7,961	7.7
40万以上50万未満	2,944,642	6,391	6.2	2,905,442	6,304	6.1	2,912,497	6,319	6.1
50万以上75万未満	14,600,106	23,158	22.2	14,710,945	23,322	22.4	14,763,783	23,405	22.5
75万以上100万未満	16,657,360	19,286	18.5	16,574,368	19,183	18.4	16,645,635	19,262	18.5
100万以上5千万未満	147,764,384	38,691	37.1	145,161,979	38,116	36.6	143,896,855	37,923	36.4
5千万以上1億未満	21,182,360	305	0.3	20,621,246	295	0.3	20,777,339	298	0.3
1億以上3億未満	32,670,569	208	0.2	32,956,283	209	0.2	33,063,154	210	0.2
3億以上5億未満	12,307,591	33	0.0	12,721,174	34	0.0	13,212,895	35	0.0
5 億 以 上	30,372,417	27	0.0	30,643,227	26	0.0	30,577,013	26	0.0
合 計	282,639,876	104,195	100.0	280,503,182	104,137	100.0	280,033,453	104,046	100.0

段 階 別	令和2年度			令和3年度		
	課税標準額	納税義務者		課税標準額	納税義務者	
		構成比	構成比		構成比	構成比
30万(法定免税点)未満	1,263,702	8,566	8.2	1,325,290	8,858	8.5
30万以上40万未満	2,905,121	7,944	7.7	2,911,275	7,989	7.7
40万以上50万未満	2,899,312	6,289	6.1	2,934,239	6,369	6.1
50万以上75万未満	14,804,262	23,473	22.6	14,933,152	23,655	22.8
75万以上100万未満	16,731,137	19,363	18.6	16,834,591	19,464	18.7
100万以上5千万未満	142,950,721	37,732	36.3	140,423,854	37,053	35.7
5千万以上1億未満	21,338,437	305	0.3	20,763,937	297	0.3
1億以上3億未満	32,930,104	208	0.2	34,899,460	217	0.2
3億以上5億未満	14,020,673	37	0.0	13,403,587	36	0.0
5 億 以 上	30,052,909	25	0.0	28,829,424	23	0.0
合 計	279,896,378	103,942	100.0	277,258,809	103,961	100.0

※免税点未満を含む。

## エ 課税標準の特例適用状況(令和3年度:概要調書)

(単位：千円)

適用条項	法第349条の3	法附則第15条	法附則第15条
	第9項	第33項	第34項
特 例 率	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
評価額×特例率	183,504	2,178	10,909
課 税 標 準 額	128,453	2,178	7,352

適用条項	法附則第15条の2	法附則第15条の3		合 計
	第2項	第1項		
特 例 率	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{3}{10}$	
評価額×特例率	179,735	481,430	952,986	1,810,742
課 税 標 準 額	125,800	331,021	660,835	1,255,639



オ 土地に関する概要調書(令和3年度)

納税義務者	区分	総数(人)	免税点未満のもの(人)	免税点以上のもの(人)
	個人	99,812	8,589	91,223
	法人	4,149	268	3,881
	合計	103,961	8,857	95,104

地目別	地積 (㎡)				決定価格 (千円)				筆数 (筆)				単位当たり価格			
	非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)=(ハ)+(ニ)	法定免税点未満のもの (ハ)	法定免税点以上のもの (ニ)	総額 (ホ)=(イ)+(ロ)	法定免税点未満のもの (ヘ)	法定免税点以上のもの (ト)	(ト)にかかる課税標準額 (ウ)	非課税地筆数 (カ)	評価総筆数 (キ)	法定免税点未満のもの (ク)=(ケ)-(コ)	法定免税点以上のもの (ク)	平均価格 (円/㎡) (コ)=(ホ)/(ク)	最高価格 (円/㎡) (ケ)		
田	一般田	1,712,528	114,072,581	846,791	113,225,790	4,740,849	26,774	4,714,075	4,738,695	2,010	19,762	435	19,327	42	70	
	勸告遊休田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在田・市街化区域田	20,628	169,390	0	169,390	1,136,045	0	1,136,045	376,593	33	122	0	122	6,707	21,200	
畑	一般畑	1,774,514	35,382,586	2,533,970	32,848,616	309,896	17,465	292,431	309,872	986	8,219	659	7,560	9	73	
	勸告遊休畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在畑・市街化区域畑	103,233	347,178	1,280	345,898	2,829,802	1,489	2,828,313	935,390	78	496	5	491	8,151	24,100	
宅地	小規模住宅用地	/	23,451,835	842,361	22,609,474	349,279,831	5,244,975	344,034,856	58,188,711	/	146,168	6,772	139,396	14,893	110,750	
	一般住宅用地	/	10,993,889	396,967	10,596,922	111,214,952	702,537	110,512,415	37,060,671	/	103,264	3,484	99,780	10,116	110,750	
	住宅用地以外の宅地	/	18,896,706	68,366	18,828,340	241,070,554	63,637	241,006,917	165,799,032	/	36,884	565	36,319	12,757	200,806	
	計	5,759,936	53,342,430	1,307,694	52,034,736	701,565,337	6,011,149	695,554,188	261,048,414	4,789	286,316	10,821	275,495	13,152	200,806	
塩田	0	/	/	/	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/		
鉱泉地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
池沼	534,989	631,879	35,790	596,089	9,196	513	8,683	9,196	95	396	21	375	15	62		
山林	一般山林	321,466,672	70,655,565	14,942,968	55,712,597	199,028	39,500	159,528	199,028	428	7,772	2,597	5,175	3	8	
	介在山林	9,933	152,633	32,741	119,892	253,383	282	253,101	177,361	8	223	7	216	1,660	6,229	
牧場	3,323,159	678,851	38,677	640,174	2,012	97	1,915	2,012	16	55	2	53	3	9		
原野	6,086,673	45,600,193	12,096,944	33,503,249	109,012	19,255	89,757	98,207	1,025	8,747	2,739	6,008	2	5,851		
雑種地	ゴルフ場の用地	0	2,114,065	0	2,114,065	1,636,416	0	1,636,416	1,027,246	0	411	0	411	774	881	
	遊園地等の用地	182,817	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0		
	鉄軌道用地	単体利用	215,260	1,645,769	0	1,645,769	4,089,913	0	4,089,913	1,051,470	41	444	0	444	2,485	13,240
		複合利用	小規模住宅用地	/	0	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	/	0	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	/	13,911	0	13,911	1,028,015	0	1,028,015	609,097	/	11	0	11	73,899
計	0	13,911	0	13,911	1,028,015	0	1,028,015	609,097	0	11	0	11	73,899	160,075		
その他の雑種地	1,902,722	5,776,228	309,749	5,466,479	9,684,464	101,039	9,583,425	6,676,231	1,824	7,108	938	6,170	1,677	40,921		
計	2,300,799	9,549,973	309,749	9,240,224	16,438,808	101,039	16,337,769	9,364,044	1,995	7,974	938	7,036	1,721	160,075		
その他	73,983,678	/	/	/	/	/	/	/	73,848	/	/	/	/	/		
合計	417,076,742	330,583,259	32,146,604	298,436,655	727,593,368	6,217,563	721,375,805	277,258,812	85,311	340,082	18,224	321,858	2,201	/		

# カ 負担調整に関する年度別状況(概要調書)

(単位：千㎡, 千円, %)

区分	平成 29 年度						平成 30 年度						
	地積		決定価格		課税標準額		地積		決定価格		課税標準額		
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
農地	本則による課税分	146,340	48.8	8,245,440	1.1	6,084,691	2.2	146,007	48.8	8,196,565	1.1	6,065,780	2.2
	負担調整率適用分	215	0.1	2,424,534	0.3	690,471	0.2	163	0.1	1,835,125	0.3	544,700	0.2
	計	146,555	48.9	10,669,974	1.4	6,775,162	2.4	146,170	48.9	10,031,690	1.4	6,610,480	2.4
宅地	本則による課税分	32,077	10.7	451,319,568	61.9	93,574,234	33.3	32,029	10.7	438,456,516	60.4	90,974,952	32.6
	引下げによる課税分	1,716	0.6	23,350,471	3.2	16,345,329	5.8	6,280	2.1	89,114,700	12.3	62,380,290	22.3
	負担調整率適用分	18,102	6.0	225,317,392	30.9	153,583,542	54.6	13,603	4.5	170,301,544	23.5	109,026,448	39.0
計	51,895	17.3	699,987,431	96.0	263,503,105	93.7	51,912	17.3	697,872,760	96.2	262,381,690	93.9	
その他	本則による課税分	92,357	30.8	238,264	0.0	238,264	0.0	92,322	30.9	239,138	0.0	239,138	0.1
	引下げによる課税分	386	0.1	1,171,755	0.2	820,228	0.3	2,817	0.9	7,984,764	1.1	5,589,334	2.0
	負担調整率適用分	8,578	2.9	17,299,463	2.4	10,050,047	3.6	5,922	2.0	9,207,599	1.3	4,398,116	1.6
計	101,321	33.8	18,709,482	2.6	11,108,539	3.9	101,061	33.8	17,431,501	2.4	10,226,588	3.7	
合計	299,771	100.0	729,366,887	100.0	281,386,806	100.0	299,143	100.0	725,335,951	100.0	279,218,758	100.0	

区分	令和元年度						令和2年度						
	地積		決定価格		課税標準額		地積		決定価格		課税標準額		
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
農地	本則による課税分	146,644	49.1	8,161,286	1.1	6,056,929	2.2	146,497	49.1	8,408,690	1.2	6,139,162	2.2
	負担調整率適用分	137	0.0	1,496,158	0.2	448,404	0.2	96	0.0	1,047,060	0.1	313,702	0.1
	計	146,781	49.1	9,657,444	1.3	6,505,333	2.4	146,593	49.1	9,455,750	1.3	6,452,864	2.3
宅地	本則による課税分	33,060	11.1	455,160,523	62.7	94,378,138	33.9	33,173	11.1	456,878,549	62.9	94,717,049	34.0
	引下げによる課税分	155	0.1	1,325,666	0.2	927,966	0.3	64	0.0	607,036	0.1	424,925	0.2
	負担調整率適用分	18,768	6.3	242,532,313	33.4	166,858,495	59.8	18,799	6.3	242,338,682	33.4	166,974,420	59.9
計	51,983	17.5	699,018,502	96.3	262,164,599	94.0	52,036	17.4	699,824,267	96.4	262,116,394	94.1	
その他	本則による課税分	91,096	30.5	237,294	0.1	237,294	0.1	91,315	30.6	237,104	0.0	237,104	0.1
	引下げによる課税分	87	0.0	209,504	0.0	146,652	0.0	80	0.0	163,538	0.0	114,476	0.0
	負担調整率適用分	8,658	2.9	16,821,105	2.3	9,704,679	3.5	8,689	2.9	16,837,316	2.3	9,711,971	3.5
計	99,841	33.4	17,267,903	2.4	10,088,625	3.6	100,083	33.5	17,237,958	2.3	10,063,551	3.6	
合計	298,605	100.0	725,943,849	100.0	278,758,557	100.0	298,712	100.0	726,517,975	100.0	278,632,809	100.0	

区分	令和3年度						
	地積		決定価格		課税標準額		
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
農地	本則による課税分	146,527	49.1	8,378,196	1.2	6,128,224	2.2
	負担調整率適用分	59	0.0	555,603	0.1	161,871	0.1
	計	146,586	49.1	8,933,799	1.3	6,290,095	2.3
宅地	本則による課税分	32,599	10.9	443,597,018	61.5	92,037,216	33.4
	引下げによる課税分	5,854	2.0	86,490,701	12.0	60,543,491	21.9
	負担調整率適用分	13,582	4.5	165,466,469	22.9	107,316,786	38.9
計	52,035	17.4	695,554,188	96.4	259,897,493	94.2	
その他	本則による課税分	91,059	30.5	236,671	0.0	236,671	0.1
	引下げによる課税分	652	0.3	2,290,721	0.3	1,603,505	0.6
	負担調整率適用分	8,105	2.7	14,360,426	2.0	7,905,889	2.8
計	99,816	33.5	16,887,818	2.3	9,746,065	3.5	
合計	298,437	100.0	721,375,805	100.0	275,933,653	100.0	

キ 土地に係る負担調整措置の変遷

		平成6年度から平成8年度まで		
固定資産税	負担調整率	住宅用地	上昇率	負担調整率
				H6～H7
	1.8倍以下のもの	1.05	1.025	
	1.8倍を超え 2.4倍以下のもの	1.075	1.05	
2.4倍を超え 3.0倍以下のもの	1.1	1.075		
3.0倍を超え 5.0倍以下のもの	1.15	1.1		
5.0倍を超えるもの	1.2	1.15		
負担調整率	非住宅用地	上昇率	負担調整率	
			H6～H7	H8
1.8倍以下のもの	1.05	1.025		
1.8倍を超え 2.4倍以下のもの	1.075	1.05		
2.4倍を超え 3.0倍以下のもの	1.1	1.075		
3.0倍を超え 5.0倍以下のもの	1.15	1.1		
5.0倍を超え 9.0倍以下のもの	1.2	1.15		
9.0倍を超えるもの	1.25	1.2		
負担調整率	農地	上昇率	負担調整率	
			H6～H7	H8
1.075倍以下のもの	1.025	1.025		
1.075倍を超え 1.15倍以下のもの	1.05	1.05		
1.15倍を超え 1.3倍以下のもの	1.1	1.1		
1.3倍を超え 1.5倍以下のもの	1.15	1.15		
1.5倍を超えるもの	1.2	1.15		
課税標準額の算出	<p>○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (価格を超えるときは価格とする。)</p> <p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/6</li> <li>・一般住宅用地 1/3</li> </ul> <p>※宅地評価土地の特例措置(6～8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例適用前上昇率が1.8を超え4.0以下 3/4</li> <li>・特例適用前上昇率が4.0を超え7.5以下 2/3</li> <li>・特例適用前上昇率が7.5を超える土地 1/2</li> </ul> <p>※宅地評価土地の特例措置(7～8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例適用前上昇率が2.4を超え4.8以下 3/4</li> <li>・特例適用前上昇率が4.8を超え6以下 3/5</li> <li>・特例適用前上昇率が6を超える土地 1/2</li> </ul> <p>※上昇率＝<math>\frac{\text{平成6年度価格}}{\text{平成5年度課税標準額}}</math></p>			

		平成6年度から平成8年度まで	
都市計画税	負担調整率	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/3</li> <li>・一般住宅用地 2/3</li> </ul> <p>※宅地評価土地の特例措置 固定資産税と同じ</p>	

		平成9年度から平成11年度まで			
固定資産税	負担調整率	商業地等	負担水準	地価下落率	負担調整率
			80%超		0.8まで引下げ
	60%以上 80%以下		据置(1.0)		
	45%以上 60%未満	△25%以上	据置(1.0)		
40%以上 45%未満	△25%未満	1.025			
30%以上 40%未満		1.05			
20%以上 30%未満		1.075			
10%以上 20%未満		1.10			
10%未満		1.15			
負担調整率	小規模住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
		100%以上		本則課税	
80%以上 100%未満		据置(1.0)			
55%以上 80%未満	△25%以上	据置(1.0)			
40%以上 55%未満	△25%未満	1.025			
30%以上 40%未満		1.05			
20%以上 30%未満		1.075			
10%以上 20%未満		1.10			
10%未満		1.15			
負担調整率	一般住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
		100%以上		本則課税	
80%以上 100%未満		据置(1.0)			
50%以上 80%未満	△25%以上	据置(1.0)			
40%以上 50%未満	△25%未満	1.025			
30%以上 40%未満		1.05			
20%以上 30%未満		1.075			
10%以上 20%未満		1.10			
10%未満		1.15			
負担調整率	市街化区域農地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
		90%以上	△25%以上	据置(1.0)	
80%以上 90%未満	△25%未満	1.025			
70%以上 80%未満	△25%以上	据置(1.0)			
50%以上 70%未満	△25%未満	1.075			
50%未満		1.10			
50%未満		1.10			
課税標準額の算出	<p>○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)</p> <p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/6</li> <li>・一般住宅用地 1/3</li> </ul> <p>○負担水準＝<math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}}</math></p> <p>※小規模住宅用地、一般住宅用地については新評価額に住宅用地の特例率を乗じる。</p> <p>※地価下落率＝<math>1 - \frac{\text{当年度評価額}}{\text{平成8年度評価額}}</math></p>				

		平成9年度から平成11年度まで	
都市計画税	負担調整率	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/3</li> <li>・一般住宅用地 2/3</li> </ul> <p>※負担水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40%未満は固定資産税と同じ</li> <li>・40%以上は1.025(負担水準に応じて固定資産税と同効果の税額での引下げ又は据置措置)</li> </ul>	

		平成12年度から平成14年度まで			
固定資産税	負担調整率	商業地等	負担水準	地価下落率	負担調整率
			75%(平成14年度は70%)超		0.75(平成14年度は0.7)まで引下げ
			60%以上 75%(平成14年度は70%)以下		据置(1.0)
			45%以上 60%未満	△12%以上	据置(1.0)
				△12%未満	1.025
			40%以上 45%未満	1.025	
			30%以上 40%未満	1.05	
			20%以上 30%未満	1.075	
			10%以上 20%未満	1.10	
			10%未満	1.15	
	小規模住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
100%以上			本則課税		
80%以上 100%未満			据置(1.0)		
55%以上 80%未満		△12%以上	据置(1.0)		
		△12%未満	1.025		
			40%以上 55%未満	1.025	
			30%以上 40%未満	1.05	
			20%以上 30%未満	1.075	
			10%以上 20%未満	1.10	
			10%未満	1.15	
	一般住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
100%以上			本則課税		
80%以上 100%未満			据置(1.0)		
50%以上 80%未満		△12%以上	据置(1.0)		
		△12%未満	1.025		
			40%以上 50%未満	1.025	
			30%以上 40%未満	1.05	
			20%以上 30%未満	1.075	
			10%以上 20%未満	1.10	
			10%未満	1.15	
	市街化区域農地	負担水準	地価下落率	負担調整率	
90%以上		△12%以上	据置(1.0)		
		△12%未満	1.025		
80%以上 90%未満		△12%以上	据置(1.0)		
		△12%未満	1.05		
70%以上 80%未満		△12%以上	据置(1.0)		
	△12%未満	1.075			
50%以上 70%未満		△12%以上	据置(1.0)		
	△12%未満	1.10			
50%未満			1.10		
	課税標準額の算出				
	<p>○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)</p> <p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/6</li> <li>・一般住宅用地 1/3</li> </ul> <p>前年度課税標準額</p> <p>○負担水準＝<math>\frac{\text{当年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}}{\text{前年度課税標準額}}</math></p> <p>※小規模住宅用地，一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。</p> <p>※地価下落率＝<math>1 - \frac{\text{当年度評価額}}{\text{平成9年度評価額}}</math></p>				

		平成15年度から平成17年度まで		
固定資産税	商業地等	負担水準	地価下落率	負担調整率
		70%超		0.7まで引下げ
		60%以上 70%以下		据置(1.0)
		45%以上 60%未満	△15%以上	据置(1.0)
			△15%未満	1.025
			40%以上 45%未満	1.025
			30%以上 40%未満	1.05
			20%以上 30%未満	1.075
			10%以上 20%未満	1.10
			10%未満	1.15
	小規模住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率
100%以上			本則課税	
80%以上 100%未満			据置(1.0)	
55%以上 80%未満		△15%以上	据置(1.0)	
		△15%未満	1.025	
			40%以上 55%未満	1.025
			30%以上 40%未満	1.05
			20%以上 30%未満	1.075
			10%以上 20%未満	1.10
			10%未満	1.15
	一般住宅用地	負担水準	地価下落率	負担調整率
100%以上			本則課税	
80%以上 100%未満			据置(1.0)	
50%以上 80%未満		△15%以上	据置(1.0)	
		△15%未満	1.025	
			40%以上 50%未満	1.025
			30%以上 40%未満	1.05
			20%以上 30%未満	1.075
			10%以上 20%未満	1.10
			10%未満	1.15
	市街化区域農地	負担水準	地価下落率	負担調整率
90%以上		△15%以上	据置(1.0)	
		△15%未満	1.025	
80%以上 90%未満		△15%以上	据置(1.0)	
		△15%未満	1.05	
70%以上 80%未満		△15%以上	据置(1.0)	
	△15%未満	1.075		
50%以上 70%未満		△15%以上	据置(1.0)	
	△15%未満	1.10		
50%未満			1.10	
	課税標準額の算出			
	<p>○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)</p> <p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/6</li> <li>・一般住宅用地 1/3</li> </ul> <p>前年度課税標準額</p> <p>○負担水準＝<math>\frac{\text{当年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}}{\text{前年度課税標準額}}</math></p> <p>※小規模住宅用地，一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。</p> <p>※市街化区域農地については，当年度評価額に1/3を乗じる。</p> <p>※地価下落率＝<math>1 - \frac{\text{当年度評価額}}{\text{当年度の3年度前の評価額}}</math></p>			

		平成12年度から平成14年度まで	
都市計画税	負担調整率	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/3</li> <li>・一般住宅用地 2/3</li> </ul> <p>※負担水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40%未満は固定資産税と同じ</li> <li>・40%以上は1.025(負担水準に応じて固定資産税と同効果の税額での引下げ又は据置措置)</li> </ul>	

		平成15年度から平成17年度まで	
都市計画税	負担調整率	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模住宅用地 1/3</li> <li>・一般住宅用地 2/3</li> </ul> <p>※負担水準</p> <p>固定資産税と同じ(市街化区域農地については，当年度評価額に2/3を乗じる。)</p>	

		平成18年度から平成20年度まで	
課税標準額の算出	商業地等	負担水準	課税標準額の算出
		70%超	当年度評価額×70%
		60%以上 70%以下	前年度の課税標準を据え置く
		60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%
		※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%	
課税標準額の算出	住宅用地	負担水準	課税標準額の算出
		100%以上	本則課税
		80%以上 100%未満	前年度の課税標準を据え置く
		80%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%
		※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3 ※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×80% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%	
○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)			
負担調整措置	農地	負担水準	負担調整率
		90%以上	1.025
		80%以上 90%未満	1.05
		70%以上 80%未満	1.075
		70%未満	1.1
負担水準	○負担水準＝ $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率})}$		
	※小規模住宅用地，一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については，当年度評価額に1/3を乗じる。		

		平成21年度から平成23年度まで	
課税標準額の算出	商業地等	負担水準	課税標準額の算出
		70%超	当年度評価額×70%
		60%以上 70%以下	前年度の課税標準を据え置く
		60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%
		※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%	
課税標準額の算出	住宅用地	負担水準	課税標準額の算出
		100%以上	本則課税
		80%以上 100%未満	前年度の課税標準を据え置く
		80%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%
		※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3 ※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×80% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%	
○当年度＝前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)			
負担調整措置	農地	負担水準	負担調整率
		90%以上	1.025
		80%以上 90%未満	1.05
		70%以上 80%未満	1.075
		70%未満	1.1
負担水準	○負担水準＝ $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率})}$		
	※小規模住宅用地，一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については，当年度評価額に1/3を乗じる。		

		平成18年度から平成20年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3 ※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については，当年度評価額に2/3を乗じる。)	

		平成21年度から平成23年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3 ※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については，当年度評価額に2/3を乗じる。)	

		平成24年度から平成26年度まで	
固定資産税	商業地等	負担水準	課税標準額の算出
		70%超	当年度評価額×70%
	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く	
	60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%	
	※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%		
課税標準額の算出	住宅用地	○平成24年度及び25年度	
		負担水準	課税標準額の算出
		100%以上	本則課税
		90%以上 100%未満	前年度の課税標準額を据え置く
90%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%		
※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3			
※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×90% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%			
課税標準額の算出	住宅用地	○平成26年度	
		負担水準	課税標準額の算出
		100%以上	本則課税
		100%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%
※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3			
※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×100% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%			
負担調整措置	農地	○当年度=前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)	
		負担水準	負担調整率
		90%以上	1.025
		80%以上 90%未満	1.05
70%以上 80%未満	1.075		
70%未満	1.1		
負担水準		○負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率})}$	
		※小規模住宅用地, 一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については, 当年度評価額に1/3を乗じる。	

		平成27年度から平成29年度まで	
固定資産税	商業地等	負担水準	課税標準額の算出
		70%超	当年度評価額×70%
	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く	
	60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%	
	※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%		
課税標準額の算出	住宅用地	負担水準	課税標準額の算出
		100%以上	本則課税
		100%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%
		※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3	
※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×100% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%			
負担調整措置	農地	○当年度=前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)	
		負担水準	負担調整率
		90%以上	1.025
		80%以上 90%未満	1.05
70%以上 80%未満	1.075		
70%未満	1.1		
負担水準		○負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率})}$	
		※小規模住宅用地, 一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については, 当年度評価額に1/3を乗じる。	

		平成24年度から平成26年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3 ※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については, 当年度評価額に2/3を乗じる。)	

		平成27年度から平成29年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3 ※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については, 当年度評価額に2/3を乗じる。)	

		平成30年度から令和2年度まで									
固定資産税	課税標準額の算出	商業地等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>課税標準額の算出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>当年度評価額×70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%以下</td> <td>前年度の課税標準額を据え置く</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%</p>	負担水準	課税標準額の算出	70%超	当年度評価額×70%	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く	60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%
		負担水準	課税標準額の算出								
	70%超	当年度評価額×70%									
	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く									
	60%未満	前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%									
住宅用地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>課税標準額の算出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>100%未満</td> <td>前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3</p> <p>※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×100% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%</p>	負担水準	課税標準額の算出	100%以上	本則課税	100%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%				
負担水準	課税標準額の算出										
100%以上	本則課税										
100%未満	前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%										
農地	○当年度=前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。)										
負担調整措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上 90%未満	1.05	70%以上 80%未満	1.075	70%未満	1.1
負担水準	負担調整率										
90%以上	1.025										
80%以上 90%未満	1.05										
70%以上 80%未満	1.075										
70%未満	1.1										
負担水準	<p>○負担水準= <math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額}(\times\text{住宅用地特例率})}</math></p> <p>※小規模住宅用地, 一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については, 当年度評価額に1/3を乗じる。</p>										

		令和3年度から令和5年度まで									
固定資産税	課税標準額の算出	商業地等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>課税標準額の算出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>当年度評価額×70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%以下</td> <td>前年度の課税標準額を据え置く</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上限: 当年度評価額×60% 下限: 当年度評価額×20%</p>	負担水準	課税標準額の算出	70%超	当年度評価額×70%	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く	60%未満	※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%
		負担水準	課税標準額の算出								
	70%超	当年度評価額×70%									
	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く									
	60%未満	※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額 + 当年度評価額×5%									
住宅用地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>課税標準額の算出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>100%未満</td> <td>※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/6 ・一般住宅用地 1/3</p> <p>※上限: 当年度評価額×住宅用地特例率×100% 下限: 当年度評価額×住宅用地特例率×20%</p>	負担水準	課税標準額の算出	100%以上	本則課税	100%未満	※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%				
負担水準	課税標準額の算出										
100%以上	本則課税										
100%未満	※令和3年度 前年度の課税標準額を据え置く ※令和4年度及び5年度 前年度の課税標準額+ 当年度評価額×住宅用地特例率×5%										
農地	○当年度=前年度課税標準額×負担調整率 (当年度評価額を超えるときはその価額とする。) ※令和3年度に限り, 負担水準が100%未満の土地については, 令和2年度の課税標準額を据え置く。										
負担調整措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上 90%未満	1.05	70%以上 80%未満	1.075	70%未満	1.1
負担水準	負担調整率										
90%以上	1.025										
80%以上 90%未満	1.05										
70%以上 80%未満	1.075										
70%未満	1.1										
負担水準	<p>○負担水準= <math>\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当年度評価額}(\times\text{住宅用地特例率})}</math></p> <p>※小規模住宅用地, 一般住宅用地については当年度評価額に住宅用地の特例率を乗じる。 ※市街化区域農地については, 当年度評価額に1/3を乗じる。</p>										

		平成30年度から令和2年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3</p> <p>※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については, 当年度評価額に2/3を乗じる。)</p>	

		令和3年度から令和5年度まで	
都市計画税	負担調整措置	固定資産税と同じ	
	課税標準額の算出	<p>※住宅用地の特例措置 ・小規模住宅用地 1/3 ・一般住宅用地 2/3</p> <p>※負担水準 固定資産税と同じ(市街化区域農地については, 当年度評価額に2/3を乗じる。)</p>	

### (3) 家屋

#### ア 構造別決定価格及び床面積(概要調書)

(単位：㎡, 千円)

構造別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決定価格
木造	14,268,271	283,094,202	14,335,227	290,528,041	14,397,896	282,839,817	14,438,607	290,229,726	14,481,882	298,034,703
非木造	8,622,028	359,853,735	8,611,369	363,110,735	8,629,186	357,046,328	8,629,943	361,816,527	8,612,443	363,684,615
合計	22,890,299	642,947,937	22,946,596	653,638,776	23,027,082	639,886,145	23,068,550	652,046,253	23,094,325	661,719,318

※免税点未満を除く。

#### イ 木造家屋種類別調(概要調書)

(単位：千円, %)

種類別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
専用住宅	215,089,367	75.9	219,708,398	75.6	213,820,040	75.5	218,852,645	75.4	224,178,247	75.2
併用住宅	11,369,744	4.0	11,514,741	3.9	11,111,259	3.9	11,052,709	3.8	11,032,138	3.7
共同住宅	48,643,334	17.2	51,159,755	17.6	50,047,949	17.7	52,263,627	18.0	54,064,328	18.1
工場・倉庫	1,358,399	0.5	1,340,635	0.5	1,304,738	0.5	1,290,968	0.4	1,463,936	0.5
事務所・銀行・店舗	4,865,924	1.7	5,028,665	1.7	4,846,886	1.7	5,049,669	1.7	5,403,235	1.8
旅館・浴場	180,062	0.1	164,012	0.1	163,508	0.1	163,508	0.1	178,600	0.1
その他	1,764,693	0.6	1,779,770	0.6	1,708,789	0.6	1,715,336	0.6	1,865,983	0.6
合計	283,271,523	100.0	290,695,976	100.0	283,003,169	100.0	290,388,462	100.0	298,186,467	100.0

※免税点未満を含む。

#### ウ 非木造家屋構造別調(概要調書)

(単位：千円, %)

構造別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
鉄筋コンクリート造	140,997,511	39.2	142,704,636	39.3	141,076,440	39.5	142,237,310	39.3	142,630,219	39.2
鉄骨造	148,316,647	41.2	150,987,820	41.6	148,468,283	41.6	151,411,959	41.8	153,035,842	42.1
鉄骨鉄筋コンクリート造	51,685,167	14.4	50,220,714	13.8	48,873,412	13.7	49,106,735	13.6	48,524,229	13.3
れんが・ブロック造	5,529,986	1.5	5,472,670	1.5	5,205,495	1.4	5,177,788	1.4	5,109,157	1.4
軽量鉄骨造	13,352,246	3.7	13,752,922	3.8	13,451,812	3.8	13,911,256	3.9	14,413,554	4.0
合計	359,881,557	100.0	363,138,762	100.0	357,075,442	100.0	361,845,048	100.0	363,713,001	100.0

※免税点未満を含む。



エ 家屋種類・構造別調(令和3年度:概要調書)

		床面積		決定価格		㎡当たり価格 (円)	棟数 (棟)
		(㎡)	構成比(%)	(千円)	構成比(%)		
木 造	専用住宅	10,656,971	72.7	219,576,635	75.6	20,604	88,516
	共同住宅・寄宿舍	2,289,414	15.6	51,525,430	17.7	22,506	7,812
	併用住宅	760,167	5.2	10,619,839	3.7	13,970	4,036
	事務所・銀行・店舗	301,768	2.1	5,317,580	1.8	17,621	1,770
	工場・倉庫	315,110	2.2	1,418,218	0.5	4,501	2,511
	その他	328,275	2.2	1,976,785	0.7	6,022	13,243
合計		14,651,705	100.0	290,434,487	100.0	19,823	117,888
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	2,309,367	26.8	134,046,560	37.6	58,045	2,231
	住宅・アパート	2,334,479	27.1	109,178,505	30.6	46,768	6,350
	病院・ホテル	665,774	7.8	49,307,323	13.8	74,060	277
	工場・倉庫・市場	2,461,900	28.6	58,297,636	16.3	23,680	5,164
	その他	834,768	9.7	6,111,443	1.7	7,321	37,719
合計		8,606,288	100.0	356,941,467	100.0	41,474	51,741
総計		23,257,993		647,375,954		27,835	169,629

※免税点未満を含む。

オ 決定価格段階別納税義務者数

(単位:千円, ㎡, 人, %)

段階別	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	決定価格	床面積	納税義務者		決定価格	床面積	納税義務者		決定価格	床面積	納税義務者	
			人数	構成比			人数	構成比			人数	構成比
20万未満	195,962	149,163	2,072	2.0	192,466	146,290	2,035	2.0	187,257	142,931	1,988	2.0
20万以上25万未満	82,891	35,720	368	0.3	79,970	34,423	355	0.3	76,714	32,907	341	0.3
25万以上35万未満	206,442	71,351	692	0.7	194,724	67,416	652	0.6	184,162	63,219	617	0.6
35万以上45万未満	284,526	73,575	709	0.7	283,755	72,777	708	0.7	274,187	69,832	684	0.7
45万以上55万未満	365,291	76,484	732	0.7	342,479	72,576	686	0.7	327,389	69,659	656	0.6
55万以上	648,622,622	22,689,466	98,574	95.6	635,049,302	22,779,890	98,798	95.7	647,250,150	22,832,933	98,916	95.8
合計	649,757,734	23,095,759	103,147	100.0	636,142,696	23,173,372	103,234	100.0	648,299,859	23,211,481	103,202	100.0

段階別	令和2年度				令和3年度			
	決定価格	床面積	納税義務者		決定価格	床面積	納税義務者	
			人数	構成比			人数	構成比
20万未満	180,150	137,567	1,921	1.9	173,903	624,124	2,180	2.1
20万以上25万未満	72,809	31,089	324	0.3	68,879	29,485	306	0.3
25万以上35万未満	173,953	59,825	582	0.6	172,044	65,130	575	0.6
35万以上45万未満	264,011	67,172	658	0.6	254,355	64,457	635	0.6
45万以上55万未満	319,042	67,678	640	0.6	309,339	65,015	620	0.6
55万以上	657,468,507	22,868,561	99,066	96.0	610,430,942	22,409,782	98,997	95.8
合計	658,478,472	23,231,892	103,191	100.0	611,409,462	23,257,993	103,313	100.0

※免税点未満を含む。

## カ 課税標準の特例適用状況(令和3年度:概要調書)

(単位：千円)

適用条項	法第349条の3			法附則 第15条 第34項	法附則 第15条の2 第2項	法附則第15条の3 第1項	
	第9項	第11項	第23項				
特例率	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{3}{10}$
決定価格	250,826	9,024	1,738,452	48,152	3,904,592	291,267	199,034
軽減額	125,413	4,512	1,043,071	24,076	1,952,296	174,760	59,710

適用条項	平成15年 法附則第11条 第9項	合計
	特例率	
決定価格	145,956	6,587,303
軽減額	48,652	3,432,490

※ コロナ特例(法附則第63条・第64条)を含まない。

## キ 新築軽減適用状況

(単位：千円, 戸, m<sup>2</sup>)

区分		課税標準額	軽減税額	軽減戸数	床面積
平成28年度	木造	9,923,286	138,926	4,854	400,388
	非木造	1,785,929	25,003	564	49,231
	合計	11,709,215	163,929	5,418	449,619
平成29年度	木造	10,132,429	141,854	4,879	393,910
	非木造	1,493,429	20,908	433	40,261
	合計	11,625,858	162,762	5,312	434,171
平成30年度	木造	10,074,857	141,048	4,878	396,888
	非木造	1,354,429	18,962	366	35,468
	合計	11,429,286	160,010	5,244	432,356
令和元年度	木造	10,198,286	142,776	4,575	381,791
	非木造	1,561,287	21,858	403	37,665
	合計	11,759,573	164,634	4,978	419,456
令和2年度	木造	10,487,143	146,820	4,480	382,276
	非木造	1,761,715	24,664	402	39,961
	合計	12,248,858	171,484	4,882	422,237

#### (4) 償却資産

##### ア 資産の種類別課税標準額

(単位：千円，%)

資産の種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比
構 築 物	52,812,999	39.9	55,119,103	42.2	55,888,564	42.3	56,501,074	43.0	56,639,274	42.9
機械及び装置	52,050,795	39.4	49,188,675	37.6	50,044,341	37.9	49,632,565	37.7	49,525,852	37.5
船 舶	2,428	0.0	2,302	0.0	3,743	0.0	2,977	0.0	2,304	0.0
航 空 機	876,115	0.7	910,058	0.7	959,864	0.7	795,539	0.6	719,264	0.5
車 両 及 び 運 搬 具 具	1,349,278	1.0	1,358,771	1.0	1,261,948	1.0	1,257,722	1.0	1,874,623	1.4
工 具 , 器 具 及 び 備 品	25,199,602	19.0	24,210,949	18.5	23,894,366	18.1	23,268,058	17.7	23,392,606	17.7
合 計	132,291,217	100.0	130,789,858	100.0	132,052,826	100.0	131,457,935	100.0	132,153,923	100.0

##### イ 課税標準段階別納税義務者数(概要調書)

(単位：人，千円，%)

段階別課税標準額	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	納税義務者数	課税標準額		納税義務者数	課税標準額		納税義務者数	課税標準額	
		構成比	構成比		構成比	構成比			
150万～160万円未満	73	113,246	0.1	72	111,721	0.1	64	99,193	0.1
160万～170万円未満	62	102,534	0.1	65	107,178	0.1	88	145,549	0.1
170万～180万円未満	55	96,144	0.1	69	120,872	0.1	61	106,870	0.1
180万～190万円未満	59	108,956	0.1	56	103,495	0.1	60	111,131	0.1
190万～200万円未満	54	104,960	0.1	50	97,364	0.1	58	112,861	0.1
200万～250万円未満	213	477,113	0.4	215	483,215	0.4	210	472,712	0.4
250万～300万円未満	172	472,581	0.4	176	481,817	0.4	193	533,705	0.4
300万～1,000万円未満	959	5,376,037	4.2	1,019	5,649,876	4.3	996	5,571,399	4.3
1,000万～2,000万円未満	378	5,439,588	4.2	350	4,956,634	3.8	364	5,179,633	4.0
2,000万～3,000万円未満	157	3,916,648	3.1	169	4,105,901	3.2	160	3,864,044	3.0
3,000万～1億円未満	262	13,698,754	10.7	268	14,274,357	11.0	263	14,067,742	11.0
1 億 円 以 上	168	97,692,110	76.5	163	99,064,544	76.4	172	98,109,341	76.4
合 計	2,612	127,598,671	100.0	2,672	129,556,974	100.0	2,689	128,374,180	100.0

段階別課税標準額	令和2年度			令和3年度		
	納税義務者数	課税標準額		納税義務者数	課税標準額	
		構成比	構成比		構成比	構成比
150万～160万円未満	67	103,785	0.1	77	119,003	0.1
160万～170万円未満	76	125,825	0.1	60	98,954	0.1
170万～180万円未満	53	92,867	0.1	63	110,267	0.1
180万～190万円未満	48	88,839	0.1	53	97,730	0.1
190万～200万円未満	58	113,153	0.1	39	75,979	0.1
200万～250万円未満	253	565,917	0.4	238	531,972	0.4
250万～300万円未満	195	533,730	0.4	154	420,819	0.3
300万～1,000万円未満	1,034	5,744,556	4.4	936	5,247,529	4.3
1,000万～2,000万円未満	384	5,459,755	4.2	333	4,708,541	3.9
2,000万～3,000万円未満	142	3,458,631	2.7	129	3,123,527	2.6
3,000万～1億円未満	265	14,533,364	11.2	250	13,477,255	11.2
1 億 円 以 上	174	98,775,222	76.2	148	92,732,822	76.8
合 計	2,749	129,595,644	100.0	2,480	120,744,398	100.0

※免税点未満を含まない。

ウ 種類別決定価格等(令和3年度:概要調書)

(単位:千円)

種 類		決定価格	課税標準額	納税義務者数 6,898 人	
				課税標準額の内訳	
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの(ロ)
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	29,181,466	26,599,825	721,129	25,878,696
	機 械 及 び 装 置	50,107,044	43,331,005	2,942,770	40,388,235
	船 舶	2,440	2,440	0	2,440
	航 空 機	6,421	6,421	0	6,421
	車 両 及 び 運 搬 具	1,110,199	1,076,993	10,542	1,066,451
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	22,644,850	20,166,321	297,007	19,869,314
小 計 (ハ)		103,052,420	91,183,005	3,971,448	87,211,557
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	17,884,481	14,862,963		
	道知事が価格等を決定し、配分したもの	14,794,840	14,698,430		
小 計 (ニ)		32,679,321	29,561,393		
法第743条第1項の規定により道知事が価格等を決定したもの(ホ)		0	0		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		135,731,741	120,744,398		
内 訳	市 分 の 額		120,744,398		
	道 分 の 額		0		

エ 課税標準の特例適用状況(令和3年度:概要調書)

(単位:千円)

適用条項 ※1	法第349条の3					法附則第15条					
	第2項		第9項	旧第28項		第2項					第34項
特 例 率	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
決 定 価 格	2,168,113	1,357,325	859,778	5,964	109	242,289	98,157	8,776	8,095	2,606	2,817
課 税 標 準 額	722,704	904,883	429,889	1,988	55	40,381	32,719	5,851	4,048	1,954	1,409

適用条項	法附則第15条		法附則第15条			法附則第15条の2	法附則第15条の3	合 計
	第2項(わがまち特例※2)		旧第41項	旧第7項	旧第43項	第2項①	①	
特 例 率	$\frac{1}{3}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	
決 定 価 格	523	233	1,493,825	5,768	473,724	31,816	2	6,759,920
課 税 標 準 額	174	175	0	3,846	236,862	15,908	1	2,402,847

※1 コロナ特例(法附第63条・64条)を含まない。

※2 わがまち特例=地域決定型地方税制特例措置

(5) 国有資産等所在市町村交付金

(単位：千円，%)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
交 付 額	88,273	96.4	74,413	84.3	71,430	96.0	72,847	102.0	85,444	117.3

(6) 固定資産(土地・家屋)縦覧件数

(単位：件，%)

資産の種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
土 地	2	3.6	5	250.0	3	60.0	1	33.3	3	300.0
家 屋	0	0.0	4	皆増	3	75.0	1	33.3	2	200.0
合 計	2	3.0	9	450.0	6	66.7	2	33.3	5	250.0

(7) 登記済通知件数

(単位：件)

区 分	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			
	土地	家屋	合計	土地	家屋	合計	土地	家屋	合計	土地	家屋	合計	土地	家屋	合計	
所有権の移転	売 買	5,299	1,898	7,197	5,555	1,935	7,490	5,753	1,931	7,684	5,338	2,018	7,356	5,589	1,951	7,540
	贈与・分与	614	266	880	571	301	872	694	296	990	672	289	961	643	293	936
	相続	4,350	1,506	5,856	4,092	1,499	5,591	4,898	1,622	6,520	4,806	1,813	6,619	4,487	1,665	6,152
	代物弁済	72	48	120	71	70	141	58	41	99	59	61	120	50	33	83
	競 売	17	0	17	20	1	21	9	0	9	149	8	157	13	0	13
	交換	17	0	17	20	1	21	9	0	9	149	8	157	13	0	13
専続・寄附・その他	365	158	523	261	267	528	316	220	536	481	42	523	508	297	805	
表 題 登 記	0	1,142	1,142	0	1,223	1,223	88	1,232	1,320	952	1,305	2,257	218	1,271	1,489	
保 存 登 記	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	175	175	1	0	1	
表示・変更・更正	4,316	1,403	5,719	4,104	1,409	5,513	3,964	1,295	5,259	4,231	1,369	5,600	3,599	1,290	4,889	
分筆(分割)	749	2	751	674	7	681	1,099	6	1,105	1,095	4	1,099	1,223	4	1,227	
合筆(合棟)	1,516	5	1,521	947	1	948	870	5	875	1,380	7	1,387	319	2	321	
地目・種類変更	1,422	54	1,476	1,158	55	1,213	693	47	740	710	68	778	422	50	472	
地積床面積変更訂正	2,109	1	2,110	1,456	0	1,456	1,161	0	1,161	2,007	0	2,007	44	0	44	
滅 失	—	825	825	—	853	853	—	907	907	—	1,030	1,030	—	962	962	
床面積変更(増築)	—	190	190	—	136	136	—	145	145	—	169	169	—	166	166	
区 分 登 記	—	6	6	—	3	3	—	5	5	—	0	0	—	9	9	
そ の 他	4,254	102	4,356	3,137	99	3,236	811	109	920	276	120	396	141	111	252	
合 計	25,083	7,606	32,689	22,046	7,859	29,905	20,414	7,864	28,278	22,156	8,478	30,634	17,257	8,104	25,361	

### 3 軽自動車税

#### (1) 年度別・車種別台数及び調定額

(単位：台，%，千円)

種 別		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		台 数	前年比	調定額	台 数	前年比	調定額	台 数	前年比	調定額
原 動 機 車	50cc 以下	3,634	95.0	7,255	3,453	95.0	6,902	3,285	95.1	6,568
	50cc 超 90cc 以下	663	98.1	1,326	660	99.5	1,319	652	98.8	1,304
	90cc 超 125cc 以下	834	106.0	2,002	863	103.5	2,071	892	103.4	2,141
	ミニカ	218	95.6	806	205	94.0	759	202	98.5	747
小 計		5,349	97.0	11,389	5,181	96.9	11,051	5,031	97.1	10,760
軽 自 動 車	2 輪	2,942	98.9	10,591	2,908	98.8	10,469	2,928	100.7	10,541
	2 輪 被 牽 引 車	547	100.4	1,969	539	98.5	1,940	537	99.6	1,933
	3 輪	1	100.0	5	1	100.0	5	1	100.0	5
	4 輪 乗 用 営 業 用	9	100.0	56	15	166.7	93	10	66.7	62
	4 輪 乗 用 自 家 用	61,070	100.9	520,181	61,911	101.4	548,434	62,526	101.0	572,671
	4 輪 貨 物 営 業 用	766	98.3	2,487	773	100.9	2,571	769	99.5	2,624
	4 輪 貨 物 自 家 用	9,930	95.9	48,305	9,645	97.1	47,787	9,439	97.9	47,293
	雪 上 車	12	109.1	43	11	91.7	40	10	90.9	36
小 計		75,277	100.1	583,637	75,803	100.7	611,339	76,220	100.6	635,165
小 型 特 殊 自 動 車	電 気 自 動 車	130	94.9	767	134	103.1	790	163	121.6	962
	農 耕 作 業 用	2,717	99.6	6,517	2,659	97.9	6,381	2,680	100.8	6,430
	そ の 他	2,903	103.6	17,122	2,998	103.3	17,686	3,036	101.3	17,913
小 計		5,750	101.5	24,406	5,791	100.7	24,857	5,879	101.5	25,305
2 輪 の 小 型 自 動 車		4,172	101.0	25,012	4,184	100.3	25,102	4,167	99.6	25,002
合 計		90,548	100.1	644,444	90,959	100.5	672,349	91,297	100.4	696,232

種 別		令和元年度			令和2年度		
		台 数	前年比	調定額	台 数	前年比	調定額
原 動 機 車	50cc 以下	3,101	94.4	6,202	3,003	96.8	6,006
	50cc 超 90cc 以下	639	98.0	1,278	648	101.4	1,296
	90cc 超 125cc 以下	970	108.7	2,328	1,037	106.9	2,489
	ミニカ	195	96.5	722	188	96.4	696
小 計		4,905	97.5	10,530	4,876	99.4	10,487
軽 自 動 車	2 輪	2,978	101.7	10,721	2,982	100.1	10,735
	2 輪 被 牽 引 車	538	100.2	1,937	551	102.4	1,984
	3 輪	1	100.0	5	1	100.0	5
	4 輪 乗 用 営 業 用	12	120.0	88	14	116.7	103
	4 輪 乗 用 自 家 用	63,093	100.9	593,464	63,491	100.6	614,909
	4 輪 貨 物 営 業 用	799	103.9	2,806	782	97.9	2,804
	4 輪 貨 物 自 家 用	9,322	98.8	47,222	9,130	97.9	46,607
	雪 上 車	10	100.0	36	9	90.0	32
小 計		76,753	100.7	656,279	76,960	100.3	677,179
小 型 特 殊 自 動 車	電 気 自 動 車	174	106.7	1,027	176	101.1	1,038
	農 耕 作 業 用	2,640	98.5	6,336	2,600	98.5	6,240
	そ の 他	3,136	103.3	18,502	3,210	102.4	18,939
小 計		5,950	101.2	25,865	5,986	100.6	26,217
2 輪 の 小 型 自 動 車		4,222	101.3	25,332	4,228	100.1	25,368
合 計		91,830	100.6	718,006	92,050	100.2	739,251

(2) 軽自動車等1台当たりの人口及び世帯数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
軽自動車等台数	90,548 台	90,959 台	91,297 台	91,830 台	92,050 台
軽自動車等1台当たりの人口	3.79 人	3.74 人	3.70 人	3.64 人	3.61 人
軽自動車等1台当たりの世帯数	1.96 世帯	1.96 世帯	1.96 世帯	1.94 世帯	1.93 世帯

(3) 令和2年度車種別構成比

(単位：台, 千円, %)

種 別	税 率	台 数		調 定 額			
			構成比		構成比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	2,000	3,003	3.3	6,006	0.8	
	50cc 超 90cc 以下	2,000	648	0.7	1,296	0.2	
	90cc 超 125cc 以下	2,400	1,037	1.1	2,489	0.3	
	ミニカ	3,700	188	0.2	696	0.1	
	小 計		4,876	5.3	10,487	1.4	
軽 自 動 車	2 輪	3,600	2,982	3.2	10,735	1.4	
	2 輪 被 牽 引 車	3,600	551	0.6	1,984	0.3	
	3 輪	(重) 4,600	1	0.0	5	0.0	
	4 輪 乗 用 営 業 用		6,900	5		35	
		(旧)	5,500	2	0.0	11	0.0
		(重)	8,200	7		57	
	4 輪 乗 用 自 家 用		10,800	14,923		161,168	
		(旧)	7,200	28,736		206,899	
		(重)	12,900	18,167	69.0	234,354	83.2
		(50)	5,400	370		1,998	
		(25)	8,100	1,295		10,490	
4 輪 貨 物 営 業 用		3,800	251		954		
	(旧)	3,000	345	0.9	1,035	0.4	
	(重)	4,500	172		774		
	(25)	2,900	14		41		
4 輪 貨 物 自 家 用		5,000	2,120		10,600		
	(旧)	4,000	2,990	9.9	11,960	6.3	
	(重)	6,000	3,987		23,922		
	(25)	3,800	33		125		
雪 上 車	3,600	9	0.0	32	0.0		
小 計		76,960	83.6	677,179	91.6		
小 型 自 動 車 特 殊	電 気 自 動 車	5,900	176	0.2	1,038	0.1	
	農 耕 作 業 用	2,400	2,600	2.8	6,240	0.9	
	そ の 他	5,900	3,210	3.5	18,939	2.6	
小 計		5,986	6.5	26,217	3.6		
2 輪 の 小 型 自 動 車	6,000	4,228	4.6	25,368	3.4		
合 計		92,050	100.0	739,251	100.0		

※ 税率欄の(旧)は旧税率, (重)は重課, (50)は50%軽課, (25)は25%軽課をそれぞれ表す。

## 4 市たばこ税

### (1) 令和2年度月別売渡本数及び調定額

(単位：千本, 千円, %)

申告月	売 渡 本 数				調 定 額				
	国産たばこ	外国たばこ	合 計	前年比	国産たばこ	外国たばこ	合 計	前年比	
4	15,946	21,419	37,365	92.5	90,764	121,916	212,680	93.7	
5	15,495	21,149	36,644	88.0	88,199	120,382	208,581	89.1	
6	15,277	20,520	35,797	83.4	86,959	116,798	203,757	84.4	
7	16,656	22,485	39,141	96.3	94,803	127,986	222,789	97.5	
8	17,283	22,816	40,099	91.9	98,376	129,869	228,245	93.0	
9	16,868	22,390	39,258	89.9	96,012	127,446	223,458	90.9	
10	22,867	29,062	51,929	121.0	130,163	165,419	295,582	121.9	
11	11,728	17,000	28,728	74.0	71,804	104,082	175,886	79.6	
12	13,410	19,910	33,320	87.9	82,099	121,883	203,982	94.5	
1	16,469	24,111	40,580	94.5	100,822	147,610	248,432	101.6	
2	13,234	20,005	33,239	90.4	81,017	122,473	203,490	97.2	
3	13,343	20,013	33,356	91.3	81,685	122,518	204,203	98.1	
合計	188,576	260,880	449,456	92.0	1,102,703	1,528,382	2,631,085	95.2	
					手持品課税分	4,382	5,569	9,951	2,918.2
					合 計	1,107,085	1,533,951	2,641,036	95.6

### (2) 年度別売渡本数及び調定額

(単位：千本, 千円, %)

区 分	売 渡 本 数				調 定 額			
	旧三級品以外		旧三級品	合 計	旧三級品以外		旧三級品	合 計
	国産たばこ	外国たばこ			国産たばこ	外国たばこ		
平成28年度	253,381	288,631	43,498	585,510	1,333,293	1,518,773	125,550	2,977,616
前年度比	92.1	100.1	94.2	96.0	92.1	100.0	109.0	96.6
平成29年度	231,895	287,680	35,031	554,606	1,220,228	1,513,774	116,111	2,850,113
前年度比	91.5	99.7	80.5	94.7	91.5	99.7	92.5	95.7
平成30年度	212,958	278,681	23,369	515,008	1,158,607	1,516,894	92,220	2,767,721
前年度比	91.8	96.9	66.7	92.9	95.0	100.2	79.4	97.1
令和元年度	204,319	273,565	10,871	488,755	1,162,984	1,557,129	43,826	2,763,939
前年度比	95.9	98.2	46.5	94.9	100.4	102.7	47.5	99.9
令和2年度	188,576	260,880	-	449,456	1,107,085	1,533,951	-	2,641,036
前年度比	92.3	95.4	皆減	92.0	95.2	98.5	皆減	95.6

※旧三級品の紙巻たばこに係る特例税率は令和元年10月1日付けで廃止された。



## 5 入湯税

### (1) 年度別特別徴収義務者数及び調定額

(単位：人, 千円, %)

区 分	特別徴収義務者数	入 湯 客 数	調 定 額	
				前 年 比
平成28年度	7	184,227	22,324	173.1
平成29年度	7	209,810	25,451	114.0
平成30年度	7	228,972	28,191	110.8
令和元年度	7	237,440	29,056	103.1
令和2年度	7	153,903	17,876	61.5

## 6 事業所税

### (1) 年度別納税義務者数及び調定額

(単位：人, 千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資 産 割	納税義務者数	582	599	584	593	621
	税 額	1,286,246	1,293,846	1,301,526	1,361,201	1,346,726
	減 免 額	54,100	54,549	52,314	57,502	59,396
	調 定 額	1,232,118	1,239,269	1,249,183	1,302,931	1,292,408
従業者割	納税義務者数	63	63	60	64	69
	税 額	92,845	90,115	86,996	91,240	95,010
	減 免 額	1,518	1,144	1,099	1,033	772
	調 定 額	91,325	88,969	85,895	90,205	94,237
合 計	納税義務者数	(588) 645	(605) 662	(589) 644	(597) 657	(625) 690
	税 額	1,379,091	1,383,961	1,388,522	1,452,441	1,441,736
	減 免 額	55,618	55,693	53,413	58,535	60,168
	調 定 額	1,323,443	1,328,238	1,335,078	1,393,136	1,386,645

※( )内は事業所件数である。

### (2) 年度別課税標準

(単位：㎡, 千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資 産 割	事業所床面積	2,852,366.96	2,830,119.11	2,842,472.37	2,942,471.54	2,889,220.25
	非課税対象分	435,668.36	426,576.53	413,247.66	427,331.19	409,128.37
	特例対象分	201,898.88	196,065.14	194,370.28	211,065.18	201,009.36
	課 税 標 準	2,143,743.14	2,156,411.12	2,168,037.75	2,268,667.63	2,242,679.16
従業者割	給 与 総 額	50,503,640	47,993,589	47,379,846	50,603,100	51,447,153
	非課税対象分	10,978,755	9,481,285	9,658,270	10,561,713	11,148,591
	特例対象分	2,386,869	2,466,409	2,407,253	2,474,014	2,294,424
	課 税 標 準	37,137,987	36,045,862	35,314,290	37,567,329	38,004,095

## (3) 令和2年度事業所税月別課税標準及び調定額

(単位：人, m<sup>2</sup>, 千円)

調定月	納税義務者数	資 産 割				従 業 者 割				調定額
		事業所床面積	課税標準	減免額	資産割額	給与総額	課税標準	減免額	従業者割額	
4	52	348,395.07	299,490.96	779	178,913	9,351,399	8,567,975	-	21,420	200,333
5	275	1,432,622.98	1,083,813.44	31,544	618,479	30,485,668	18,994,616	772	46,714	665,193
6	24	60,218.56	44,799.78	2,220	24,659	926,847	855,191	-	2,138	26,797
7	29	129,795.53	103,831.00	4,575	57,722	2,358,673	2,223,938	-	5,560	63,282
8	34	148,270.80	111,789.76	1,774	65,298	955,965	903,998	-	2,260	67,558
9	27	68,595.08	61,312.92	1,662	35,124	439,895	438,609	-	1,096	36,220
10	25	61,750.21	51,812.11	2,972	28,114	391,569	369,661	-	924	29,038
11	28	135,481.93	108,586.90	1,721	63,430	3,011,624	2,747,521	-	6,869	70,299
12	18	58,293.96	46,854.39	5,994	22,637	735,951	735,950	-	1,840	24,477
1	13	64,804.15	49,649.08	-	29,789	1,043,205	1,022,177	-	2,555	32,344
2	68	241,678.73	199,022.49	4,892	120,584	514,747	428,236	-	1,071	121,655
3	32	139,313.25	81,716.33	1,263	47,659	1,231,610	716,223	-	1,790	49,449
合計	625	2,889,220.25	2,242,679.16	59,396	1,292,408	51,447,153	38,004,095	772	94,237	1,386,645

## 7 都市計画税

### (1) 年度別納税義務者数及び調定額

年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)	
評価件数	土地	169,714 筆	99.8	169,486 筆	99.9	169,015 筆	99.7	169,081 筆	100.0	168,974 筆	99.9
	家屋	158,246 棟	100.7	158,179 棟	100.0	157,990 棟	99.9	157,526 棟	99.7	157,092 棟	99.7
課税標準額	土地	359,871,577 千円	100.2	359,486,305 千円	99.9	357,084,151 千円	99.3	357,238,427 千円	100.0	357,614,012 千円	100.1
	家屋	612,535,768 千円	103.1	621,854,900 千円	101.5	610,557,547 千円	98.2	621,388,634 千円	101.8	631,335,757 千円	101.6
	計	972,407,345 千円	102.0	981,341,205 千円	100.9	967,641,698 千円	98.6	978,627,061 千円	101.1	988,949,769 千円	101.1
調定額	土地	1,073,089 千円	100.2	1,072,006 千円	99.9	1,064,361 千円	99.3	1,065,380 千円	100.1	1,066,449 千円	100.1
	家屋	1,833,321 千円	103.1	1,861,433 千円	101.5	1,827,479 千円	98.2	1,859,320 千円	101.7	1,889,850 千円	101.6
	計	2,906,410 千円	102.0	2,933,439 千円	100.9	2,891,840 千円	98.6	2,924,700 千円	101.1	2,956,299 千円	101.1
納税義務者数	土地	96,205 人	99.7	96,327 人	100.1	96,307 人	100.0	96,246 人	99.9	96,171 人	99.9
	家屋	97,628 人	101.3	97,802 人	100.2	97,954 人	100.2	97,979 人	100.0	98,042 人	100.1
	計 (実人数)	112,664 人	99.8	112,603 人	99.9	112,419 人	99.8	112,159 人	99.8	111,889 人	99.8

### (2) 課税標準の特例適用状況(令和3年度:概要調書)

(単位：千円)

適用条項	法第702条第2項かつこ書			法附則第15条	法附則第15条の2	法附則第15条の3		
	第9項	第11項	第23項	第34項	第2項	第1項		
特例率	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{3}{10}$	
特例により減額となる課税標準額	土地	128,453	0	—	7,352	125,800	331,021	415,550
	家屋	120,655	4,512	1,043,072	24,076	1,951,837	174,761	58,746
合計	249,108	4,512	1,043,072	31,428	2,077,637	505,782	474,296	

適用条項	平成15年 法附則第18条	法附則 第56条	合計
	第3項	第11項	
特例率	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	
特例により減額となる課税標準額	土地	—	1,008,176
	家屋	48,653	1,253
合計	48,653	1,253	4,435,741

(3) 負担調整に関する年度別状況(概要調書)

(単位：千㎡, 千円, %)

区分	平成 29 年度						平成 30 年度						
	地積		決定価格		課税標準額		地積		決定価格		課税標準額		
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		
農地	本則による課税分	160	0.3	621,538	0.1	414,359	0.1	231	0.5	1,052,452	0.1	701,635	0.2
	負担調整率適用分	479	1.0	5,041,051	0.7	2,324,688	0.7	365	0.8	3,974,756	0.6	1,927,345	0.5
	計	639	1.3	5,662,589	0.8	2,739,047	0.8	596	1.3	5,027,208	0.7	2,628,980	0.7
宅地	本則による課税分	28,687	60.3	446,310,906	63.5	184,386,879	51.2	28,069	59.1	432,317,746	61.8	178,511,918	49.9
	引下げによる課税分	1,700	3.6	23,272,222	3.3	16,290,555	4.5	5,999	12.6	88,150,360	12.6	61,705,251	17.3
	負担調整率適用分	14,140	29.7	217,835,947	31.0	149,786,481	41.6	10,460	22.0	164,351,905	23.5	108,416,202	30.3
計	44,527	93.6	687,419,075	97.8	350,463,915	97.3	44,528	93.7	684,820,011	97.9	348,633,371	97.5	
その他	本則による課税分	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	引下げによる課税分	319	0.7	1,096,758	0.1	767,731	0.2	1,775	3.7	4,786,960	0.7	3,350,871	0.9
	負担調整率適用分	2,117	4.4	8,838,422	1.3	6,074,727	1.7	613	1.3	4,654,990	0.7	3,124,214	0.9
計	2,436	5.1	9,935,180	1.4	6,842,458	1.9	2,388	5.0	9,441,950	1.4	6,475,085	1.8	
合計	47,602	100.0	703,016,844	100.0	360,045,420	100.0	47,512	100.0	699,289,169	100.0	357,737,436	100.0	

区分	令和元年度						令和2年度						
	地積		決定価格		課税標準額		地積		決定価格		課税標準額		
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		
農地	本則による課税分	219	0.5	1,015,007	0.1	676,672	0.2	233	0.5	1,157,900	0.2	771,934	0.2
	負担調整率適用分	337	0.7	3,631,569	0.5	1,855,502	0.5	303	0.6	3,289,139	0.5	1,746,182	0.5
	計	556	1.2	4,646,576	0.6	2,532,174	0.7	536	1.1	4,447,039	0.7	2,518,116	0.7
宅地	本則による課税分	28,954	60.9	448,663,185	64.0	185,076,860	51.7	29,057	61.1	450,248,895	64.1	185,678,929	51.9
	引下げによる課税分	153	0.3	1,324,822	0.2	927,375	0.3	64	0.1	607,035	0.1	424,924	0.1
	負担調整率適用分	15,515	32.6	236,065,666	33.6	162,782,628	45.5	15,549	32.7	236,052,805	33.6	162,880,785	45.5
計	44,622	93.8	686,053,673	97.8	348,786,863	97.5	44,670	93.9	686,908,735	97.8	348,984,638	97.5	
その他	本則による課税分	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	引下げによる課税分	84	0.2	206,756	0.0	144,729	0.1	79	0.2	163,538	0.0	114,476	0.1
	負担調整率適用分	2,269	4.8	10,771,752	1.6	6,177,871	1.7	2,261	4.8	10,754,777	1.5	6,162,220	1.7
計	2,353	5.0	10,978,508	1.6	6,322,600	1.8	2,340	5.0	10,918,315	1.5	6,276,696	1.8	
合計	47,531	100.0	701,678,757	100.0	357,641,637	100.0	47,546	100.0	702,274,089	100.0	357,779,450	100.0	

区分	令和3年度						
	地積		決定価格		課税標準額		
	構成比		構成比		構成比		
農地	本則による課税分	314	0.7	1,724,608	0.3	1,149,739	0.3
	負担調整率適用分	197	0.4	2,202,686	0.3	1,127,718	0.3
	計	511	1.1	3,927,294	0.6	2,277,457	0.6
宅地	本則による課税分	28,508	60.1	437,069,987	62.7	180,375,078	50.9
	引下げによる課税分	5,437	11.5	85,515,824	12.3	59,861,076	16.9
	負担調整率適用分	10,694	22.5	159,838,227	22.9	105,820,251	29.9
計	44,639	94.1	682,424,038	97.9	346,056,405	97.7	
その他	本則による課税分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	引下げによる課税分	531	1.1	2,135,387	0.3	1,494,770	0.4
	負担調整率適用分	1,774	3.7	8,406,676	1.2	4,516,790	1.3
計	2,305	4.8	10,542,063	1.5	6,011,560	1.7	
合計	47,455	100.0	696,893,395	100.0	354,345,422	100.0	



# Ⅲ 納税の概況

- 1 税目別収入率の推移
- 2 口座振替利用状況
- 3 郵便振替利用状況
- 4 コンビニ納付利用状況
- 5 督促状発付件数
- 6 差押件数及び公売件数
- 7 不納欠損額
- 8 道民税（個人）収入状況
- 9 税関係諸収入の状況
- 10 歳出還付金等支出状況

# 1 税目別収入率の推移

(単位：％, ポイント)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
市 民 税	97.9	0.3	98.2	0.3	98.3	0.1	98.2	△ 0.1	98.2	0.0
個 人	97.5	0.2	97.9	0.4	98.1	0.2	97.9	△ 0.2	98.1	0.2
普通徴収	91.7	0.9	92.9	1.2	93.4	0.5	92.5	△ 0.9	93.1	0.6
給与特徴	99.7	0.0	99.8	0.1	99.8	0.0	99.7	△ 0.1	99.7	0.0
年金特徴	100.1	△ 0.1	100.1	0.0	100.3	0.2	100.2	△ 0.1	100.1	△ 0.1
法 人	99.2	0.2	99.1	△ 0.1	99.4	0.3	99.5	0.1	98.8	△ 0.7
固定資産税	97.6	0.5	97.9	0.3	98.1	0.2	98.1	0.0	98.5	0.4
純固定資産税	97.6	0.5	97.9	0.3	98.1	0.2	98.1	0.0	98.5	0.4
土地・家屋	97.3	0.5	97.7	0.4	97.9	0.2	97.8	△ 0.1	98.3	0.5
償却資産	99.8	0.0	99.8	0.0	99.8	0.0	99.9	0.1	99.9	0.0
交付金	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
軽自動車税	96.9	0.4	97.3	0.4	97.5	0.2	97.6	0.1	97.9	0.3
市たばこ税	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
入湯税	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
事業所税	99.7	0.2	97.6	△ 2.1	99.0	1.4	99.1	0.1	99.2	0.1
都市計画税	97.3	0.5	97.7	0.4	97.9	0.3	97.8	△ 0.1	98.3	0.5
現年課税分計	97.9	0.4	98.1	0.2	98.4	0.3	98.3	△ 0.1	98.5	0.2
滞納繰越分	18.2	0.5	18.0	△ 0.2	15.5	△ 2.5	14.5	△ 1.0	16.1	1.6
合 計	90.3	0.4	90.6	0.3	91.2	0.6	92.1	0.9	93.0	0.9

(単位：％, ポイント)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
市 民 税	98.5	0.3	98.6	0.1	99.0	0.4	99.2	0.2	99.2	0.0
個 人	98.3	0.2	98.5	0.2	98.9	0.4	99.1	0.2	99.3	0.2
普通徴収	94.4	1.3	94.2	△ 0.2	95.2	1.0	95.9	0.7	96.6	0.7
給与特徴	99.6	△ 0.1	99.7	0.1	99.8	0.1	99.8	0.0	99.8	0.0
年金特徴	100.1	0.0	100.1	0.0	100.1	0.0	100.1	0.0	100.2	0.1
法 人	99.3	0.5	99.3	0.0	99.4	0.1	99.6	0.2	98.7	△ 0.9
固定資産税	98.8	0.3	98.8	0.0	99.1	0.3	99.1	0.0	98.0	△ 1.1
純固定資産税	98.8	0.3	98.8	0.0	99.1	0.3	99.1	0.0	98.0	△ 1.1
土地・家屋	98.6	0.3	98.7	0.1	99.0	0.3	99.0	0.0	98.0	△ 1.0
償却資産	99.8	△ 0.1	99.8	0.0	99.9	0.1	99.8	△ 0.1	97.8	△ 2.0
交付金	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
軽自動車税	97.9	0.0	98.2	0.3	98.5	0.3	98.9	0.4	99.3	0.4
市たばこ税	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
入湯税	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	79.3	△ 20.7
事業所税	99.3	0.1	99.4	0.1	99.4	0.0	99.5	0.1	96.3	△ 3.2
都市計画税	98.6	0.3	98.7	0.1	99.0	0.3	99.0	0.0	98.0	△ 1.0
現年課税分計	98.7	0.2	98.8	0.1	99.1	0.3	99.2	0.1	98.6	△ 0.6
滞納繰越分	22.6	6.5	21.8	△ 0.8	19.8	△ 2.0	16.7	△ 3.1	17.5	0.8
合 計	94.6	1.6	95.0	0.4	95.6	0.6	96.1	0.5	96.0	△ 0.1

## 2 口座振替利用状況

### (1) 金融機関別

(単位：件, 千円, %)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
普通銀行	件数	55,534	99.9	55,445	99.8	56,338	101.6	56,770	100.8	57,955	102.1
	金額	2,645,391	105.1	2,699,008	102.0	2,731,573	101.2	2,841,068	104.0	3,029,625	106.6
ゆうちょ銀行	件数	40,613	99.2	40,169	98.9	40,605	101.1	41,097	101.2	41,400	100.7
	金額	1,332,395	106.7	1,365,824	102.5	1,345,038	98.5	1,353,914	100.7	1,370,922	101.3
信用金庫・労働金庫	件数	103,599	99.5	102,334	98.8	103,000	100.7	102,714	99.7	103,416	100.7
	金額	3,068,284	103.1	3,127,884	101.9	3,082,346	98.5	3,068,587	99.6	3,121,293	101.7
信用組合	件数	2,328	94.6	2,243	96.3	2,124	94.7	1,980	93.2	1,897	95.8
	金額	67,109	96.0	64,461	96.1	64,831	100.6	60,514	93.3	59,225	97.9
農協	件数	30,074	98.2	29,186	97.0	28,311	97.0	27,316	96.5	26,549	97.2
	金額	826,756	108.0	830,804	100.5	819,382	98.6	734,877	89.7	749,087	101.9
信託銀行	件数	28	90.3	28	100.0	25	89.3	20	80.0	24	120.0
	金額	421	93.3	418	99.3	380	90.9	354	93.2	382	107.9
合計	件数	232,176	99.3	229,405	98.8	230,403	100.4	229,897	99.8	231,241	100.6
	金額	7,940,356	104.8	8,088,399	101.9	8,043,550	99.4	8,059,314	100.2	8,330,534	103.4

### (2) 税目別

(単位：千円, %)

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用率 b/a		利用率 b/a		利用率 b/a		利用率 b/a		利用率 b/a
市・道民税 (普通徴収)	調定額 a	5,688,157		5,409,812		5,020,401		4,127,117		4,085,174	
	利用額 b	1,462,621	25.7	1,465,012	27.1	1,396,833	27.8	1,167,573	28.3	1,174,716	28.8
固定資産税 ・ 都市計画税	調定額 a	17,373,775		17,504,205		17,281,113		17,461,522		17,650,389	
	利用額 b	6,431,343	37.0	6,576,310	37.6	6,597,187	38.2	6,841,068	39.2	7,104,828	40.3
軽自動車税	調定額 a	644,445		672,349		696,232		718,006		739,251	
	利用額 b	46,392	7.2	47,077	7.0	49,530	7.1	50,673	7.1	50,990	6.9
合計	調定額 a	23,706,377		23,586,366		22,997,746		22,306,645		22,474,814	
	利用額 b	7,940,356	33.5	8,088,399	34.3	8,043,550	35.0	8,059,314	36.1	8,330,534	37.1

## 3 郵便振替利用状況

(単位：件, 千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	14,635	13,744	12,243	11,548	10,771
金額	462,863	447,645	500,711	529,234	478,811
振替手数料	439	412	367	346	323

※ 税外収入を含む。



## 4 コンビニ納付利用状況

(単位：件, 千円, %)

		市・道民税(普通徴収)		固定資産税・都市計画税		軽自動車税		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 28 年度	納付書納付	128,326	3,479,980	272,442	10,106,708	77,872	562,024	478,640	14,148,712
	コンビニ納付	49,787	997,484	78,381	1,282,181	33,033	243,243	161,201	2,522,908
	コンビニ利用率	38.8	28.7	28.8	12.7	42.4	43.3	33.7	17.8
平成 29 年度	納付書納付	124,579	3,406,698	277,505	10,255,545	78,729	591,824	480,813	14,254,067
	コンビニ納付	53,477	1,106,858	87,579	1,461,675	36,058	276,133	177,114	2,844,666
	コンビニ利用率	42.9	32.5	31.6	14.3	45.8	46.7	36.8	20.0
平成 30 年度	納付書納付	114,114	3,143,591	275,144	10,094,172	79,330	616,900	468,588	13,854,663
	コンビニ納付	51,916	1,096,025	94,849	1,543,191	39,521	312,927	186,286	2,952,143
	コンビニ利用率	45.5	34.9	34.5	15.3	49.8	50.7	39.8	21.3
令和 元 年度	納付書納付	93,334	2,601,411	271,349	10,019,641	80,273	639,597	444,956	13,260,649
	コンビニ納付	44,715	973,238	101,559	1,686,299	41,944	341,484	188,218	3,001,021
	コンビニ利用率	47.9	37.4	37.4	16.8	52.3	53.4	42.3	22.6
令和 2 年度	納付書納付	91,045	2,600,244	269,998	9,914,112	81,459	667,542	442,502	13,181,898
	コンビニ納付	45,842	1,011,162	107,275	1,804,695	46,303	388,927	199,420	3,204,784
	コンビニ利用率	50.4	38.9	39.7	18.2	56.8	58.3	45.1	24.3

※ 納付書納付については再発行納付書等を除く。

## 5 督促状発付件数

(単位：件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市・ 道民税	普通徴収	49,211	42,628	37,034	28,916	23,558
	特別徴収	3,188	3,116	3,745	5,891	5,639
法人市民税		839	725	719	665	492
固定 資産税	土地・家屋※	65,685	61,145	58,369	54,364	46,401
	償却資産	536	547	515	450	460
軽自動車税		20,187	19,056	16,952	15,706	12,741
市たばこ税		1	0	0	0	9
事業所税		16	17	21	35	25
市税合計		139,663	127,234	117,355	106,027	89,325
国民健康保険料		98,552	85,266	76,716	71,795	59,109
税外 収入	住宅使用料	5,862	5,403	4,701	4,525	3,238
	保育料	3,524	2,340	1,988	1,144	500

※ 都市計画税を含む。

## 6 差押件数及び公売件数

(単位：件)

	差 押 実 施 件 数					公 売 実 施 件 数				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
動 産	1	0	0	3	2	0	0	0	0	1
不 動 産	127	104	69	55	25	6	2	3	2	3
自 動 車	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
債 権	3,361	4,004	2,697	2,878	1,932	0	0	0	0	0
そ の 他 財 産	5	3	2	5	0	0	0	0	0	0
合 計	3,495	4,112	2,769	2,942	1,959	6	2	3	2	4

### 【差押債権の内訳】

(単位：件)

	差 押 実 施 件 数				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
預 金	2,199	2,735	1,497	1,899	1,300
給 与	355	456	552	391	257
国 税 還 付 金	187	233	186	47	38
国 保 料 還 付 金	36	35	32	28	33
年 金	31	35	61	54	9
生 命 保 険	514	452	311	387	237
そ の 他 債 権	39	58	58	72	58

## 7 不納欠損額

### (1) 年度別不納欠損額

(単位：件, 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	2,290	89,701	1,996	88,868	1,835	97,455	1,892	109,698	1,739	75,696
個人	2,166	81,684	1,911	81,842	1,738	90,106	1,769	76,410	1,654	63,833
法人	124	8,017	85	7,026	97	7,349	123	33,288	85	11,863
固定資産税	1,241	96,607	1,149	104,788	896	118,130	939	160,628	643	61,207
土地・家屋	1,238	95,749	1,135	104,135	888	117,171	931	159,776	638	60,800
償却資産	3	858	14	653	8	959	8	852	5	407
軽自動車税	1,003	4,485	756	3,372	850	3,691	831	4,076	715	4,165
事業所税	0	0	1	6,039	1	1,096	1	1,990	0	0
都市計画税	-	22,181	-	24,099	-	27,090	-	36,925	-	14,041
合計	4,534	212,974	3,902	227,166	3,582	247,462	3,663	313,317	3,097	155,109
道民税	2,166	53,689	1,911	53,800	1,738	59,240	1,769	50,221	1,654	41,971

### (2) 令和2年度不納欠損額内訳

(単位：件, 千円)

	地方税法第15条の7(滞納処分の執行停止)によるもの							地方税法第18条によるもの(消滅時効)		合計		
	執行停止後3年経過により消滅するもの		無財産			生活困窮		居所不明				直ちに納税義務の消滅するもの
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	1,520	67,097	168	4,620	21	812	27	3,053	3	114	1,739	75,696
個人	1,448	57,343	168	4,620	21	812	14	944	3	114	1,654	63,833
法人	72	9,754	0	0	0	0	13	2,109	0	0	85	11,863
固定資産税	423	52,835	194	4,899	4	202	20	3,204	2	67	643	61,207
土地・家屋	418	52,428	194	4,899	4	202	20	3,204	2	67	638	60,800
償却資産	5	407	0	0	0	0	0	0	0	0	5	407
軽自動車税	591	3,408	100	536	7	51	15	155	2	15	715	4,165
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	12,108	-	1,131	-	47	-	739	-	16	-	14,041
合計	2,534	135,448	462	11,186	32	1,112	62	7,151	7	212	3,097	155,109
道民税	1,448	37,703	168	3,037	21	533	14	621	3	75	1,654	41,971

## 8 道民税(個人)収入状況

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市道民税収入額	23,820,204	24,046,956	24,203,046	24,245,232	24,564,283
現年課税分	23,324,714	23,582,279	23,832,146	23,973,138	24,352,305
滞納繰越分	403,157	378,448	308,996	227,408	184,149
延滞金	92,323	85,997	61,893	44,401	27,769
加算金	10	232	11	285	60
うち道民税分	9,447,127	9,537,798	9,600,422	9,615,573	9,744,098
現年課税分	9,250,615	9,353,492	9,453,301	9,507,662	9,660,011
滞納繰越分	159,892	150,105	122,567	90,189	73,048
延滞金	36,616	34,109	24,550	17,609	11,015
加算金	4	92	4	113	24

## 9 税関係諸収入の状況

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延滞金	127,030	114,023	102,463	73,867	45,262
加算金	6	149	337	642	1,618
滞納処分費	2,636	2,318	1,987	1,261	1,884

## 10 歳出還付金等支出状況

(単位：件, 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・道民税	1,846	36,365	1,684	37,921	1,561	34,387	1,652	37,923	1,549	34,209
法人市民税	666	73,568	662	78,295	659	73,473	743	66,755	692	71,412
固定資産税及び 都市計画税	669	14,507	558	10,604	369	4,938	393	8,273	435	10,402
軽自動車税	63	297	52	251	31	171	25	106	218	1,270
その他 <sup>※1</sup>	475	17,210	377	3,678	511	108,594	539	8,465	561	16,091
還付加算金 <sup>※2</sup>	824	6,969	653	4,948	454	1,997	496	2,820	569	4,700
合計	4,543	148,916	3,986	135,697	3,585	223,560	3,848	124,342	4,024	138,084

※1 配当割, 株式等譲渡所得割控除不足額を含む。

※2 利息相当額を含む。

# IV そ の 他

- 1 市民の年度別市税負担額
- 2 市民の租税負担額推計

# 1 市民の年度別市税負担額

年度	人口 ※ (人)	世帯数 (世帯)	個人市民税			純固定資産税		
			税額 (千円)	市民1人 当たり 負担額 (円)	1世帯 当たり 負担額 (円)	税額 (千円)	市民1人 当たり 負担額 (円)	1世帯 当たり 負担額 (円)
平成12年度	364,093	156,991	12,894,697	35,416	82,137	16,588,842	45,562	105,667
平成13年度	363,243	158,538	12,328,197	33,939	77,762	16,863,223	46,424	106,367
平成14年度	363,205	160,682	12,100,170	33,315	75,305	16,829,040	46,335	104,735
平成15年度	362,359	162,543	11,688,110	32,255	71,908	15,849,465	43,740	97,509
平成16年度	361,488	164,279	11,046,926	30,560	67,245	15,972,061	44,184	97,225
平成17年度	360,118	165,787	11,098,754	30,820	66,946	16,206,263	45,002	97,754
平成18年度	358,393	167,591	12,057,236	33,643	71,945	15,333,637	42,784	91,494
平成19年度	357,147	169,114	14,685,247	41,118	86,836	15,455,644	43,275	91,392
平成20年度	355,694	170,535	14,582,966	40,999	85,513	15,641,459	43,974	91,720
平成21年度	354,444	171,948	14,138,970	39,891	82,228	15,345,478	43,295	89,245
平成22年度	353,135	173,052	13,410,495	37,976	77,494	15,347,663	43,461	88,688
平成23年度	352,083	174,102	13,208,483	37,515	75,867	15,397,595	43,733	88,440
平成24年度	351,200	175,002	13,695,688	38,997	78,260	14,243,366	40,556	81,390
平成25年度	349,316	175,748	13,853,284	39,659	78,825	14,350,925	41,083	81,656
平成26年度	347,450	176,481	13,907,119	40,026	78,802	14,417,047	41,494	81,692
平成27年度	345,566	177,262	14,167,553	40,998	79,924	14,108,283	40,827	79,590
平成28年度	343,393	177,845	14,313,288	41,682	80,482	14,467,365	42,131	81,348
平成29年度	340,523	177,874	14,446,178	42,424	81,216	14,570,766	42,789	81,916
平成30年度	337,998	177,966	14,543,795	43,029	81,722	14,389,273	42,572	80,854
令和元年度	334,696	177,905	14,593,765	43,603	82,031	14,536,822	43,433	81,711
令和2年度	331,951	178,109	14,802,631	44,593	83,110	14,694,090	44,266	82,501

※ 平成25年度までは9月末日現在、平成26年度以降は10月1日現在の人口である。

年度	そ の 他			市 税 合 計			市税合計における市民1人 当たりの負担額の伸び率			
	税額 (千円)	市民1人 当たり 負担額 (円)	1世帯 当たり 負担額 (円)	税額 (千円)	市民1人 当たり 負担額 (円)	1世帯 当たり 負担額 (円)	H12=100	H17=100	H22=100	H27=100
平成12年度	12,795,517	35,144	81,505	42,279,056	116,122	269,309	100.0			
平成13年度	12,360,303	34,028	77,964	41,551,723	114,391	262,093	98.5			
平成14年度	12,059,040	33,202	75,049	40,988,250	112,852	255,089	97.2			
平成15年度	11,743,681	32,409	72,250	39,281,256	108,404	241,667	93.4			
平成16年度	12,045,914	33,323	73,326	39,064,901	108,067	237,796	93.1			
平成17年度	11,761,344	32,660	70,942	39,066,361	108,482	235,642	93.4	100.0		
平成18年度	11,892,891	33,184	70,964	39,283,764	109,611	234,403	94.4	101.0		
平成19年度	11,833,543	33,134	69,974	41,974,434	117,527	248,202	101.2	108.3		
平成20年度	11,535,348	32,431	67,642	41,759,773	117,404	244,875	101.1	108.2		
平成21年度	10,474,994	29,553	60,920	39,959,442	112,739	232,393	97.1	103.9		
平成22年度	10,929,532	30,950	63,158	39,687,690	112,387	229,340	96.8	103.6	100.0	
平成23年度	11,247,019	31,944	64,600	39,853,097	113,192	228,907	97.5	104.3	100.7	
平成24年度	11,043,267	31,445	63,104	38,982,321	110,998	222,754	95.6	102.3	98.8	
平成25年度	11,371,385	32,553	64,703	39,575,594	113,295	225,184	97.6	104.4	100.8	
平成26年度	11,720,906	33,734	66,415	40,045,072	115,254	226,909	99.3	106.2	102.6	
平成27年度	11,226,716	32,488	63,334	39,502,552	114,313	222,848	98.4	105.4	101.7	100.0
平成28年度	11,185,337	32,573	62,894	39,965,990	116,386	224,724	100.2	107.3	103.6	101.8
平成29年度	11,019,394	32,360	61,951	40,036,338	117,573	225,083	101.2	108.4	104.6	102.9
平成30年度	11,009,767	32,574	61,865	39,942,835	118,175	224,441	101.8	108.9	105.2	103.4
令和元年度	11,198,775	33,460	62,948	40,329,362	120,496	226,690	103.8	111.1	107.2	105.4
令和2年度	10,653,494	32,093	59,814	40,150,215	120,952	225,425	104.2	111.5	107.6	105.8

## 2 市民の租税負担額推計

(1) 平成28年度

ア 総 額

(単位：千円)

道 税 ※		市 税		合 計
税 目	税 額	税 目	税 額	
道 民 税	14,352,160	市 民 税	17,536,115	
個 人 法 人 利 子 割 事 業 税	13,712,341	個 人 法 人	14,313,288	
個 人 法 人	639,819	法 人	3,222,827	
事 業 税	0	固 定 資 産 税	14,555,638	
個 人 法 人	3,187,090	純 固 定 資 産 税	14,467,365	
不 動 産 取 得 税	310,431	土 地 ・ 家 屋	12,616,487	
道 た ば こ 税	2,876,659	償 却 資 産	1,850,878	
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,234,029	交 付 金	88,273	
自 動 車 税	145	軽 自 動 車 税	644,444	
自 動 車 取 得 税	74,283	市 た ば こ 税	2,977,616	
軽 油 引 取 税	7,314,956	入 湯 税	22,324	
狩 猟 税	0	事 業 所 税	1,323,443	
循 環 資 源 利 用 促 進 税	4,000,553	都 市 計 画 税	2,906,410	
そ の 他	1,535			
	65,530			
	1,235,663			
計	31,465,944	計	39,965,990	71,431,934

イ 市民1人当たり、1世帯当たり負担税額

	道 税 ※			市 税			合 計		
	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)
平均負担税額	31,465,944	62,129	122,731	39,965,990	116,386	224,724	71,431,934	178,515	347,455
直接税	27,325,433	53,954	106,581	36,966,050	107,650	207,856	64,291,483	161,604	314,437
間接税	4,140,511	8,175	16,150	2,999,940	8,736	16,868	7,140,451	16,911	33,018

※ 道税については、上川総合振興局管内の23市町村分を含む調定額であり、市民1人当たり及び1世帯当たりの金額は、管内人口・世帯数(平成28年9月末又は10月1日現在)の数値から算出した。

(2) 平成29年度

ア 総 額

(単位：千円)

道 税 ※		市 税		合 計
税 目	税 額	税 目	税 額	
道 民 税	14,536,014	市 民 税	17,581,569	
個 人	13,862,984	個 人	14,446,178	
法 人	673,030	法 人	3,135,391	
利 子 割	0	固 定 資 産 税	14,645,179	
事 業 税	3,496,098	純 固 定 資 産 税	14,570,766	
個 人	305,964	土 地 ・ 家 屋	12,740,868	
法 人	3,190,134	償 却 資 産	1,829,898	
不 動 産 取 得 税	1,255,688	交 付 金	74,413	
道 た ば こ 税	132	軽 自 動 車 税	672,349	
ゴ ル フ 場 利 用 税	71,995	市 た ば こ 税	2,850,113	
自 動 車 税	7,311,920	入 湯 税	25,451	
自 動 車 取 得 税	0	事 業 所 税	1,328,238	
軽 油 引 取 税	3,817,448	都 市 計 画 税	2,933,439	
狩 猟 税	1,707			
循 環 資 源 利 用 促 進 税	73,428			
そ の 他	31,953,237			
計	62,517,667	計	40,036,338	102,554,005

イ 市民1人当たり、1世帯当たり負担税額

	道 税 ※			市 税			合 計		
	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)
平均負担税額	62,517,667	123,440	243,847	40,036,338	117,573	225,083	102,554,005	241,013	468,930
直接税	58,554,664	115,615	228,390	37,160,774	109,128	208,916	95,715,438	224,743	437,306
間接税	3,963,003	7,825	15,457	2,875,564	8,445	16,167	6,838,567	16,270	31,624

※ 道税については、上川総合振興局管内の23市町村分を含む調定額であり、市民1人当たり及び1世帯当たりの金額は、管内人口・世帯数(平成29年9月末又は10月1日現在)の数値から算出した。



(3) 平成30年度

ア 総 額

(単位：千円)

道 税 ※		市 税		合 計
税 目	税 額	税 目	税 額	
道 民 税	14,692,590	市 民 税	17,763,070	
個 人 法 人 利 子 割 事 業 税	14,030,714	個 人 法 人 固 定 資 産 税	14,543,795	
個 人 法 人 不 動 産 取 得 税	661,876	純 固 定 資 産 税	3,219,275	
事 業 税	0	土 地 ・ 家 屋 償 却 資 産 交 付 金	14,460,703	
個 人 法 人 不 動 産 取 得 税	3,508,886	軽 自 動 車 税	14,389,273	
道 た ば こ 税	322,293	市 た ば こ 税	12,541,682	
ゴ ル フ 場 利 用 税	3,186,593	入 湯 税	1,847,591	
自 動 車 税	1,322,626	事 業 所 税	71,430	
自 動 車 取 得 税	2,483	都 市 計 画 税	696,232	
軽 油 引 取 税	68,627		2,767,721	
狩 猟 税	7,340,995		28,191	
循 環 資 源 利 用 促 進 税	0		1,335,078	
そ の 他	3,422,587		2,891,840	
	1,404			
	75,950			
	1,339,654			
計	31,775,802	計	39,942,835	71,718,637

イ 市民1人当たり、1世帯当たり負担税額

	道 税 ※			市 税			合 計		
	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)
平均負担税額	31,775,802	63,943	123,987	39,942,835	118,175	224,441	71,718,637	182,118	348,428
直接税	28,206,155	56,760	110,059	37,146,923	109,903	208,730	65,353,078	166,663	318,789
間接税	3,569,647	7,183	13,928	2,795,912	8,272	15,711	6,365,559	15,455	29,639

※ 道税については、上川総合振興局管内の23市町村分を含む調定額であり、市民1人当たり及び1世帯当たりの金額は、管内人口・世帯数(平成30年9月末又は10月1日現在)の数値から算出した。

(4) 令和元年度

ア 総 額

(単位：千円)

道 税 ※		市 税		合 計
税 目	税 額	税 目	税 額	
道 民 税	14,656,437	市 民 税	17,886,910	
個 人	13,980,674	個 人	14,593,765	
法 人	675,763	法 人	3,293,145	
利 子 割	0	固 定 資 産 税	14,609,669	
事 業 税	3,562,699	純 固 定 資 産 税	14,536,822	
個 人	331,825	土 地 ・ 家 屋	12,697,653	
法 人	3,230,874	償 却 資 産	1,839,169	
不 動 産 取 得 税	1,029,207	交 付 金	72,847	
道 た ば こ 税	155	軽 自 動 車 税	721,952	
ゴ ル フ 場 利 用 税	68,916	環 境 性 能 割	3,946	
自 動 車 税	7,290,250	種 別 割	718,006	
環 境 性 能 割	0	市 た ば こ 税	2,763,939	
種 別 割	7,290,250	入 湯 税	29,056	
自 動 車 取 得 税	0	事 業 所 税	1,393,136	
軽 油 引 取 税	3,107,430	都 市 計 画 税	2,924,700	
狩 猟 税	1,598			
循 環 資 源 利 用 促 進 税	73,907			
そ の 他	1,360,459			
計	31,151,058	計	40,329,362	

イ 市民1人当たり、1世帯当たり負担税額

	道 税 ※			市 税			合 計		
	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)
平均負担税額	31,151,058	63,401	121,665	40,329,362	120,496	226,690	71,480,420	183,897	348,355
直接税	27,900,650	56,785	108,970	37,536,367	112,151	210,991	65,437,017	168,936	319,961
間接税	3,250,408	6,616	12,695	2,792,995	8,345	15,699	6,043,403	14,961	28,394

※ 道税については、上川総合振興局管内の23市町村分を含む調定額であり、市民1人当たり及び1世帯当たりの金額は、管内人口・世帯数(令和元年9月末又は10月1日現在)の数値から算出した。

(5) 令和2年度

ア 総 額

(単位：千円)

道 税 ※			市 税			合 計		
税 目	税 額		税 目	税 額		税 目	税 額	
道 民 税	14,699,381		市 民 税	17,605,951				
個 人 法 人 利 子 割 事 業 税	14,197,759		個 人 法 人	14,802,631				
個 人 法 人	501,622		固 定 資 産 税	2,803,320				
0	0		純 固 定 資 産 税	14,779,534				
3,341,933	3,341,933		土 地 ・ 家 屋 償 却 資 産	14,694,090				
326,022	326,022		交 付 金	12,844,381				
3,015,911	3,015,911		軽 自 動 車 税	1,849,709				
1,151,790	1,151,790		環 境 性 能 割 種 別 割	85,444				
2,290	2,290		市 た ば こ 税	762,874				
71,993	71,993		入 湯 税	23,623				
7,258,958	7,258,958		事 業 所 税	739,251				
0	0		都 市 計 画 税	2,641,036				
7,258,958	7,258,958			17,876				
0	0			1,386,645				
3,036,427	3,036,427			2,956,299				
1,570	1,570							
65,298	65,298							
1,189,697	1,189,697							
計	30,819,337		計	40,150,215		計	70,969,552	

イ 市民1人当たり, 1世帯当たり負担税額

	道 税 ※			市 税			合 計		
	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)	総 額 (千円)	市民1人 当 たり (円)	1 世 帯 当 たり (円)
平均負担税額	30,819,337	63,434	120,624	40,150,215	120,952	225,425	70,969,552	184,386	346,049
直接税	27,643,329	56,897	108,193	37,491,303	112,942	210,496	65,134,632	169,839	318,689
間接税	3,176,008	6,537	12,431	2,658,912	8,010	14,929	5,834,920	14,547	27,360

※ 道税については、上川総合振興局管内の23市町村分を含む調定額であり、市民1人当たり及び1世帯当たりの金額は、管内人口・世帯数(令和2年9月末又は10月1日現在)の数値から算出した。

# V 参 考 资 料

- 1 令和 2 年度道内主要都市決算状況
- 2 道内各市年度別収入率

# 1 令和2年度 道内主要都市決算状況

(単位：千円，%)

区 分	札 幌 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (ニ)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	169,351,479	2,326,910	171,678,389	167,957,331	1,022,054	168,979,385	99.2	43.9	98.4
個 人	142,802,334	2,104,053	144,906,387	141,681,182	962,497	142,643,679	99.2	45.7	98.4
法 人	26,549,145	222,857	26,772,002	26,276,149	59,557	26,335,706	99.0	26.7	98.4
固 定 資 産 税	117,905,983	629,313	118,535,296	115,966,051	223,089	116,189,140	98.4	35.4	98.0
純 固 定 資 産 税	117,532,727	629,313	118,162,040	115,592,795	223,089	115,815,884	98.3	35.4	98.0
土 地・家 屋	105,971,955	598,538	106,570,493	104,261,053	207,543	104,468,596	98.4	34.7	98.0
償 却 資 産	11,560,772	30,775	11,591,547	11,331,742	15,546	11,347,288	98.0	50.5	97.9
交 付 金	373,256	—	373,256	373,256	—	373,256	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	2,501,875	52,515	2,554,390	2,487,249	16,810	2,504,059	99.4	32.0	98.0
環 境 性 能 割	108,559	—	108,559	108,559	—	108,559	100.0	—	100.0
種 別 割	2,393,316	52,515	2,445,831	2,378,690	16,810	2,395,500	99.4	32.0	97.9
市 た ば こ 税	13,968,484	0	13,968,484	13,968,503	0	13,968,503	100.0	100.0	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	163,209	21,757	184,966	161,186	4,678	165,864	98.8	21.5	89.7
事 業 所 税	8,897,184	48,807	8,945,991	8,739,782	11,904	8,751,686	98.2	24.4	97.8
都 市 計 画 税	25,230,208	142,363	25,372,571	24,829,279	49,401	24,878,680	98.4	34.7	98.1
合 計	338,018,422	3,221,665	341,240,087	334,109,381	1,327,936	335,437,317	98.8	41.2	98.3

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般 会計歳入総額	1,289,438,909 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	7,557,437 千円
一般会計に占める 市税の割合	26.0 %	市税に占める 徴税費の割合	2.3 %
人 口 (R2. 10. 1現在)	1,975,065 人	世 帯 数 (R2. 10. 1現在)	966,009 世帯

(単位：千円，%)

区 分	函 館 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	13,755,569	436,024	14,191,593	13,510,093	110,499	13,620,592	98.2	25.3	96.0
個 人	11,572,884	418,933	11,991,817	11,387,249	104,101	11,491,350	98.4	24.8	95.8
法 人	2,182,685	17,091	2,199,776	2,122,844	6,398	2,129,242	97.3	37.4	96.8
固 定 資 産 税	12,958,761	338,965	13,297,726	12,599,710	64,517	12,664,227	97.2	19.0	95.2
純 固 定 資 産 税	12,819,277	338,965	13,158,242	12,460,226	64,517	12,524,743	97.2	19.0	95.2
土 地・家 屋	11,039,009	331,178	11,370,187	10,761,598	62,480	10,824,078	97.5	18.9	95.2
償 却 資 産	1,780,268	7,787	1,788,055	1,698,628	2,037	1,700,665	95.4	26.2	95.1
交 付 金	139,484	—	139,484	139,484	—	139,484	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	614,646	14,383	629,029	610,104	4,004	614,108	99.3	27.8	97.6
環 境 性 能 割	23,489	—	23,489	23,489	—	23,489	100.0	—	100.0
種 別 割	591,157	14,383	605,540	586,615	4,004	590,619	99.2	27.8	97.5
市 た ば こ 税	2,172,539	—	2,172,539	2,172,509	—	2,172,509	100.0	—	100.0
鉦 産 税	0	—	0	0	—	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	845	845	—	845	845	—	100.0	100.0
入 湯 税	110,747	—	110,747	108,313	—	108,313	97.8	—	97.8
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	2,481,086	74,150	2,555,236	2,418,736	13,989	2,432,725	97.5	18.9	95.2
合 計	32,093,348	864,367	32,957,715	31,419,465	193,854	31,613,319	97.9	22.4	95.9

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	166,147,971 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	990,285 千円
一般会計に占める市税の割合	19.0 %	市税に占める徴税費の割合	3.1 %
人 口 (R2. 9月末現在)	252,647 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	141,743 世帯

(単位：千円，%)

区 分	小 樽 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	5,346,508	83,803	5,430,311	5,268,299	45,604	5,313,903	98.5	54.4	97.9
個 人	4,291,459	67,439	4,358,898	4,246,090	36,412	4,282,502	98.9	54.0	98.2
法 人	1,055,049	16,364	1,071,413	1,022,209	9,192	1,031,401	96.9	56.2	96.3
固 定 資 産 税	6,704,558	3,780,226	10,484,784	6,416,030	47,803	6,463,833	95.7	1.3	61.6
純 固 定 資 産 税	6,656,629	3,780,226	10,436,855	6,368,101	47,803	6,415,904	95.7	1.3	61.5
土 地・家 屋	4,904,602	3,602,269	8,506,871	4,691,287	40,766	4,732,053	95.7	1.1	55.6
償 却 資 産	1,752,027	177,957	1,929,984	1,676,814	7,037	1,683,851	95.7	4.0	87.2
交 付 金	47,929	—	47,929	47,929	—	47,929	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	197,054	3,221	200,275	195,877	1,125	197,002	99.4	34.9	98.4
環 境 性 能 割	9,041	—	9,041	9,041	—	9,041	100.0	—	100.0
種 別 割	188,013	3,221	191,234	186,836	1,125	187,961	99.4	34.9	98.3
市 た ば こ 税	857,682	—	857,682	857,682	—	857,682	100.0	—	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	42,319	42,319	—	18,778	18,778	—	44.4	44.4
入 湯 税	23,171	—	23,171	23,171	—	23,171	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	1,099,799	810,485	1,910,284	1,053,535	10,539	1,064,074	95.8	1.3	55.7
合 計	14,228,772	4,720,054	18,948,826	13,814,594	123,849	13,938,443	97.1	2.6	73.6

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	71,552,289 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	531,637 千円
一般会計に占める市税の割合	19.5 %	市税に占める徴税費の割合	3.8 %
人 口 (R2. 9月末現在)	112,961 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	62,807 世帯

(単位：千円，%)

区 分	室 蘭 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	4,690,360	129,351	4,819,711	4,651,568	38,539	4,690,107	99.2	29.8	97.3
個 人	3,882,923	116,671	3,999,594	3,855,494	36,010	3,891,504	99.3	30.9	97.3
法 人	807,437	12,680	820,117	796,074	2,529	798,603	98.6	19.9	97.4
固 定 資 産 税	6,581,021	140,496	6,721,517	6,501,119	32,180	6,533,299	98.8	22.9	97.2
純 固 定 資 産 税	6,544,581	140,496	6,685,077	6,464,679	32,180	6,496,859	98.8	22.9	97.2
土 地・家 屋	3,986,867	139,214	4,126,081	3,924,653	32,017	3,956,670	98.4	23.0	95.9
償 却 資 産	2,557,714	1,282	2,558,996	2,540,026	163	2,540,189	99.3	12.7	99.3
交 付 金	36,440	—	36,440	36,440	—	36,440	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	166,293	2,556	168,849	165,579	849	166,428	99.6	33.2	98.6
環 境 性 能 割	6,855	—	6,855	6,855	—	6,855	100.0	—	100.0
種 別 割	159,438	2,556	161,994	158,724	849	159,573	99.6	33.2	98.5
市 た ば こ 税	675,279	—	675,279	675,279	—	675,279	100.0	—	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	8,449	—	8,449	8,449	—	8,449	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	895,036	31,311	926,347	881,064	7,201	888,265	98.4	23.0	95.9
合 計	13,016,438	303,714	13,320,152	12,883,058	78,769	12,961,827	99.0	25.9	97.3

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	55,846,662 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	256,697 千円
一般会計に占める市税の割合	23.2 %	市税に占める徴税費の割合	2.0 %
人 口 (R2. 9月末現在)	81,909 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	45,348 世帯



(単位：千円，%)

区 分	釧 路 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	9,113,469	347,207	9,460,676	9,003,217	81,404	9,084,621	98.8	23.4	96.0
個 人	7,497,171	310,549	7,807,720	7,418,803	76,387	7,495,190	99.0	24.6	96.0
法 人	1,616,298	36,658	1,652,956	1,584,414	5,017	1,589,431	98.0	13.7	96.2
固 定 資 産 税	8,536,145	436,540	8,972,685	8,281,714	36,581	8,318,295	97.0	8.4	92.7
純 固 定 資 産 税	8,416,039	436,540	8,852,579	8,161,608	36,581	8,198,189	97.0	8.4	92.6
土 地・家 屋	6,450,569	349,239	6,799,808	6,255,558	29,048	6,284,606	97.0	8.3	92.4
償 却 資 産	1,965,470	87,301	2,052,771	1,906,050	7,533	1,913,583	97.0	8.6	93.2
交 付 金	120,106	—	120,106	120,106	—	120,106	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	410,110	14,212	424,322	406,193	3,993	410,186	99.0	28.1	96.7
環 境 性 能 割	10,979	—	10,979	10,979	—	10,979	100.0	—	100.0
種 別 割	399,131	14,212	413,343	395,214	3,993	399,207	99.0	28.1	96.6
市 た ば こ 税	1,498,185	—	1,498,185	1,498,185	—	1,498,185	100.0	—	100.0
鉦 産 税	17,534	—	17,534	17,534	—	17,534	100.0	—	100.0
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	79,896	—	79,896	79,896	—	79,896	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	1,380,050	74,827	1,454,877	1,338,328	6,220	1,344,548	97.0	8.3	92.4
合 計	21,035,389	872,786	21,908,175	20,625,067	128,198	20,753,265	98.0	14.7	94.7

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	117,516,114 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	575,084 千円
一般会計に占める市税の割合	17.7 %	市税に占める徴税費の割合	2.8 %
人 口 (R2. 9月末現在)	166,089 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	94,262 世帯

(単位：千円，%)

区 分	帯 広 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 繰 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	10,609,977	342,178	10,952,155	10,478,657	140,539	10,619,196	98.8	41.1	97.0
個 人	8,884,401	323,415	9,207,816	8,772,448	135,497	8,907,945	98.7	41.9	96.7
法 人	1,725,576	18,763	1,744,339	1,706,209	5,042	1,711,251	98.9	26.9	98.1
固 定 資 産 税	8,449,475	247,790	8,697,265	8,294,215	86,781	8,380,996	98.2	35.0	96.4
純 固 定 資 産 税	8,390,124	247,790	8,637,914	8,234,864	86,781	8,321,645	98.1	35.0	96.3
土 地・家 屋	7,118,106	210,223	7,328,329	6,986,385	73,624	7,060,009	98.1	35.0	96.3
償 却 資 産	1,272,018	37,567	1,309,585	1,248,479	13,157	1,261,636	98.1	35.0	96.3
交 付 金	59,351	—	59,351	59,351	—	59,351	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	452,836	17,129	469,965	446,962	5,659	452,621	98.7	33.0	96.3
環 境 性 能 割	13,985	—	13,985	13,985	—	13,985	100.0	—	100.0
種 別 割	438,851	17,129	455,980	432,977	5,659	438,636	98.7	33.0	96.2
市 た ば こ 税	1,457,309	—	1,457,309	1,457,309	—	1,457,309	100.0	—	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	8,450	—	8,450	8,450	—	8,450	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	1,607,271	48,327	1,655,598	1,577,528	16,925	1,594,453	98.1	35.0	96.3
合 計	22,585,318	655,424	23,240,742	22,263,121	249,904	22,513,025	98.6	38.1	96.9

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	103,170,908 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	707,998 千円
一般会計に占める市税の割合	21.8 %	市税に占める徴税費の割合	3.1 %
人 口 (R2. 9月末現在)	165,750 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	88,995 世帯

(単位：千円，%)

区 分	北 見 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	6,814,699	255,153	7,069,852	6,738,130	80,245	6,818,375	98.9	31.4	96.4
個 人	5,781,052	243,418	6,024,470	5,716,719	78,127	5,794,846	98.9	32.1	96.2
法 人	1,033,647	11,735	1,045,382	1,021,411	2,118	1,023,529	98.8	18.0	97.9
固 定 資 産 税	5,499,194	205,453	5,704,647	5,391,801	50,332	5,442,133	98.0	24.5	95.4
純 固 定 資 産 税	5,439,032	205,453	5,644,485	5,331,639	50,332	5,381,971	98.0	24.5	95.3
土 地・家 屋	4,487,946	169,527	4,657,473	4,399,332	41,531	4,440,863	98.0	24.5	95.3
償 却 資 産	951,086	35,926	987,012	932,307	8,801	941,108	98.0	24.5	95.3
交 付 金	60,162	—	60,162	60,162	—	60,162	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	351,797	5,096	356,893	349,981	1,393	351,374	99.5	27.3	98.5
環 境 性 能 割	12,564	—	12,564	12,564	—	12,564	100.0	—	100.0
種 別 割	339,233	5,096	344,329	337,417	1,393	338,810	99.5	27.3	98.4
市 た ば こ 税	989,657	—	989,657	989,657	—	989,657	100.0	—	100.0
鉦 産 税	93	—	93	93	—	93	100.0	—	100.0
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	23,402	—	23,402	23,402	—	23,402	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	876,577	43,210	919,787	861,875	10,602	872,477	98.3	24.5	94.9
合 計	14,555,419	508,912	15,064,331	14,354,939	142,572	14,497,511	98.6	28.0	96.2

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	92,034,892 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	545,593 千円
一般会計に占める市税の割合	15.8 %	市税に占める徴税費の割合	3.8 %
人 口 (R2. 9月末現在)	115,641 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	61,732 世帯

(単位：千円，%)

区 分	苦 小 牧 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	10,368,107	331,709	10,699,816	10,219,197	119,188	10,338,385	98.6	35.9	96.6
個 人	8,429,184	306,461	8,735,645	8,304,698	115,239	8,419,937	98.5	37.6	96.4
法 人	1,938,923	25,248	1,964,171	1,914,499	3,949	1,918,448	98.7	15.6	97.7
固 定 資 産 税	13,797,769	505,245	14,303,014	13,567,503	37,962	13,605,465	98.3	7.5	95.1
純 固 定 資 産 税	13,652,727	505,245	14,157,972	13,422,461	37,962	13,460,423	98.3	7.5	95.1
土 地・家 屋	8,728,554	501,347	9,229,901	8,627,500	37,869	8,665,369	98.8	7.6	93.9
償 却 資 産	4,924,173	3,898	4,928,071	4,794,961	93	4,795,054	97.4	2.4	97.3
交 付 金	145,042	—	145,042	145,042	—	145,042	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	373,804	11,105	384,909	370,604	3,465	374,069	99.1	31.2	97.2
環 境 性 能 割	11,845	—	11,845	11,845	—	11,845	100.0	—	100.0
種 別 割	361,959	11,105	373,064	358,759	3,465	362,224	99.1	31.2	97.1
市 た ば こ 税	1,653,850	—	1,653,850	1,653,850	—	1,653,850	100.0	—	100.0
鉦 産 税	48,670	—	48,670	48,670	—	48,670	100.0	—	100.0
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	24,651	—	24,651	24,651	—	24,651	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	1,953,947	112,763	2,066,710	1,931,326	8,475	1,939,801	98.8	7.5	93.9
合 計	28,220,798	960,822	29,181,620	27,815,801	169,090	27,984,891	98.6	17.6	95.9

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	103,283,752 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	536,696 千円
一般会計に占める市税の割合	27.1 %	市税に占める徴税費の割合	1.9 %
人 口 (R2. 9月末現在)	170,370 人	世 帯 数 (R2. 9月末現在)	90,005 世帯

(単位：千円，%)

区 分	江 別 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (二)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	5,716,571	141,443	5,858,014	5,686,660	34,214	5,720,874	99.5	24.2	97.7
個 人	5,011,368	134,660	5,146,028	4,984,865	32,876	5,017,741	99.5	24.4	97.5
法 人	705,203	6,783	711,986	701,795	1,338	703,133	99.5	19.7	98.8
固 定 資 産 税	5,087,802	81,314	5,169,116	5,040,691	10,943	5,051,634	99.1	13.5	97.7
純 固 定 資 産 税	5,046,594	81,314	5,127,908	4,999,483	10,943	5,010,426	99.1	13.5	97.7
土 地・家 屋	4,161,639	67,055	4,228,694	4,122,790	9,024	4,131,814	99.1	13.5	97.7
償 却 資 産	884,955	14,259	899,214	876,693	1,919	878,612	99.1	13.5	97.7
交 付 金	41,208	—	41,208	41,208	—	41,208	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	223,273	3,484	226,757	222,689	993	223,682	99.7	28.5	98.6
環 境 性 能 割	7,346	—	7,346	7,346	—	7,346	100.0	—	100.0
種 別 割	215,927	3,484	219,411	215,343	993	216,336	99.7	28.5	98.6
市 た ば こ 税	740,966	—	740,966	740,966	—	740,966	100.0	—	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	23	—	23	23	—	23	100.0	—	100.0
事 業 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	969,195	15,985	985,180	960,148	2,151	962,299	99.1	13.5	97.7
合 計	12,737,830	242,226	12,980,056	12,651,177	48,301	12,699,478	99.3	19.9	97.8

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般 会計歳入総額	60,049,456 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	340,601 千円
一般会計に占める 市税の割合	21.1 %	市税に占める 徴税費の割合	2.7 %
人 口 (R2. 10. 1現在)	119,883 人	世 帯 数 (R2. 10. 1現在)	58,668 世帯

(単位：千円，%)

区 分	旭 川 市								
	調 定 額			収 入 額			収 入 率		
	現 年 度 (イ)	滞 納 繰 越 (ロ)	合 計 (ハ)	現 年 度 (ニ)	滞 納 繰 越 (ホ)	合 計 (ヘ)	現 年 度 (ニ)/(イ)	滞 納 繰 越 (ホ)/(ロ)	合 計 (ヘ)/(ハ)
市 民 税	17,605,951	461,111	18,067,062	17,459,700	121,779	17,581,479	99.2	26.4	97.3
個 人	14,802,631	411,293	15,213,924	14,692,294	111,101	14,803,395	99.3	27.0	97.3
法 人	2,803,320	49,818	2,853,138	2,767,406	10,678	2,778,084	98.7	21.4	97.4
固 定 資 産 税	14,779,534	638,777	15,418,311	14,486,966	86,145	14,573,111	98.0	13.5	94.5
純 固 定 資 産 税	14,694,090	638,777	15,332,867	14,401,522	86,145	14,487,667	98.0	13.5	94.5
土 地・家 屋	12,844,381	631,233	13,475,614	12,593,239	82,169	12,675,408	98.0	13.0	94.1
償 却 資 産	1,849,709	7,544	1,857,253	1,808,283	3,976	1,812,259	97.8	52.7	97.6
交 付 金	85,444	—	85,444	85,444	—	85,444	100.0	—	100.0
軽 自 動 車 税	762,874	25,792	788,666	757,342	5,301	762,643	99.3	20.6	96.7
環 境 性 能 割	23,623	—	23,623	23,623	—	23,623	100.0	—	100.0
種 別 割	739,251	25,792	765,043	733,719	5,301	739,020	99.3	20.6	96.6
市 た ば こ 税	2,641,036	—	2,641,036	2,641,036	—	2,641,036	100.0	—	100.0
鉦 産 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	17,876	—	17,876	14,167	—	14,167	79.3	—	79.3
事 業 所 税	1,386,645	69,202	1,455,847	1,335,955	2,002	1,337,957	96.3	2.9	91.9
都 市 計 画 税	2,956,299	145,782	3,102,081	2,898,496	18,976	2,917,472	98.0	13.0	94.0
合 計	40,150,215	1,340,664	41,490,879	39,593,662	234,203	39,827,865	98.6	17.5	96.0

※調定額欄の「—」は、予算に計上がないものを表す。

令和2年度一般会計歳入総額	201,662,852 千円	徴 税 費 (令和3年度課税状況等の調)	1,285,467 千円
一般会計に占める市税の割合	19.8 %	市税に占める徴税費の割合	3.2 %
人 口 (R2. 10. 1現在)	331,951 人	世 帯 数 (R2. 10. 1現在)	178,109 世帯

## 2 道内各市年度別収入率

(単位：％, ポイント)

市名	現滞別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減
札幌	現年度	99.3	0.1	99.5	0.2	99.5	0.0	99.5	0.0	98.8	△ 0.7
	滞納繰越	35.6	△ 2.1	39.9	4.3	38.4	△ 1.5	40.9	2.5	41.2	0.3
	合計	98.1	0.4	98.5	0.4	98.8	0.3	98.9	0.1	98.3	△ 0.6
函館	現年度	98.9	0.2	99.0	0.1	99.0	0.0	98.9	△ 0.1	97.9	△ 1.0
	滞納繰越	25.4	△ 1.2	25.2	△ 0.2	22.8	△ 2.4	23.5	0.7	22.4	△ 1.1
	合計	95.6	0.9	96.4	0.8	96.8	0.4	96.9	0.1	95.9	△ 1.0
小樽	現年度	95.9	△ 0.4	96.7	0.8	98.8	2.1	99.2	0.4	97.1	△ 2.1
	滞納繰越	5.6	△ 2.1	5.2	△ 0.4	3.6	△ 1.6	2.3	△ 1.3	2.6	0.3
	合計	72.7	△ 0.9	72.3	△ 0.4	72.7	0.4	74.1	1.4	73.6	△ 0.5
旭川	現年度	98.7	0.2	98.8	0.1	99.1	0.3	99.2	0.1	98.6	△ 0.6
	滞納繰越	22.6	6.5	21.8	△ 0.8	19.8	△ 2.0	16.7	△ 3.1	17.5	0.8
	合計	94.6	1.6	95.0	0.4	95.6	0.6	96.1	0.5	96.0	△ 0.1
室蘭	現年度	99.1	0.1	99.3	0.2	99.4	0.1	99.4	0.0	99.0	△ 0.4
	滞納繰越	24.2	5.8	22.8	△ 1.4	20.8	△ 2.0	30.0	9.2	25.9	△ 4.1
	合計	96.1	0.6	96.5	0.4	96.9	0.4	97.6	0.7	97.3	△ 0.3
釧路	現年度	97.7	0.2	98.4	0.7	98.7	0.3	99.0	0.3	98.0	△ 1.0
	滞納繰越	17.1	△ 2.4	16.0	△ 1.1	15.9	△ 0.1	14.8	△ 1.1	14.7	△ 0.1
	合計	90.9	0.3	92.0	1.1	92.6	0.6	93.7	1.1	94.7	1.0
帯広	現年度	98.7	0.2	98.9	0.2	99.0	0.1	99.1	0.1	98.6	△ 0.5
	滞納繰越	32.6	2.8	31.0	△ 1.6	31.7	0.7	31.5	△ 0.2	38.1	6.6
	合計	95.8	0.6	96.3	0.5	96.8	0.5	97.1	0.3	96.9	△ 0.2
北見	現年度	98.8	0.0	98.9	0.1	98.9	0.0	99.0	0.1	98.6	△ 0.4
	滞納繰越	20.5	1.1	20.0	△ 0.5	20.7	0.7	24.3	3.6	28.0	3.7
	合計	95.6	0.3	95.9	0.3	96.0	0.1	96.4	0.4	96.2	△ 0.2
夕張	現年度	98.9	△ 0.1	98.7	△ 0.2	99.1	0.4	99.4	0.3	97.1	△ 2.3
	滞納繰越	11.7	△ 2.1	6.6	△ 5.1	17.8	11.2	10.8	△ 7.0	9.1	△ 1.7
	合計	93.8	0.1	93.9	0.1	94.5	0.6	95.0	0.5	92.4	△ 2.6
岩見沢	現年度	98.8	0.1	99.1	0.3	99.4	0.3	99.4	0.0	98.7	△ 0.7
	滞納繰越	25.1	0.7	25.5	0.4	29.3	3.8	25.6	△ 3.7	22.5	△ 3.1
	合計	94.2	0.8	95.2	1.0	96.6	1.4	97.0	0.4	96.7	△ 0.3
網走	現年度	98.7	0.3	98.9	0.2	99.0	0.1	98.7	△ 0.3	98.0	△ 0.7
	滞納繰越	10.3	△ 0.8	15.5	5.2	14.9	△ 0.6	12.6	△ 2.3	16.9	4.3
	合計	92.5	0.7	94.4	1.9	94.7	0.3	94.6	△ 0.1	93.8	△ 0.8
留萌	現年度	98.8	0.1	99.0	0.2	99.1	0.1	99.1	0.0	99.2	0.1
	滞納繰越	21.8	△ 5.3	21.0	△ 0.8	19.4	△ 1.6	21.7	2.3	15.5	△ 6.2
	合計	94.9	0.5	95.5	0.6	95.9	0.4	96.6	0.7	97.0	0.4

(単位：%, ポイント)

市名	現滞別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減
苫小牧	現年度	99.1	0.3	99.2	0.1	99.3	0.1	99.3	0.0	98.6	△ 0.7
	滞納繰越	18.3	△ 0.9	23.7	5.4	19.7	△ 4.0	17.1	△ 2.6	17.6	0.5
	合計	94.8	0.4	96.3	1.5	96.5	0.2	96.6	0.1	95.9	△ 0.7
稚内	現年度	98.3	0.2	98.6	0.3	98.4	△ 0.2	98.6	0.2	97.4	△ 1.2
	滞納繰越	19.7	3.1	19.8	0.1	16.6	△ 3.2	13.4	△ 3.2	14.5	1.1
	合計	92.3	0.3	93.1	0.8	93.0	△ 0.1	93.2	0.2	92.3	△ 0.9
美唄	現年度	98.7	0.3	98.1	△ 0.6	98.4	0.3	98.1	△ 0.3	97.9	△ 0.2
	滞納繰越	18.4	2.5	19.0	0.6	18.9	△ 0.1	17.5	△ 1.4	15.9	△ 1.6
	合計	91.4	1.5	91.9	0.5	92.6	0.7	92.8	0.2	92.6	△ 0.2
芦別	現年度	98.9	△ 0.1	99.0	0.1	99.1	0.1	99.1	0.0	99.2	0.1
	滞納繰越	9.7	△ 3.5	10.0	0.3	11.4	1.4	10.6	△ 0.8	15.9	5.3
	合計	94.2	△ 0.5	94.1	△ 0.1	94.5	0.4	94.4	△ 0.1	94.6	0.2
江別	現年度	99.5	0.0	99.6	0.1	99.6	0.0	99.6	0.0	99.3	△ 0.3
	滞納繰越	24.3	△ 3.4	22.3	△ 2.0	22.6	0.3	22.6	0.0	19.9	△ 2.7
	合計	97.2	0.4	97.7	0.5	97.9	0.2	98.1	0.2	97.8	△ 0.3
赤平	現年度	99.1	△ 0.1	98.9	△ 0.2	98.8	△ 0.1	98.8	0.0	99.0	0.2
	滞納繰越	21.4	1.8	25.1	3.7	28.7	3.6	22.1	△ 6.6	24.2	2.1
	合計	96.5	0.2	96.9	0.4	96.9	0.0	96.7	△ 0.2	96.8	0.1
紋別	現年度	98.6	0.2	98.9	0.3	99.0	0.1	98.9	△ 0.1	98.2	△ 0.7
	滞納繰越	22.1	△ 3.8	23.7	1.6	26.2	2.5	14.1	△ 12.1	19.1	5.0
	合計	95.0	1.2	95.9	0.9	96.6	0.7	96.1	△ 0.5	95.5	△ 0.6
士別	現年度	99.6	0.0	99.7	0.1	99.8	0.1	99.8	0.0	99.9	0.1
	滞納繰越	4.4	1.9	2.2	△ 2.2	11.4	9.2	17.5	6.1	44.0	26.5
	合計	96.6	0.2	96.4	△ 0.2	97.8	1.4	99.4	1.6	99.6	0.2
名寄	現年度	99.8	0.1	99.8	0.0	99.8	0.0	99.8	0.0	99.7	△ 0.1
	滞納繰越	27.7	△ 3.1	20.1	△ 7.6	20.4	0.3	13.9	△ 6.5	31.4	17.5
	合計	98.7	0.3	98.8	0.1	98.9	0.1	98.9	0.0	99.4	0.5
三笠	現年度	98.8	△ 0.1	98.6	△ 0.2	98.5	△ 0.1	98.8	0.3	98.7	△ 0.1
	滞納繰越	7.0	△ 4.6	9.0	2.0	9.9	0.9	9.3	△ 0.6	8.2	△ 1.1
	合計	92.6	△ 0.2	92.2	△ 0.4	91.7	△ 0.5	91.4	△ 0.3	90.9	△ 0.5
根室	現年度	98.4	0.1	99.1	0.7	99.0	△ 0.1	97.1	△ 1.9	99.1	2.0
	滞納繰越	21.0	4.1	34.1	13.1	43.6	9.5	36.1	△ 7.5	30.9	△ 5.2
	合計	95.2	△ 0.2	96.4	1.2	97.1	0.7	95.5	△ 1.6	96.1	0.6
千歳	現年度	99.5	0.5	99.5	0.0	99.6	0.1	99.6	0.0	92.1	△ 7.5
	滞納繰越	21.7	1.4	18.6	△ 3.1	19.7	1.1	26.8	7.1	28.8	2.0
	合計	97.4	0.9	97.7	0.3	98.0	0.3	98.6	0.6	91.2	△ 7.4



(単位：％, ポイント)

市名	現滞別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減	収入率	増減
滝川	現年度	98.0	0.0	98.2	0.2	98.7	0.5	98.6	△ 0.1	98.5	△ 0.1
	滞納繰越	9.6	△ 0.8	8.9	△ 0.7	8.1	△ 0.8	8.5	0.4	7.2	△ 1.3
	合計	88.6	0.7	88.9	0.3	89.1	0.2	89.7	0.6	89.5	△ 0.2
砂川	現年度	99.7	0.2	99.7	0.0	99.7	0.0	99.7	0.0	99.5	△ 0.2
	滞納繰越	21.2	1.1	24.2	3.0	15.9	△ 8.3	10.2	△ 5.7	16.0	5.8
	合計	98.2	0.7	98.4	0.2	98.6	0.2	98.6	0.0	98.6	0.0
歌志内	現年度	99.0	△ 0.1	99.2	0.2	99.3	0.1	98.8	△ 0.5	99.1	0.3
	滞納繰越	8.7	△ 0.6	10.2	1.5	18.5	8.3	19.6	1.1	26.7	7.1
	合計	93.4	0.1	93.7	0.3	95.1	1.4	95.3	0.2	96.0	0.7
深川	現年度	99.0	0.0	98.9	△ 0.1	99.1	0.2	99.1	0.0	99.0	△ 0.1
	滞納繰越	10.9	△ 3.1	10.0	△ 0.9	16.6	6.6	14.2	△ 2.4	11.2	△ 3.0
	合計	95.8	0.4	95.7	△ 0.1	96.0	0.3	96.2	0.2	96.2	0.0
富良野	現年度	99.1	0.1	99.1	0.0	99.2	0.1	99.3	0.1	98.8	△ 0.5
	滞納繰越	17.4	△ 2.3	17.7	0.3	14.3	△ 3.4	20.4	6.1	25.9	5.5
	合計	95.7	0.3	95.9	0.2	96.3	0.4	96.7	0.4	96.5	△ 0.2
登別	現年度	98.7	0.2	98.9	0.2	98.9	0.0	99.0	0.1	96.2	△ 2.8
	滞納繰越	14.3	△ 0.5	14.2	△ 0.1	18.9	4.7	17.7	△ 1.2	14.6	△ 3.1
	合計	91.2	1.0	92.2	1.0	93.4	1.2	94.1	0.7	91.8	△ 2.3
恵庭	現年度	99.3	0.2	99.6	0.3	99.6	0.0	99.4	△ 0.2	99.2	△ 0.2
	滞納繰越	24.4	4.6	26.3	1.9	25.1	△ 1.2	28.5	3.4	31.7	3.2
	合計	95.9	1.4	97.0	1.1	97.6	0.6	97.9	0.3	98.0	0.1
伊達	現年度	99.2	0.2	99.3	0.1	99.5	0.2	99.4	△ 0.1	99.3	△ 0.1
	滞納繰越	30.5	4.2	29.5	△ 1.0	30.8	1.3	28.4	△ 2.4	32.1	3.7
	合計	96.8	0.6	97.3	0.5	97.8	0.5	98.0	0.2	98.0	0.0
北広島	現年度	99.4	0.1	99.5	0.1	99.6	0.1	99.7	0.1	99.5	△ 0.2
	滞納繰越	27.1	△ 4.0	31.8	4.7	27.6	△ 4.2	31.7	4.1	25.6	△ 6.1
	合計	96.6	1.1	97.4	0.8	98.0	0.6	98.4	0.4	98.4	0.0
石狩	現年度	98.8	△ 0.1	98.9	0.1	99.1	0.2	99.4	0.3	99.4	0.0
	滞納繰越	8.0	△ 6.6	7.8	△ 0.2	20.6	12.8	10.7	△ 9.9	11.3	0.6
	合計	91.9	△ 0.1	92.1	0.2	93.4	1.3	94.0	0.6	95.3	1.3
北斗	現年度	99.2	0.2	99.2	0.0	99.3	0.1	99.2	△ 0.1	99.2	0.0
	滞納繰越	20.3	3.4	16.8	△ 3.5	14.3	△ 2.5	13.8	△ 0.5	19.9	6.1
	合計	95.8	0.4	96.0	0.2	96.2	0.2	96.0	△ 0.2	96.8	0.8

令和3年度（2021年度）市税概要

令和3年12月発行

編集 旭川市税務部税制課税制係

電話 直通 (0166) 25-5604

代表 (0166) 26-1111

内線 3311, 3312

FAX (0166) 27-2146

乱丁落丁はお取り替えます。